

# 第2次有田市地域福祉活動計画



平成29年3月



社会福祉法人 有田市社会福祉協議会

## はじめに



我が国は、いま、世界に類を見ない少子高齢社会を迎える、家族形態の変化や個人の価値観の多様化などを背景に、かつての伝統的な家庭や地域での支え合いが難しくなってきています。

また、福祉に対するニーズが多様化、複雑化する現代社会においては、既存の制度の対応では複合的なニーズを持つ人たちが適切な支援を受けられないという課題が提起されています。

地域における公益的な取組の実施が責務とされ、地域の幅広い福祉ニーズに対応していく法人として位置づけられる社会福祉法人である有田市社会福祉協議会では、平成25年度に策定した地域福祉活動計画に基づき、市役所をはじめ、関係機関と連携して各種施策を推進してまいりました。しかし、近年の社会情勢の変化に伴う様々な課題に対応するため、この度「第2次有田市地域福祉活動計画」を策定し、新たな取り組みを展開する運びとなりました。

今回の計画では、計画期間を平成29年度から平成33年度の5年間とし、課題解決の基本的な考え方として4つの視点を定めました。

地域福祉の主体は地域住民であるとする「住民主体の視点」、支え手と受け手に分かれるのではなく、みんなが活躍できる「地域共生社会の視点」、地域福祉の推進は市民みんなが協働して進める「パートナーシップ（協働）の視点」、そして、大人も子どもも共に学びあう「地域福祉を推進するための福祉教育の視点」としたところであります。

有田市社会福祉協議会では、今後5年間、この基本的視点に基づき、幅広い市民・機関・団体の方々と手を携えながら、全職員が一丸となって地域の福祉力を一層高めていく所存でありますので、今後もより一層のご支援ご指導を賜りますよう お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、ワークショップにご協力いただきましたメンバーの皆様、並びにアンケートにご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人 有田市社会福祉協議会  
会長 森川文夫

## 目 次

### 第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の性格と位置づけ	2
第3節	計画の期間	4
第4節	住民参加と策定体制	4

### 第2章 市の地域福祉を取り巻く課題

第1節	地域福祉の動向	5
第2節	市の現況と課題	12
第3節	第1次地域福祉活動計画の成果と課題	25
第4節	住民の意識・アンケートから見える課題	45
第5節	ワークショップからの課題	52
第6節	有田市を取り巻く地域福祉の重点課題	80

### 第3章 計画の理念と施策体系

第1節	計画の基本理念	89
第2節	計画の基本的視点	90
第3節	施策の体系	91

### 第4章 地域福祉の推進に向けて

第1節	重点課題解決のための目標	92
第2節	基本目標1 「出ちよいなよ！あがらのまちへ」	93
第3節	基本目標2 「連れもていこら！あがらのまちを」	94
第4節	基本目標3 「みな主役やで！あがらのまちの」	95
第5節	基本目標4 「言うてよ、聞くで！あがらのまちで」	96
第6節	基本目標5 「もっと識ろう！あがらのまちを」	97
第7節	基本目標6 「あがらのまちでは“共感”が“納得の行動”へ！」	98

### 第5章 計画推進に向けて

第1節	地域福祉の推進体制	99
第2節	計画の進行管理	100
第3節	計画の普及啓発	100

資 料 編		101～141
-------	--	---------

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 第1節 計画策定の背景

平成27年国勢調査によって、我が国の総人口に占める65歳以上の割合が過去最高となる26.7パーセントに達したことが明らかになりました。1920年の国勢調査開始以来、高齢者が25パーセントを超えたのは初めてとなります。

65歳以上人口のうち、単独世帯の人口は562万6,000人となっており、65歳以上人口に占める割合は16.8パーセントとなっています。男女別にみると、男性が179万7,000人、女性が383万人で女性が男性の約2倍となっています。65歳以上人口に占める割合は男性が12.5パーセント、女性が20.1パーセントとなっており、65歳以上の男性のうち8人に1人、65歳以上の女性のうち5人に1人が一人暮らしとなっているのです。

一方、和歌山県が公表した平成28年1月1日現在の高齢化の状況においては、和歌山県の高齢化率は30.3パーセント、全国では7位、近畿においても1位という結果になっています。

有田市は、和歌山県の平均よりもさらに0.6ポイント高い30.9パーセントとなっており、さらに、世帯分離も進み、高齢者の一人住まい比率も、23.5パーセントとなっています。いまや、若者の転出、都市化などによるコミュニティ意識の希薄化などは、都会だけではなく、中山間地域を多く抱えるこの有田市においても、地域での支え合いの力が弱まっているのが現実です。

また、平成27年度の介護保険法改正において、全国一律のサービスの種類や内容等によらず、地域の実情に応じた取り組みを推進することが求められたところであります。

今、私たちが抱える課題は、こうした高齢者問題だけではなく、子どもを中心据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく仕組みづくりや、障がいをそれぞれの個性ととらえ、その多様性を含めて社会の中に包摂するソーシャルインクルージョン（社会的包摂）への取組や、複合的な要因により発生する生活困窮者に対する支援の仕組みづくりなど、公的なサービスだけでは対応しき

れない事案について、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）としての役割が求められているところであります。

有田市においては、平成25年に『有田市地域福祉活動計画』を策定し、安心した地域生活を送るために、人と人、人と地域をつなげていくこと、福祉を知り、伝え、支え合う心を育むことを基本理念として、取り組んでまいりました。

しかし、未だ地域福祉が本市で浸透しているとは言い難く、第1次地域福祉活動計画の理念を引き継ぐ形で、「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化するため、『第2次有田市地域福祉活動計画』を策定するものです。

## 第2節 計画の性格と位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法（平成12年法律第111号）第109条の規定に基づく民間組織である社協が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社協の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

しかし、その計画の実行には、住民がいかに取り組むかが策定していく上の最大のポイントであるため、地域住民が主体となった計画づくりが求められるところであります。

また、地域福祉活動計画は、地域住民と共に推進するものであることに注意する必要があります。つまり、地域福祉活動計画の策定や進行管理の事務局としての役割を本会が担うとしても、それは、すべての住民や組織・団体の参加のもと、進めるべきものであることを念頭においておかなければなりません。

有田市が策定する「地域福祉計画」と、今回策定する「地域福祉活動計画」とは、有田市が示す基本的な考え方を受け、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補強・補完し合いながら地域福祉を進展させるものとします。

### 社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

なお、国、県、市などの動向や、社会状況の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行います。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
第1次有田市地域福祉計画					第2次有田市地域福祉計画				
第1次 有田市地域福祉活動計画					第2次 有田市地域福祉活動計画				

### 第4節 住民参加と策定体制

この計画の策定には、市民の直接参加が必要なため、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見などを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、市民自らが地域の生活課題やその解決策を考え、話し合う場として、ワークショップを開催しました。

また、計画内容の計画・協議は、市民の代表や関係機関・団体等からなる策定委員会により実施しました。



“想いをひとつに” 有田市まちづくりチームのワークショップの様子

## 第2章 市の地域福祉を取り巻く課題

---

### 第1節 地域福祉の動向

地域福祉という言葉は、社会福祉の研究や実践的取組として、1970年代ごろから用いられ、様々に定義されています。法的には平成12年に社会福祉法で初めて位置付けられ、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これから社会福祉の方向性を改めて示したものと言えます。

国では、平成25年8月に公表された「社会保障制度改革国民会議」の報告書を受けて、少子化対策や地域包括ケアシステムの構築などの法整備が行われています。また、平成27年4月からは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）や、介護保険法（平成9年法律第123号）や医療法（昭和23年法律第205号）等を一本化した医療介護総合確保推進法（平成26年法律第83号）、子ども・子育て関連三法による子ども・子育て支援新制度が施行されています。

地域は、そこで暮らす一人一人の生活者がその人らしく豊かで充実した生活を送るための、身近な生活の基盤であり、福祉の基盤でもあります。市民は、暮らしの場である地域で様々な生活上の課題に地域全体で取り組んでいくという地域福祉の主体であります。

そのような観点から、今後どのように地域福祉を進めていくか、有田市の現状と様々な福祉計画を勘案して、検討を進めていきたいと思います。

#### (児童)

近年、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、子どもや家庭をめぐる課題は複雑化、深刻化しています。すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められているなか、虐待を受けた子どもなど、保護者による適切な養育を受けられない子どもが増加しています。こうした状況のなか、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で

支えていく「子ども家庭福祉」の観点から、地域のあらゆる関係機関の連携、協働を強化し、施策を充実させていく必要があります。

平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度の対象は、教育・保育施設を利用する子どもとその家庭だけではなく、在宅のすべての子育て家庭を含む家庭および子どもを支援する制度として、市町村が地域の実情に応じてさまざまな事業を実施することとなっています。

また、子どもの貧困対策では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的に「子どもの貧困対策に関する大綱～全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指して」が、平成26年8月29日に閣議決定されたところです。子どもの貧困への総合的な対応では、ひとり親家庭への支援は不可欠です。ひとり親家庭については、母子家庭にとどまらず父子家庭への支援の必要性から、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）を一部改正し「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とし、対象を広げるとともに支援体制の充実を図っています。

有田市においては、これらの閣議決定や改正法を受けての具体的な対策は、今後検討していくものと考えますが、有田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）としては、これらの制度を活用しながらも、地域で子どもを育てる仕組みづくりに取り組む必要性を感じます。

#### (障がい者)

障がいのある人への生活支援などを盛り込んだ改正障害者総合支援法（平成28年法律第65号）が平成28年5月25日の参院本会議で可決、成立しました。一部を除き施行は2018年4月1日となっています。

障害福祉サービスはほとんどの人が自己負担なく利用できますが、65歳になって同じサービスを利用する場合、自己負担1割（所得・資産による）の介護保険が優先される原則があります。利用料を支払えずサービス利用を諦める人が出ていました。65歳で障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際に生じる自己負担を、低所得者に限りゼロとする救済策などが柱となっています。また障がいのある子どもへの支援も拡充されることになっています。

施設で暮らす障がい者がアパートなどで1人暮らしができるよう、自宅を定期訪問し、食事や健康状態を見守るサービスを新設。意思疎通が難しい難病患者や重度の障がい者が入院した際、現在は認められていないヘルパー利用も解禁されます。

危険な状態で生まれ、人工呼吸器や胃ろうなどの医療的ケアが欠かせない子どもの支援も初めて法律に明記され、虐待を受けて施設に入所する障がい児も増えているため、保育士らが出向き生活訓練をするサービスも設けられました。

しかし一方では、福祉的就労事業所に通所する者の実態調査（福祉的就労事業所関連団体による共同調査で、対象は1万人余、平成24年2月公表）によると、相対的貧困線（すべてを合算した年収が112万円程度）以下が85パーセントにのぼります。国民全体では16パーセントであり、実に障がい者は5倍も多いことになります。経済面での厳しさは単独での自立生活を困難にし、勢い親との同居生活を当たり前にしています。親を中心とした家族との同居率は、20代で90パーセント、30代で80パーセント、40代でなお65パーセントと、異常な高さを示しています。

こうした中、今、地域で浸透しつつあるのが「ノーマライゼーション」という概念です。これは、さまざまな条件や環境を整えることで障がいのある人も障がいのない人と同じように生活できる社会を目指そうという考え方です。

しかし、その実現には以下の3つの要素が必要となります。

- 1 障がい者が力をつけ、力を発揮する支援（エンパワメント・セルフヘルプ）
- 2 社会参加を妨げるさまざまなバリアの除去（バリアフリー）
- 3 誰もが使える、参加できる形の形成（ユニバーサルデザイン）

法整備により、障がい者の権利や最低限の生活を確保する取り組みをする一方、今後の社協の使命として、心身に不自由を持つ人を社会の中に統合しようとする考え方から、さらに踏み込んで、さまざまな個性を持つ方々を、その多様性を含めて個性としてそのまま社会の中に包摂するソーシャルインクルージョン（社会的包摂）への取組を展開することが望ましいと考えます。

### （高齢者）

平成26年6月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が可決・成立しま

した。この法律は、持続可能な社会保障制度の確立のため、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築をめざすものです。

これにより介護保険制度が見直され平成27年度から3年間で、これまで全国一律であった要支援者に対する訪問介護や通所介護が、保険の給付対象から市町村が行う新たな地域支援事業に移行されることになりました。

この見直しは、高齢者の多様な介護・生活支援ニーズに応えるため、全国一律のサービスの種類や内容等によらず、地域の実情に応じた取り組みを推進することにあります。

有田市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が実施され、平成30年度からは「生活支援体制整備事業（以下、整備事業）」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合支援事業」が実施されます。これらの中でも特に、生活支援や介護予防に大きく関係するのは、要支援に相当する比較的軽度の高齢者を対象とした総合事業と、地域全体の生活支援体制の強化を目指す整備事業です。

総合事業は、要支援者等の軽度者を対象とした事業である一方で、今後は中重度の在宅要介護者の増加に応じて、在宅介護サービスにおける身体介護への重点化をも視野に入れた事業であることを認識する必要があります。

つまり、総合事業・整備事業は、単に軽度者の生活支援サービスを充実させるだけでなく、最終的には、中重度者の在宅生活の継続の可能性を高める上でも重要な役割を担うという意味で、今後の在宅医療介護連携や認知症施策にも大きく貢献する取組であると言えます。

これらの事業は、平成28年度中に、市担当課の説明を受け、協議を進めてきたところですが、現状を十分に把握したうえで、本会としては、要支援者等を支える「地域づくり」の具体的なプランを、行政とともに取り組んで行きたいと思います。

### （生活困窮者）

今、日本では、所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困と呼ばれる層が厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2012年）では16.1パーセントに達し、とくに現役世代の単身女性は、国立社会保障・人口問題研究所が2009年の国民生

活基礎調査を分析した結果によると、その約3割が相対的貧困の状態におかれています。しかも、今日見られるのは、貧困が、支え合いやがんばりにつながるのではなく、逆に孤立やあきらめを生み、そのためにますます貧困から脱却できなくなるという悪循環です。

例えば、急に家族の介護が必要になると働き方が変化し、所得が減り、自分自身もストレスで参ってしまいます。このように複数の要因が連鎖すると、だれでも生活困窮につながる可能性があります。ところがこれまででは、生活が著しく困窮したときに頼ることができる制度は、生活保護しかありませんでした。生活保護は、最低生活保障のための大変大事な制度ですが、そこには困窮から脱却していくことを支援する仕組みはありません。2015年4月に施行された、生活困窮者自立支援法は、この最後のセーフティネットのいわば手前に、もう一つのセーフティネットを張ろうとするものです。困窮に陥っている人たちが直面しているのは、心身の障がい、失業、家族の介護など、複数の問題が絡み合った状況です。相談支援の窓口では、一人一人の事情に合った総合的な支援計画を作成します。自治体の判断で、就労の支援、住居や食料などについての一時生活支援、子どもの学習支援、家計相談の支援など、法律に定められた新しい事業を開始することができます。なかでも重要なのは、就労支援の事業です。これまで日本の自治体では、「福祉とは働くことができない人たちのもの」「雇用とは福祉を必要としない人たちのもの」という考え方がありました。しかし、現在は、福祉的な支援があると就労を実現できる人たちが増えているのです。

今後有田市においても、これらの就労支援をはじめとする様々な取り組みの前段として、相談窓口の充実をはかる必要があります。生活困窮者は自ら支援を求めることも多く、窓口で待っているだけでは地域の生活困窮の実態をつかめません。モデル事業でも、人口10万人単位で見たとき、月平均の新規相談が25人を超えた自治体は1割以下にとどまっています。

相談支援の窓口と税、保険・年金、子ども家庭の部局が相互のつながりを密接にして、税や保険の滞納があったり子育て世帯が経済的に行き詰まっている時、本人が希望するならば相談支援の窓口につないで早期に支援を開始するシステムをつくっている自治体もあります。その結果、支援をめぐる部局間の連携もスムーズになっているといいます。

今後これらの先進事例を参考としながら、行政として取り組むべき施策と、本会を中心とした民間での取組を検討する必要があります。

#### (新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン)

厚生労働省より、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が発表され、今後の福祉サービスの新方針が明らかになりました。これまで高齢者・児童・障がい者など対象者ごとに行ってきました支援の窓口をひとつに束ね、分野を問わず対象者の状況に応じて包括的に相談・支援を行うことができる体制作りを目指していくという内容になっています。

こうした方針が示された背景として、家族・地域社会の変化に伴う多様化、複雑化する支援ニーズに対し、「介護」「障がい」「子育て」など単独の機関によるアプローチのみでは十分に対応できなくなっているという点や、高齢化と人口減少が進む中、良質な福祉サービスを提供し続けるための人材確保と活用方法などが課題として挙げられています。そのような中で今回の福祉ビジョンは、大きく分けて下記2点を新たな時代に対応した福祉改革の方向性として示しています。

##### 1 新しい地域包括支援体制

これは福祉ニーズの多様化や複雑化に対応するための改革となっており、従来の制度ごとのサービス提供ではなく、本人のニーズを起点とした支援の調整ができるようなシステムを目指すものです。障がいのある困窮者と高齢の親が地域で孤立してしまうケースなどに対して、1つの窓口で相談と必要な支援を受けられるようにしていくことを目標としています。また、子どもと高齢者が1つの拠点で福祉サービスを受けられる多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進も盛り込まれており、そのための運営ノウハウの共有や規制緩和の検討も行われています。

##### 2 新しい支援体制を支える環境の整備

地域包括支援体制を整えるためにはそれを支える人材の育成と確保が不可欠です。そのため人手不足が続く福祉業界において、1人で複数の仕事ができるよう保育士や介護福祉士などの福祉資格保有者が複数の資格を取得しやすくするための環境整備や人材育成のための研修プログラムの開発を行っていくよう

です。さらに良質な福祉サービスの提供を効率的に行っていくため、介護ロボットなどの先進的な技術の実用化や介護・保育分野でのITの活用化を推進していくとしています。

何らかの事柄で悩んだとき、「どこに相談すれば良いのかわからない」「相談が1ヶ所で終わらず、たらい回しにされ何度も同じ説明をしなければならない」「相談だけでその後に必要な支援が受けられない」などの状態にならないようにするための包括的な支援体制の試みは、既に『相談支援のワンストップ化』として実施している自治体もあります。

こういった実際の取組みを分析・検証して有田市の実情に合ったシステムを早急に整えていきたいところです。

ここで重要なのは、対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点に支援を調整することです。こうした考え方にして、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況にあった支援が受けられるという新しい地域包括支援体制を構築していくことです。

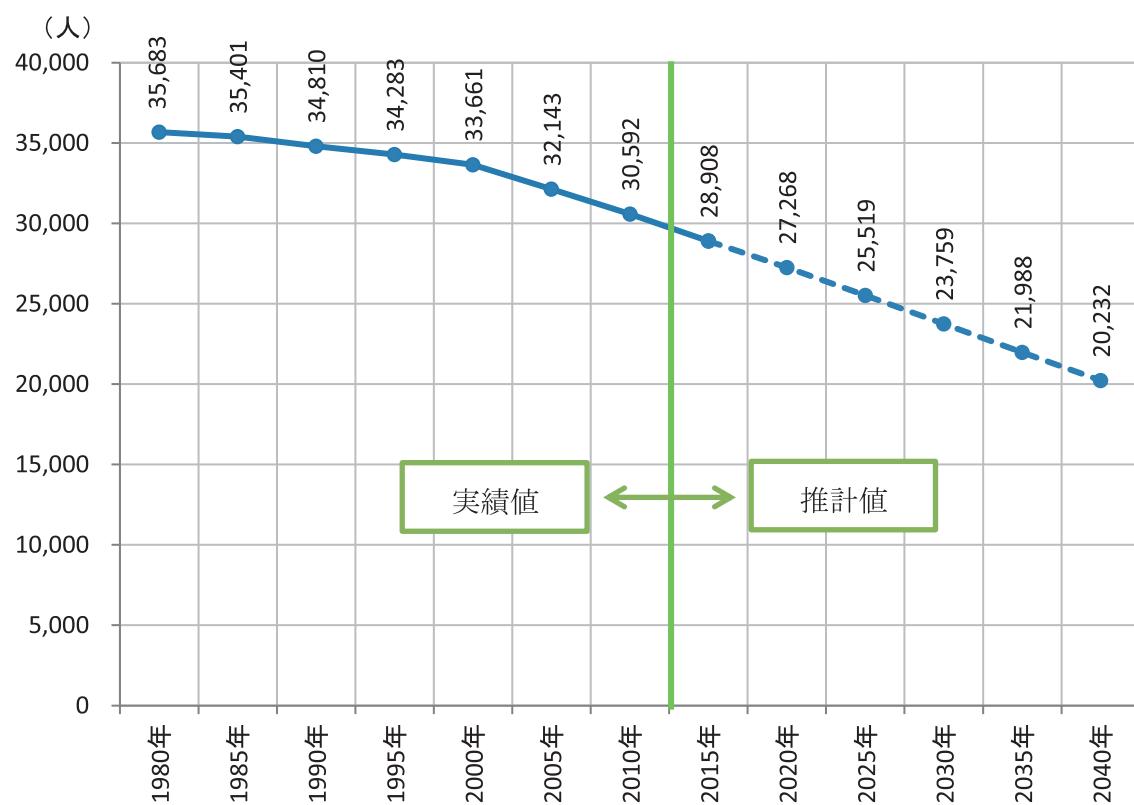
長期的な取組としては、今回、厚生労働省が示したビジョンに即した形で展開していくものと考えられますが、今後、本会としての短期的な取組としては、様々な制度に基づく相談支援を、一体的に整備できるかどうかの検討をする必要があるものと考えます。

## 第2節 市の現況と課題

### 第1項 人口動向の分析

#### 1 総人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、2040年には20,232人になると予想されています。

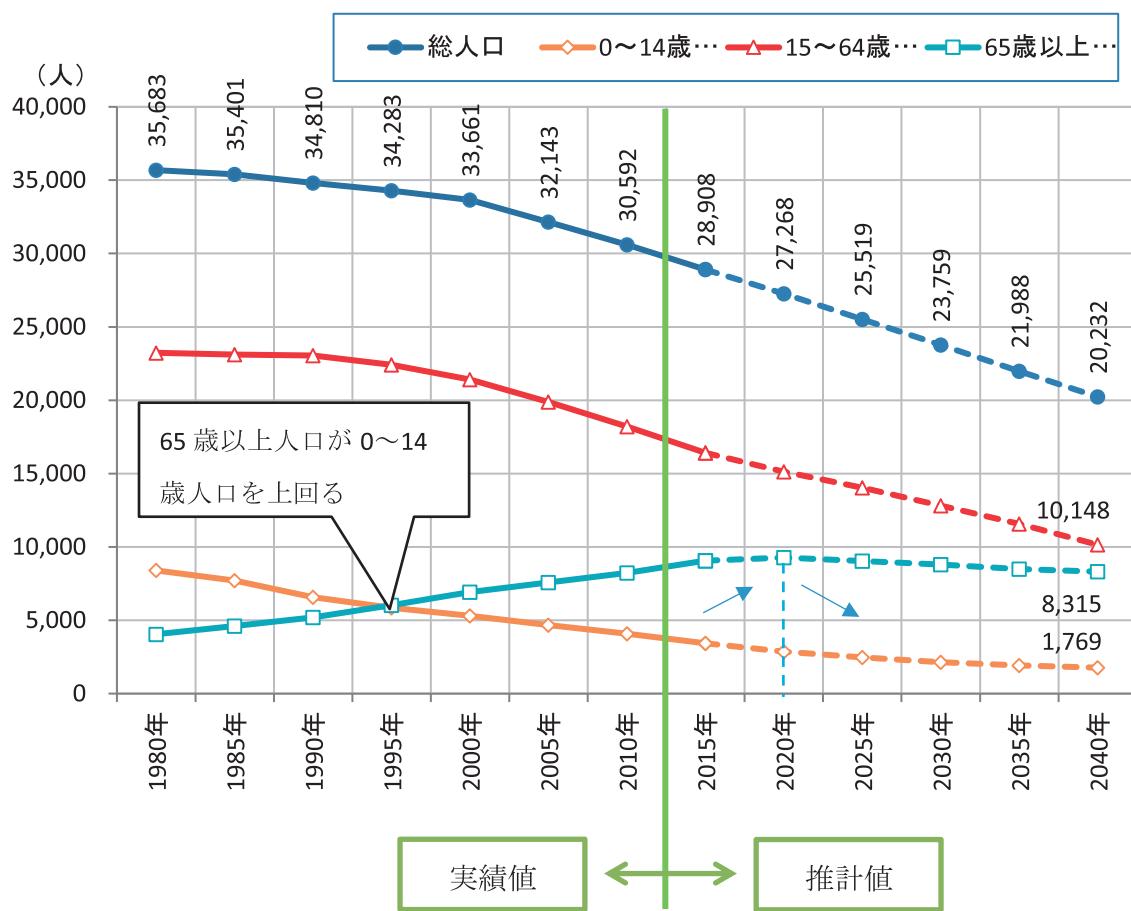


(資料：有田市長期人口ビジョン 平成27年10月)

## 2 年齢3区分人口の推移

年齢3区分人口の推移をみると、65歳以上人口は1995年には0~14歳人口を上回り、2020年まで年々増加していたものが、それ以降、緩やかな減少傾向となっています。

0~14歳・15~64歳人口の減少傾向に加え、2020年には65歳以上人口も減少傾向となることで、総人口が急激に減少に向かうと予想されます。



(資料：有田市長期人口ビジョン 平成27年10月)

### 3 園児・児童・生徒数の推移

園児・児童・生徒数の推移をみると、年々減少傾向にあります。

(人)



各年4月1日現在（資料：有田市福祉課、教育委員会調べ）

### 4 要保護児童件数の推移（児童虐待件数の他見守り支援を含む）

有田市では、要保護児童対策地域協議会が運営され、専門職らが虐待事案はもちろん、支援や見守りが必要な状態のご家庭についても定期的に情報共有し、適宜支援の輪を広げています。

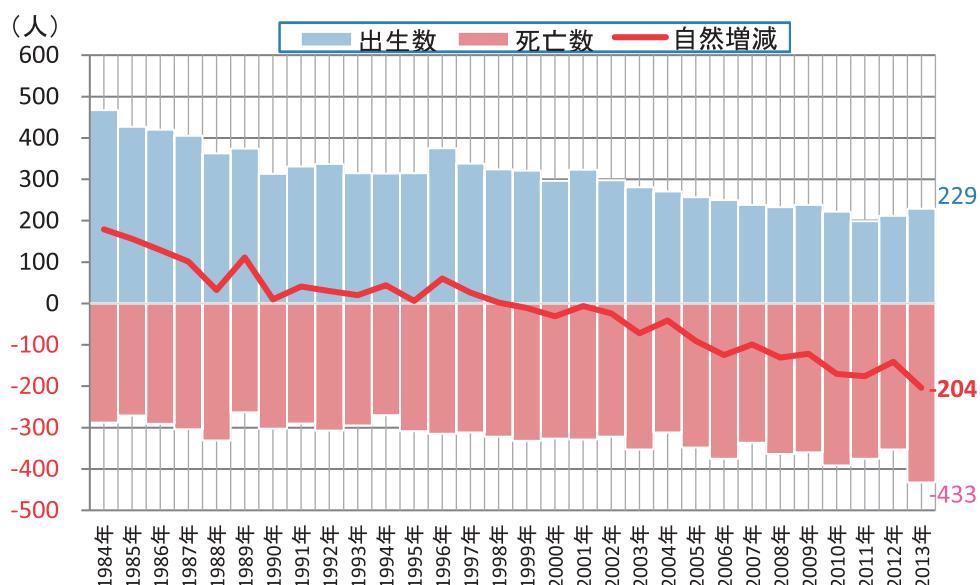
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
世帯	17	18	25	17	19
人数	38	45	56	35	32

各年3月末日現在（資料：有田市福祉課子ども係調べ）



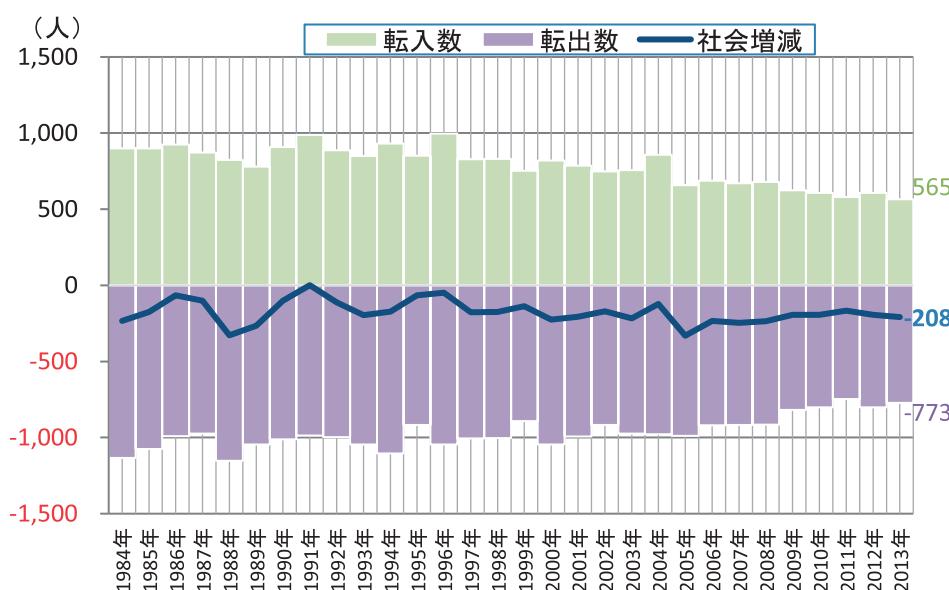
## 5 出生・死亡、転入・転出数の推移

出生・死亡数の推移をみると、1998年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていましたが、それ以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっています。



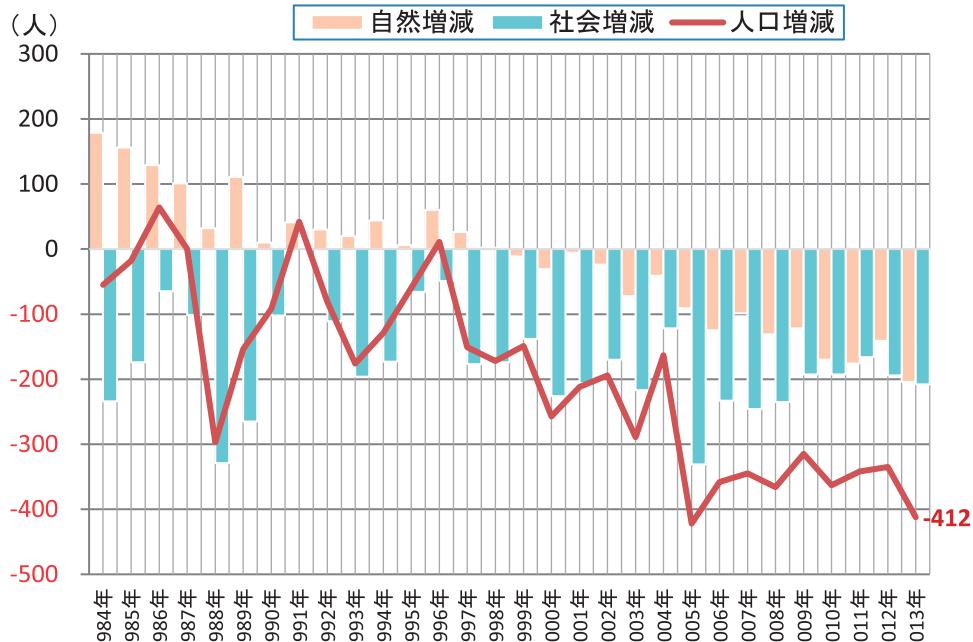
(資料：有田市長期人口ビジョン 平成27年10月)

転入・転出数の推移をみると、1991年に一度、転入数が転出数を上回りましたが、それ以外の年代において、転出数が転入数を上回る社会減の状態となっています。



(資料：有田市長期人口ビジョン 平成27年10月)

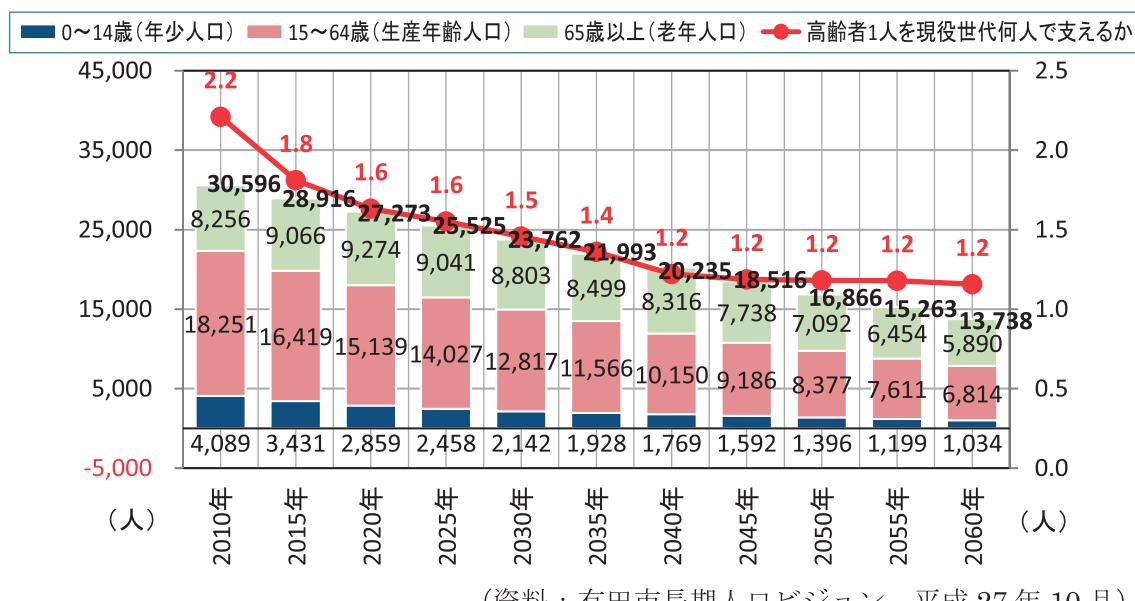
自然増減と社会増減を合わせた人口増減の推移をみると、1997年以降は人口減の状態となっています。



(資料：有田市長期人口ビジョン 平成27年10月)

## 6 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所が設定した傾向が将来にわたって一定程度継続すると仮定すると、2040年における市の総人口は2万人程度まで減少し、2060年には約1.4万人程度まで激減すると予想されます。

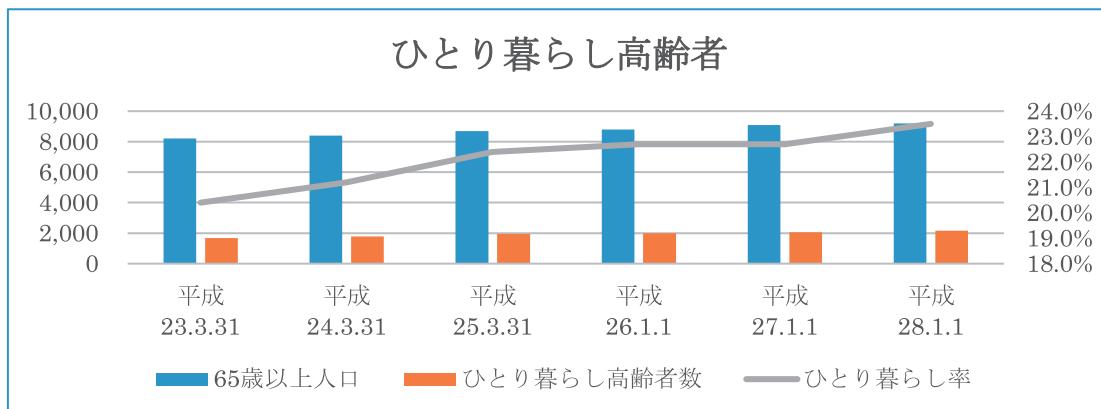


(資料：有田市長期人口ビジョン 平成27年10月)

## 第2項 支援を必要とする市民の推移

### 1 65歳以上のひとり暮らし高齢者の推移

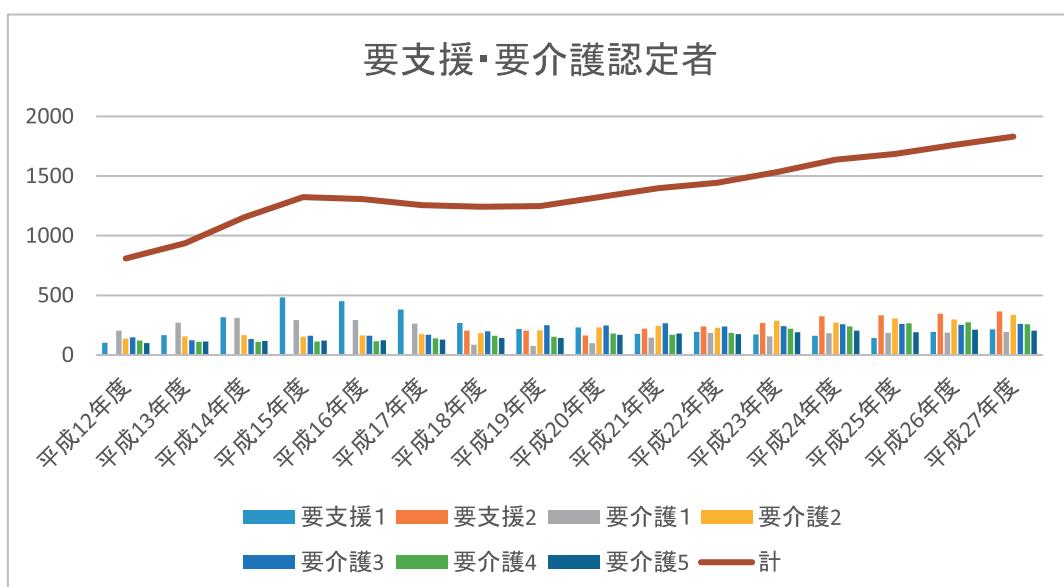
65歳以上の高齢者数及び、ひとり暮らし高齢者数は緩やかな増加にとどまっているものの、高齢者全体に占めるひとり暮らし率は、5年で5ポイント以上の増加を示しています。



(資料：有田市高齢介護課調べ)

### 2 要支援・要介護認定者の推移

介護保険制度が開始された平成12年度には、要支援・要介護認定者は809人でしたが、平成27年度には2.26倍の1,831人となっています。



(資料：有田市 介護保険事業状況報告)

### 3 高齢者虐待の相談件数(疑いを含む)の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	7	9	3	3	9

各年3月末日現在 (資料：有田市高齢介護課調べ)

## 4 障がいのある人の状況

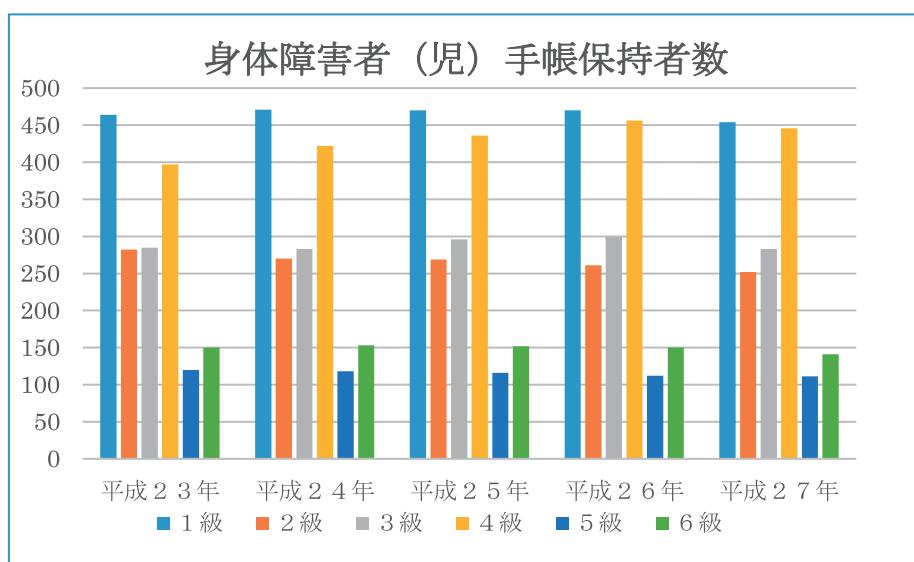
### (1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、人口減少に比例して、各等級とも減少傾向にあります。平成27年4月1日現在の等級別では、1級手帳所持者が454人（約27%）と最も高く、1級・2級の重度の手帳所持者が全体の約42パーセントと非常に高い割合になっています。

障がい種別では、肢体不自由の方が902人（約53パーセント）で最も多く、次に内部障がいが469人（約28パーセント）と多くなっています。

\*身体障害者手帳は、1級から6級まであり、1・2級＝重度、3・4級＝中度、5・6級＝軽度となっています。

身体障害者（児）手帳保持者の推移（等級別）単位：人



平成27年度身体障害者（児）手帳所持者（障害別）

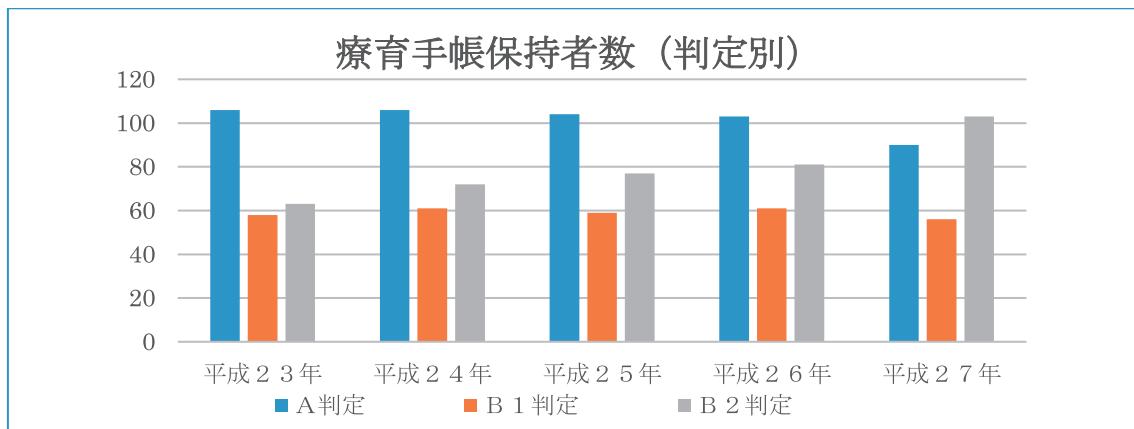
区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語、そしやく、機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	46	7	0	158	243	454
2級	38	35	5	167	7	252
3級	7	19	5	184	68	283
4級	7	36	8	244	151	446
5級	12	1	0	98	0	111
6級	8	82	0	51	0	141
合計	118	180	18	902	469	1,687

各年4月1日現在（資料：有田市福祉課調べ）

## (2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、平成27年4月1日現在249人で、近年、微増傾向となっています。また、等級別では、B2判定（軽度）が103人で、全体の約41パーセントと高い割合となっています。

\*療育手帳：A判定＝重度、B1判定＝中度、B2判定＝軽度  
療育手帳所持者数の推移（判定別）単位：人

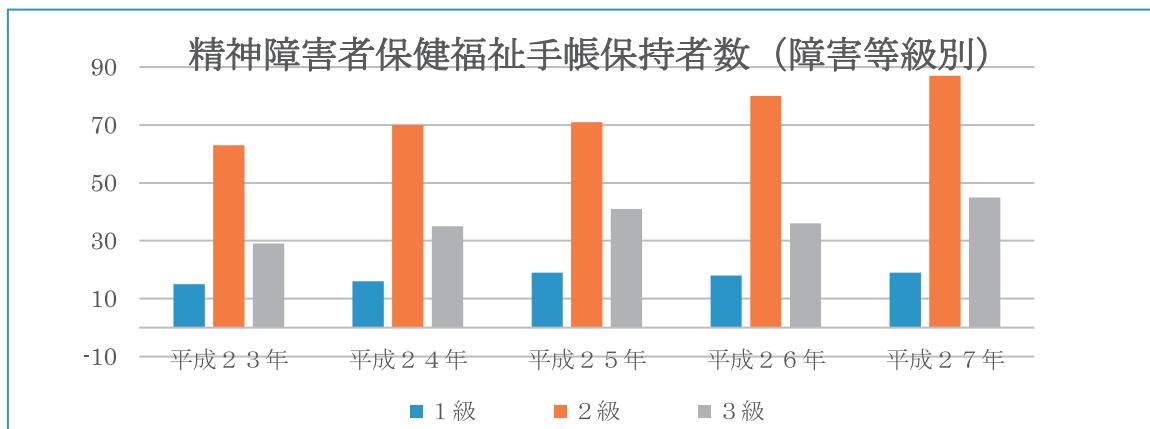


各年4月1日現在（資料：有田市福祉課調べ）

## (3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年4月1日現在151人で、やや微増傾向となっています。また、等級別では、2級（中度）が87人で、全体の約58パーセントと高い割合となっています。

\*精神障害者保健福祉手帳：1級＝重度、2級＝中度、3級＝軽度  
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害等級別）単位：人



各年4月1日現在（資料：有田市 保健センター調べ）

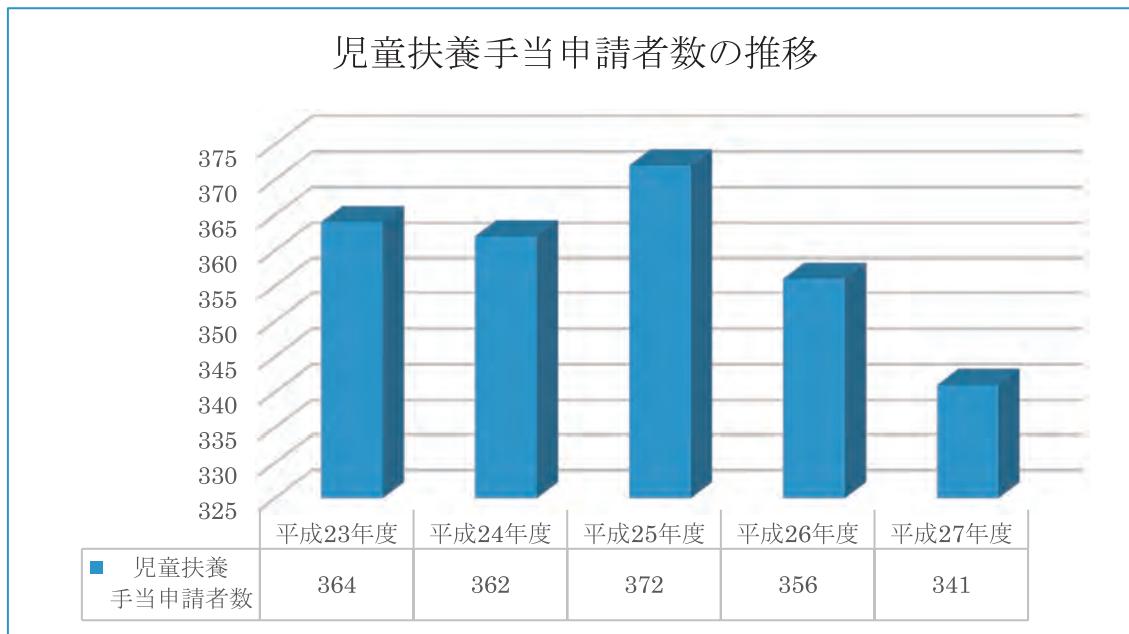
## 5 養護者による虐待件数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
世帯	—	2	3	1	0

各年3月末日数値（資料：有田市福祉課調べ）

## 6 児童扶養手当申請者数の推移

大きな変動はないものの、直近3年間は、毎年約4パーセント減少しています。

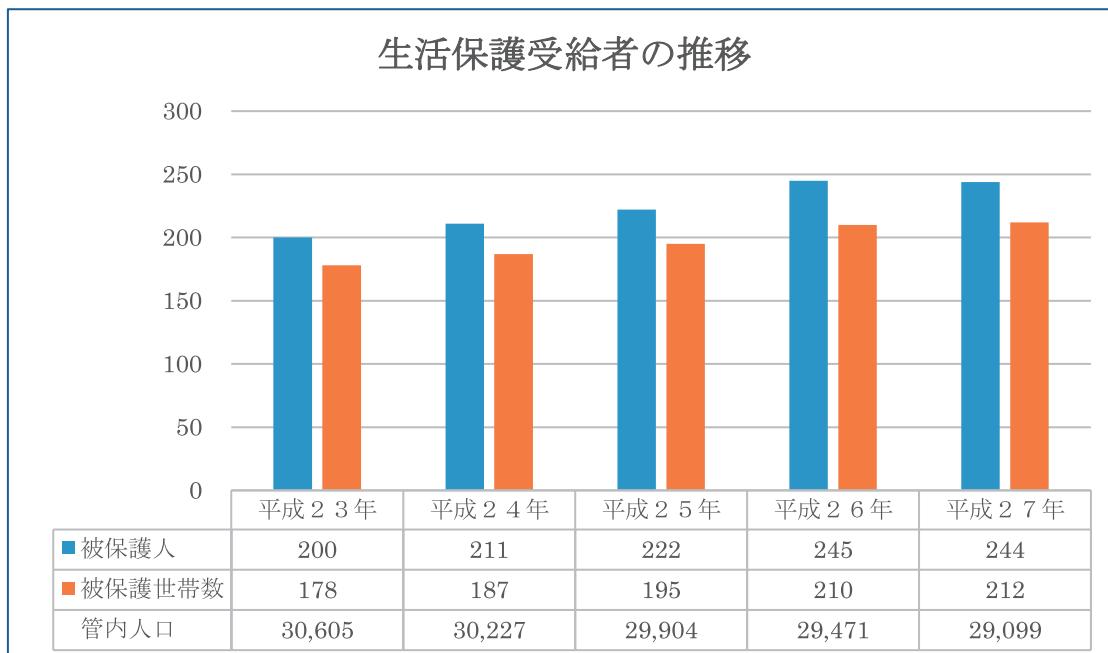


各年3月末日数値（資料：有田市福祉課調べ）



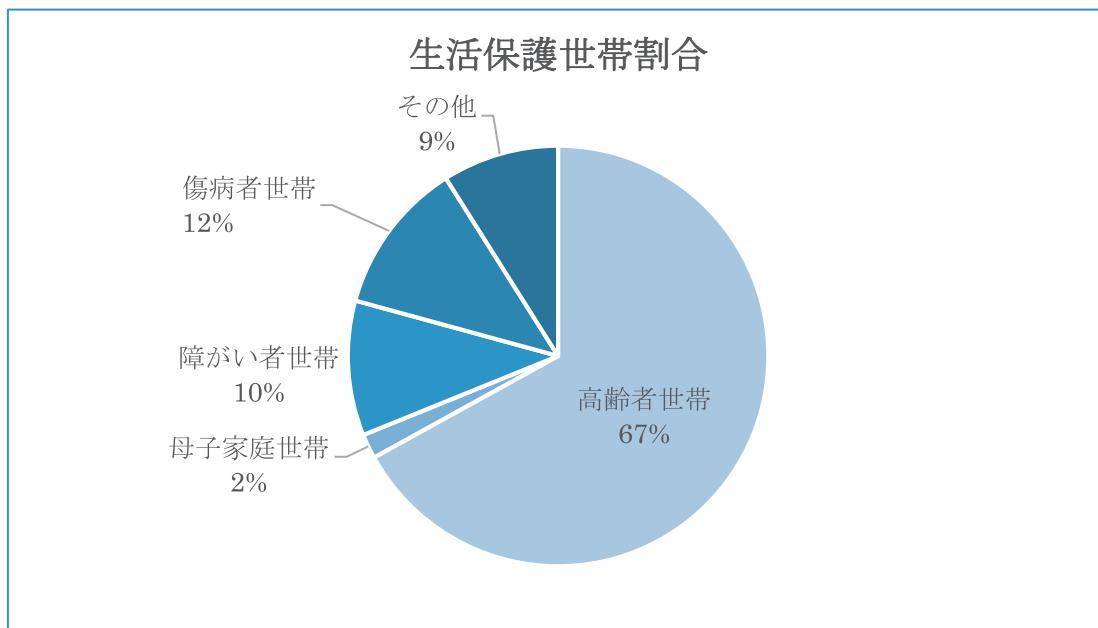
## 7 生活保護受給世帯及び受給者数の推移

管内人口が年々減少する中で、被保護者数及び被保護世帯数は増加傾向にあります。



年度末数値（資料：有田市福祉課調べ）

平成27年度の生活保護世帯割合をみると、高齢者世帯が全体の67パーセントを占めています。



（資料：有田市福祉課調べ）

### 第3項 ボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員の状況

#### 1 ボランティア団体の状況

ボランティア(Volunteer)とは、ラテン語の Voluntas (=自由意志) を語源にしており、自由な意志に基づいて自発的に行う社会参加活動をいいます。言い換えれば、誰かに言わされたからではなく、自分の意思と判断で自発的に（自発性の原則）、自己のために金銭的・物理的利益や見返りを追求せず（無給性の原則）、他者や社会の利益を追求する（公益性の原則）活動のことです。また、誰もが暮らしやすい豊かな社会をめざして、いろいろな人や団体とつながり、ネットワークを広げながら、社会の課題の解決に取り組む（連帶性の原則）活動でもあります。

#### 2 有田市ボランティアセンター登録者の状況

有田市ボランティアセンターは本会が運営しています。社協事業にご協力いただけけるボランティアや団体には登録を行っていただき、ボランティア活動保険等の斡旋を行っています。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ボランティア グループ	団体数	22	19	19	19	19
	会員数	856	843	850	876	839
個人ボランティア (人)		13	16	20	29	30

※各年 3 月末日数値 (資料: 有田市社会福祉協議会調べ)

#### 平成 27 年度のボランティア団体の活動状況

主な対象分野	団体数	活動内容
高齢者	7	高齢者施設への慰問、行事手伝い等
障がい者	3	点訳・音訳、施設利用者との交流行事手伝い等
子ども	2	読み聞かせ、イベント手伝い
その他	7	地域住民全体を対象とした活動、清掃
合計	19	

(資料: 有田市社会福祉協議会調べ)

### 3 NPO法人の状況

NPOとは「Non Profit Organization」の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない「民間非営利組織」をいいます。

社会貢献活動を行うことは、ボランティアもNPOも同じですが、ボランティアは個人が個人の責任の範囲で活動、または個人それぞれの意志を主体としたグループ活動をするのに対し、NPOは目的達成のために運営ルールをもち、組織的、継続的に活動を行います。

有田市では、現在NPO認証を受けている団体は9団体です。

各団体の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に係る目的は下記のとおりです。

第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	5
第2号	社会教育の推進を図る活動	1
第3号	まちづくりの推進を図る活動	6
第4号	観光の振興を図る活動	0
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	6
第7号	環境の保全を図る活動	3
第8号	災害救援活動	0
第9号	地域安全活動	1
第10号	人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動	3
第11号	国際協力の活動	0
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	0
第13号	子どもの健全育成を図る活動	4
第14号	情報化社会の発展を図る活動	0
第15号	科学技術の振興を図る活動	0
第16号	経済活動の活性化を図る活動	3
第17号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2
第18号	消費者の保護を図る活動	0
第19号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	2
第20号	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	1

平成28年11月22日更新（和歌山県NPO認証・申請状況より）

#### 4 民生委員・児童委員の状況

民生委員とは、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定され、地域社会に根ざした無給の相談援助職であります。任期は 3 年で、都道府県知事の推薦を受け厚生労働大臣が委嘱します。

市町村の福祉事務所などと連携しながら活動し、民生委員は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定で児童委員を兼ねており、地域の子どもの健全育成にかかる行事や児童相談所との連携、虐待通告の仲介など子どもとその親の相談援助を担っています。

民生委員兼児童委員の援助に、高齢者や障がい者への支援、生活保護など主に大人を対象としたものが多くを占める実情の中で、子育て支援や虐待対応など子どもの福祉を主に担う人的資源確保の要請から、主任児童委員が 1994 年に創設されました。主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣が指名し委嘱します。

有田市では、平成 28 年 12 月現在、68 人の民生委員・児童委員があり、その内 4 人が主任児童委員として活動しています。

担当地区	人数
箕島地区民生委員・児童委員	9 人
港地区民生委員・児童委員	6 人
宮崎地区民生委員・児童委員	8 人
中央地区民生委員・児童委員	11 人
保田地区民生委員・児童委員	9 人
宮原・糸我地区民生委員・児童委員	12 人
初島地区民生委員・児童委員	9 人
主任児童委員	4 人

(資料：有田市福祉課調べ)



### 第3節 第1次有田市地域福祉活動計画の成果と課題

#### 基本目標1 福祉を知る

##### 【目的】

「福祉」という言葉は知っているものの、健康な人たちにとっては、まだまだ身近に感じることができないのが、現実です。「福祉」とは、一言でいえば「みんなが幸せに暮らしていくこと」です。つまり、私たち一人ひとりが幸せに暮らしていくよう、他の人から支えてもらいながら、また一緒に支え合って生きていくことが「福祉」といえるでしょう。わかりやすく福祉を知ってもらう施策を展開します。

##### 1 企画・広報事業

###### 【取り組み内容】

市内全戸配布である『ありだし社協だより』を通じて、各種企画の案内や、福祉団体・ボランティア紹介を行うことで、地域住民に福祉を知っていただく機会を提供します。

また、学校や各種団体との協働による企画立案を検討します。

###### 【成果】

隔月に発行することにより、社協が実施するイベントやお知らせ等は周知できています。

また、予算・決算を掲載することにより、事業運営の透明性を図ることができました。

###### 【課題】

年々増加する事業に伴い、紙面に掲載する内容も増加することから、掲載記事の精査が必要となります。



##### 2 なごみ祭り・ボランティアフェスティバルの開催

###### 【取り組み内容】

宮原町内を中心とする地域の方々にお越しいただき、ボランティアによる安価な模擬店販売等を行います。

本会の事務所である「有田市福祉館なごみ」を身近な存在として感じていただき、



気軽に来館できる場所を目指します。

また、同時開催のボランティアフェスティバルではボランティアによるいきいきサロンを行い、毎月開催しているいきいきサロンの周知を行います。

#### 【成果】

「なごみ」が福祉の拠点であるという認識は、宮原町内だけではなく、市内に浸透したといえます。また、毎年、フェスティバルにご協力いただくボランティアや、なごみ祭りへの参加人数は増加傾向にあります。

#### 【課題】

本会のイベントとして、過去15回実施してきましたが、福祉を知っていただくという意味においては、市内の福祉事業所との共催により、より大きなイベントに広げていくことも必要ではないでしょうか。

### 3 ホームページの開設

#### 【取り組み内容】

平成27年7月から、本会の公式ホームページとして開設されました。随時事業・行事案内を更新し、スタッフブログの開設や、Facebookへのアクセスを実施しています。

#### 【成果】

毎日更新するスタッフブログへのアクセス、Facebookのファン数も増加しており、多くの情報を発信することにより、より多くの方々に、本会の活動を知っています。

#### 【課題】

より多くの情報を発信するために、ホームページ検索が容易になるよう、Facebook等により、さらに拡散を図つていきます。



【有田市社協 HP QR コード】

## 基本目標 2 福祉に触れる

### 【目標】

“触れる”ことは、生きている実感を伝える効果的な技法のひとつとなります。触れる人と触れられる人の双方にとって、身体を通じて相手と共に感じ、相手を受け入れ支えることを目的として、事業の実施に取り組みます。

### 4 サマーボランティア講座

#### 【取り組み内容】

小中学生から一般の方に向けて、入門講座として夏休み期間を利用したボランティア講座を開催します。講座内容は、お便りボランティア、デイサービス体験、なごみ祭りボランティア、音楽療法ボランティア、子供カフェなど。



#### 【成果】

「福祉の種まきプロジェクト」の出前授業で出会った子どもたちがサマーボランティア講座を受講したり、中学校へ入っても継続して毎年参加してくれる子どももいます。継続して参加する子どもたちにとっては、福祉に触れたことで、自分自身で何かしたいという思いが芽生えたものと考えます。

#### 【課題】

サマーボランティア自体が単なるイベント的感覚に終わっていないか、今後はこの体験を振り返って、学びを深める場の設定が必要に思われます。

また、現在の体験者は小中学生を中心ですが、世代を超えて交流しながらお互いの違いや支え合いの必要性を感じられる企画の提案をしていく必要性を感じています。

### 5 高齢者疑似体験セット貸出事業

#### 【取り組み内容】

本会が所有する高齢者疑似体験セットを小中学校等に貸し出し、高齢者の動きにくさ、生活のしづらさを感じることで思いやる心を育てます。



#### 【成果】

第1次計画期間中においては、市内小中学校への貸出よりも、講師を

派遣する形で対応しました。教諭自身も疑似体験することで、装着方法等も習得できたと思われます。

#### 【課題】

本事業は、教諭が授業者になることを想定して実施していますが、前述のとおり第1次計画期間中においては、市内貸出件数はわずか2件です。教諭に対する福祉教育や体験メニューの提示、授業運営のアドバイスなど、本会も新たな展開をしなければ、福祉感の共有は図れないと感じています。

### 基本目標3 福祉に参加する

#### 【目標】

地域福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化の問題が生じているなか、ボランティア活動に参加するにはどうしたらいいかわからない人も存在します。団塊の世代が退職の時期を迎える今後、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実を図ります。

#### 6 ボランティアセンター事業

##### 【取り組み内容】

近年ボランティア活動への関心の高まりから、特別な人の特別な活動ではなく、多くの人々が参加されるようになってきました。しかし、「どういった活動があるのか」「どこに行けば情報が得られるのか」など、情報の不足により実際の活動に結びつかない面が多々見受けられました。ボランティアセンター事業は、それらの取りまとめと情報発信を行うことを目的とした事業であり、安心してボランティア活動に取り組んでいただけるよう、ボランティア保険への加入についても支援を行っています。

##### 【成果】

「福祉の種まきプロジェクト」でも触れますが、今期間中に『プロボノ』という新しい形のボランティアを誕生させることができました。専門職のノウハウや知識を主に子どもたちに対する福祉教育の現場で生かしていただきました。



### 【課題】

基本的には福祉ニーズの把握が十分に出来ていないこともあり、登録者の満足できる活用がされていないなど、今後は、社会の課題解決に向けて、積極的な活動を行えるプログラム作りが急がれます。また、上述のプロボノと市民ボランティアとの協働についても深めることが必要です。

## 7 ボランティア連絡協議会の運営

### 【取り組み内容】

なごみ祭りでの協働作業や研修を通じて、ボランティア団体同士の連携を図ります。

### 【成果】

15回を数える「なごみ祭り」の運営については、毎年円滑開催ができるよう、相互の連携が図られています。また、平成26年度の研修会では田辺市ボランティア連絡協議会との交流を図り、他地域での活動による刺激をいただきました。

### 【課題】

本来ボランティア連絡協議会は、グループ同士の交流、連携と協働を通して、ボランティア活動をさらに活性化していくために設立されたものですが、残念ながら、その機能を十分果たせていないのが現状です。今後は、それぞれの活動を発表する場を設けて、相互に刺激を誘発しあい、さらなる活動の活性化を図る必要があります。



## 8 いきいきサロンの充実

### 【取り組み内容】

地域の居場所づくりは、子どもから高齢者まで共通の課題です。現在、市が行っているサロンは市内に6ヶ所あり、軽い運動や喫茶コーナーを運営。また、本会においては、ボランティアグループ『陽だまり』によるサロン運営と、子どもボランティアグループ『歌☆キッズ』によるキッズカフェがそれぞれ月1回のペースで実施されています。



### 【成果】

年々、利用する高齢者は増加傾向にあり、月に1回の開催により、参加者は心と体のリフレッシュができているものと考えます。

### 【課題】

本来、いきいきサロンの設置目的は、地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方などが、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場として考えたものです。また、地域で交流の場を設けることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指すものです。現在のサロンは高齢者を対象としていますが、本来の目的に沿って、今後は誰もが利用できるサロンを、少なくとも小学校区に一つは設置できるよう、行政との協働を働きかける必要があります。

## 9 団塊の世代のボランティア拡大事業

### 【取り組み内容】

団塊の世代が退職を迎えることで、地域の担い手を増やすよいチャンスが訪れます。年齢的には高齢者の仲間入りをしても、体力・知力・経験のある方々をボランティアとして受け入れることで、地域の活性化、健康づくり、世代交流に貢献します。

### 【成果】

「団塊の世代のボランティア拡大事業」は、体力・知力・経験のある高齢者をボランティアとして受け入れるため、平成28年度重点実施事項として取り組むこととしました。具体的には、地域コーディネーターとして地域で活躍するためのリーダー性、企画広報などのノウハウを培い、即戦力として養成するための「地域コーディネーター養成講座」の実施並びに実際のボランティア活動に役立ち、かつ、ボランティア自身の楽しみとなる講座内容を立案するため、アンケート調査を実施します。また、養成講座を受講した地域コーディネーターが実際に地域で活動できるように、本会が架け橋となってボランティアをはじめとする活動の場づくりを提供できるよう「ボランティア活動の場づくり」にも取り組んでいきます。ただ、その成果については、次年度以降に待たれるところです。



【シリーズ全8回の豪華な講師陣】



### 【課題】

一人でも多くの団塊の世代をボランティアとして受け入れるためには、継続的な養成講座が必要であり、その人たちを受け入れる

「場づくり」も大きな課題となります。そのためには、いきいきサロンのような地区ごとに人が集い、そこから主体性や互助の必要性を見いだせる場が必要です。



## 基本目標4 福祉を支える

### 【目標】

社協は地域福祉の推進を図ることを目的とした公共性を有する非営利の民間組織です。社会福祉法に基づき、日本全国の都道府県および市区町村に設置されています。

本会も、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、それぞれの地域に暮らす地域住民の方をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関、そして企業や事業所などの様々な人たちが地域福祉を支えています。

### 10 財政安定化事業

#### 【取り組み内容】

本会運営の貴重な財源である社会福祉協議会会費、共同募金について市民の理解を得て、収入の増額を図れるよう各種事業の普及啓発を行い、また透明性のある財政運営を行います。

#### 【成果】

ホームページを開設したことにより、事業計画、事業予算及び決算書の情報開示を行い、財政の透明化を図りました。また、社会福祉協議会会費、善意銀行並びに共同募金の入金方法については、コンビニ・クレジットカード決済を可能にし、より入金しやすいシステムを構築しました。

また、平成28年10月には、「寄付付き商品事業JUST」を立ち上げました。これは、本会と企業（店舗）等が、「寄付つき商品」を販売することで、顧客に負担がなく、企業



は販売促進と社会貢献につながり、それが地域福祉課題の解決のための財源となるという三者の WIN&WIN&WIN の関係構築を目指します。

#### 【課題】

社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会員となることを通して、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものです。従って、住民会員制度が賛助会員的性格を有するという意味では地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があり、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要あります。しかし、その理解に至る十分な説明が、自治会を通じての集金体制の中では困難なため、共同募金も含めて、年々集金額の低下が顕著な状況にあります。

そんな中、社協に対する地域福祉への取組は今後ますます増加する傾向にあり、安定した財源確保が求められるところであります。今後は住民会員制度に理解を求めながらも、新たな財源確保を検討し、速やかに実施していきたいと思います。

### 11 共同募金啓発事業

#### 【取り組み内容】

共同募金運動の開始に合わせて、幼保児の絵画作品展と子どもカフェの同時開催を行い、来場者に募金運動を行います。

#### 【成果】

イベント等を通じて募金啓発事業を展開することは、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、一人でも多くの人たちに理解を広めています。

#### 【課題】

少子高齢化が進む中にあって、地域では福祉に関わる様々な課題が顕在化していますが、こうした課題を解決するため、地域住民によるボランティア活動が盛んに行われています。また、自然災害の発生時などにおいてもボランティアは大きな力を發揮し、住民同士の支えあいの活動は、私たちの生活にかけがえのないものとなっています。「赤い羽根共同募金」はこうした地域での福祉活動を行う住民ボランティアを応援する募金でもあります。しかし、現実にはその意義、使途について、十分説明しきれていないのが現状であります。

また、共同募金は、日本における募金運動の草分けとして、これまで寄付文化の創造と発展に重要な役割を果たしてきました。寄付文化とは、「地域住民が



【カフェ会場での募金呼びかけ】

いつでも、どこでも、自発的な寄付を通じて、社会参加や自己実現を達成することができる文化的風土」のことです。日本における寄付文化をさらに発展させていくために、今後、共同募金の啓発活動を、幅広く展開する必要があります。

### 12 地域福祉事業

#### (1) 心配ごと相談所事業

##### 【取り組み内容】

毎週月曜日の午後1時から4時まで、有田市福祉館なごみにおいて、定例相談日を設けるとともに、毎月第2木曜日には有田市文化福祉センターにおいて人権相談、行政相談と合同で心配ごと相談を実施し、市民のあらゆる心配ごと、悩みごとの解決に向けた取り組みを実施してきました。平成28年度からは、より気軽にご相談いただけるように、相談日を限定せず、まず本会職員が心配ごとのご相談をお受けすることになりました。その後、本会職員だけでは解決できない問題について、民生委員の皆様方にご相談するシステムを採用しています。

##### 【成果】

平成28年度から相談体制を変更したことで、一人で悩まず相談する機会を増やすことができました。また、本会職員自身も日常業務の中で何気なくお受けする相談にも、きちんと対応していく姿勢を取るという意識化が図れたと思われます。

##### 【課題】

「心配ごと相談所事業」など本会が様々な生活の困りごとにに対する相談事業を行っていることが住民に十分に周知されておらず、どちらかというと相談待ちの体制がありました。今後は、ホームページ等でも周知を図り、制度の狭間の生活課題や同一世帯に住む同居者の生活課題を見落とすことがないような取り組みを図る必要があります。

#### (2) 福祉サービス利用援助事業

##### 【取り組み内容】

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用に関する情報提供・助言・手続きの援助や金銭管理・重要書類の預かりなどの援助を行います。

##### 【成果】

親族による金銭搾取等や消費者被害からも未然に防ぐなどの副次的効果としての見守り機能も大きいものがありました。

また、本事業を実施することにより、「個別支援から地域課題に気づく視点」も生まれています。そのひとつが平成28年度に事業化された法人後見制度です。これにより、利用者の状態変化に対応して成年後見制度につなぐ制度が確立されました。

**【課題】**

本事業で契約できる方は、「判断能力の不十分な者」かつ「本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者」という相矛盾する両要件をともに満たす必要があります。成年後見制度の利用に至らないものの、いろんな場面で判断の支援が必要な方の権利を護らなければなりません。権限がない中で、利用者が不利に立たされないよう、本人やご家族の意思確認、関係者との情報共有を意識して行う必要があります。

また、個別支援を通して見えてきた地域課題として、一人暮らし高齢者終末期問題があります。本事業においては、契約者が死亡した場合の、事後処理を円滑に行うためにも、本人の同意による契約を行えるシステム作りを行う必要があります。

**(3) 生活福祉資金貸付事業**

**【取り組み内容】**

民生委員のご協力のもと、低所得者、高齢者、障がい者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進などを図るため、低利又は無利子で資金を貸し付ける制度です。

**【成果】**

生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、本事業においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している者等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件としたことにより、新たなセーフティーネットが確立されました。

**【課題】**

貸付による経済的な問題解決だけではなく、自立的な生活が継続できるよう、民生委員や地域との連携を図る体制作りが必要であります。

### (4) 日常生活用具貸与事業

#### 【取り組み内容】

介護保険非該当の身体障がい児・者や、介護保険認定者であっても低所得のため、リース料の支払いが困難な高齢者に対して、電動ベッドの貸与を行うとともに、通院や旅行のために一時的に車いすが必要な場合に、市民を対象に1ヶ月を限度に車いすを無料貸与する事業です。

#### 【成果】

車いすは、障がい者や高齢者とその家族との外出等に利用され、社会参加の促進につながりました。

#### 【課題】

特殊寝台の貸与基準は定められていますが、その他の貸与基準は定められていないのが現状です。今後、基準作成に向けて取り組む必要があります。



### (5) 配食サービス事業

#### 【取り組み内容】

80歳以上の高齢者のみの世帯、一人暮らしの身体障がい児・者（身体障害者手帳1・2級所持者）を対象に、栄養バランスの取れた夕食用のお弁当をお届けすることにより、利用者の食生活の向上や安否確認、孤独感の解消に努めることを目的とした事業です。

#### 【成果】



高齢化率の増加とともに、一人暮らし高齢者数は増加し、本事業の利用者数も増加傾向にあります。この事業の大きな目的である安否確認については、一定の成果が得られているものと思います。

#### 【課題】

高齢化率の増加に伴い運転免許証の自主返納が推奨され、また個人店舗が減少する中、買い物難民が今後ますます増加することが懸念されます。加えて潜在的認知症の方も多く存在することが考えられる中、週1回の配食サービスで、買い物難民の解消や、安否確認を含めた見守りが十分に出来るとは考え難く、今後は、民間企業なども含めて、これらの問題に対応する必要があるものと考えます。

## (6) 認知症等高齢者見守り事業

### 【取り組み内容】

月に一度福祉館なごみにおいて認知症相談所を開設し、ご要望があれば各地区の会館などへ出張相談に赴きます。また、認知症サポーターの養成講座を実施します。



【小学校での授業の様子】



【有田市議会議員のみなさん】

平成28年度には、市内すべての小学校において「認知症サポーター養成講座」を実施しました。また、それ以前にも有田市議会をはじめ、有田市職員・有田市立病院職員・有田警察等でも講座を開催しました。

### 【成果】

認知症は皆にとって身近な病気であることを社会全体として確認する取り組みについては、少しずつではあるものの進んでいます。ただ、家族の会の立ち上げには未だ取り組めていないのが現状です。

### 【課題】

平成30年4月から施行される認知症施策の推進事業も含め、今後、本事業の取組体制等を、市と協議する必要があります。

## (7) 家族介護教室事業

### 【取り組み内容】

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対して介護方法や介護予防、介護者の健康づくり、心身のストレス解消等についての知識や技術を習得していただき、介護の質を高めていただくことで、高齢者がより快適な在宅生活を継続できるよう実施しています。

### 【成果】

毎月第1木曜日に開催される「いきいきサロン」や老人クラブの会合等で、介護方法、介護予防及び介護者の健康づくり等についての知識及び技術を習得するための教室を開催することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続、向上に寄与しているものと考えます。



### 【課題】

高齢者を介護している家庭は、未就労者だけではなく、現役の就労者も多くいることから、今後は、企業等への教室開催も働きかける必要があります。

### 13 介護保険・障害福祉サービス経営事業

#### 【取り組み内容】

平成 12 年度の介護保険制度発足時、「制度があってもサービス提供者が少ない」という状況を回避するため、本会が、引き続き介護サービス提供事業者としての役割を担うため、介護保険事業に参入しました。この介護保険事業への参入は、措置制度時代の予算消化型から、採算性、効率性が求められる「自立型経営体」へと社協自体の変化を求めるものでもありました。

平成 12 年度の有田市の居宅介護支援サービスの受給者数は、3,734 人で、通所介護事業所は有田市内に 1ヶ所しかありませんでした。訪問入浴については、従来から本会が単独事業として運営していたものが介護保険事業での指定事業と、障がい者に対してはそのまま継続した単独事業として実施していました。現在に至るまで訪問入浴事業所は有田市内では本会のみです。

介護保険制度発足当時から、本会が提供したサービスは、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴の各事業であり、通所介護は翌 13 年度から事業が開始されました。その後、「自立型経営体」としての本会の判断として、訪問介護事業を廃止し、現在に至っています。

#### 【成果】

介護保険・障がい福祉サービスをきっかけとして世帯全体の課題（利用者の家族が精神障がいを抱えていたり、虐待が疑われる事案があったり、経済的に困窮している等）を発掘し、他制度や事業、地域での支援につなぐなど、社協事業所ならではの支援を展開してきました。



#### 【課題】

平成29年4月から介護保険制度改革により、新しい総合事業への移行がスタートします。今後、介護予防の新たな展開については、市のビジョンが示されることを待つ必要がありますが、社協は社会福祉法において地域福祉を推進する団体として規定されていることから、今後は介護保険事業と地域福祉を如何に融合させるかの取り組みが問われるものと考えます。

### 基本目標5 福祉を広げる

#### 【目標】

福祉ニーズが多様化した現在において、地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応することができないことは明らかです。基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」(共助)の領域を拡大、強化することが求められています。そのような考え方を、福祉団体や地域福祉ネットワーク会議を通じて地域に浸透させる取り組みを行います。

#### 14 福祉団体育成支援事業

##### 【取り組み内容】

本会では現在、有田市老人クラブ連合会、有田市身体障がい者連合会、有田市障害児者父母の会、有田市母子寡婦福祉連合会、有田市遺族連合会の5団体の事務局を担い、各団体が抱える課題を共有し、解決に向けてサポートを行っています。



【老人スポーツ大会の様子】

### 【成果】

社協の活動は、地域住民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、市民のみなさんの地域福祉への関心と参加を高め、その自主的な取り組みを組織化することが基本です。各種団体の事務局をすることにより、そのサポートができたものと考えます。

### 【課題】

各団体とも、急速な少子高齢化に伴い、会員数が激減しているのが現状です。今後は、地域福祉の取組を推進するうえでも、各団体の会員増強、活動目的の確認を図る必要があります。

## 15 支援ネットワークの強化

### 【取り組み内容】

地域は様々な要素が絡み合って成立していることから、多角的に地域のニーズを把握しなければなりません。

平成28年度から、すべての有田市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本会と社会福祉法人・施設及び関係機関が、相互に連携し、制度の狭間の課題、地域の多様な福祉課題・生活課題を幅広く受け止め、解決につなぐ支援やその仕組みづくりを図ります。



【会議の様子】

### 【成果】

様々な施設、機関が共有の課題を解決するため、議論する場として、有田市地域福祉ネットワーク会議を設置しました。これにより、今後地域福祉を展開するうえで、それぞれの強みや特性を展開する大きな土壌ができたものと考えます。

また、和歌山県市町村社協連絡協議会より助成をいただき、家財活用システム「ぐうぐう Good×Goods」を運用できることとなりました。これも、ネットワーク会議から出された課題に対応するための仕組みづくりの一環です。



**【課題】**

新しい地域支援事業は、すべての人びとの参加を前提に、多様な担い手、自治体、そして高齢者等要援助者自身も含め、幅広い関係者が変革の取組に意欲的に参加し、連携するネットワークづくりを進める必要があります。今後は、ネットワークの拡大を進めるとともに、その取り組みの趣旨を理解いただくため、行政とも同じ理念に基づく連携を強化する必要があります。

**基本目標6 支え合う地域づくり****【目標】**

少子高齢化の進展が著しい本市で、健康・福祉の増進を図り、誰もが住みなれた地域での支え合いにより安心して豊かな生活を送っていくことは、市民一人ひとりの願いです。

本会では、地域福祉はすべての人びとにより支え合うという観点から、各種事業を進めているところですが、とりわけ、必ず発生すると言われる「南海トラフ巨大地震」への取組を、支え合うというキーワードのもと、事業を開発するとともに、福祉教育を通じて、将来の地域福祉の『支えびと』を育成する取り組みを重点施策として行って来たところであります。

**16 災害時対応事業****【取り組み内容】**

南海トラフ巨大地震などの自然災害発生時に、行政では手の届かない支援を住民同士やボランティアによって直ちに行えるように、日頃から災害時に備えた事業を実施します。

**【成果】**

災害ボランティアセンター設置運営訓練を通じて、ボランティアの受け入れに対する必要性、重要性は参加者全員が認識できたものと考えます。今後は、円滑な運営を行うための、行政との協働訓練や、情報の相互共有を実施していく必要があります。



### 【課題】

震災直後の生活復旧支援期には、被災者は家屋内外の後片付けや、避難所支援等の活動において、多くのボランティアの活動により支えられますが、発災から一定の時間が経過した生活支援期の具体的な活動は、被災者の生活環境の変化によるひきこもりや、孤立防止のための地元の方々を中心とした交流・見守り・買い物等の日常生活支援など、被災者お一人おひとりに寄り添った息の長い支え合いの活動が必要となります。今後は、復旧支援から生活支援へ円滑なシステム作りのために、行政と一体となって進める必要があるものと考えます。

### 17 子どもたちがつなぐ未来への希望 福祉の種まきプロジェクト

#### 【取り組み内容】

社会福祉は、一人ひとりがすてきな未来を思い描き、皆で支え合って暮らせる幸せな社会を実現するための取り組みの一つです。

しかし、若い人たちや、健康な人たちにとっては、自分たちには、無縁もしくは遠い存在との意識から、福祉への偏見や、理解のなさ、無関心な状態が現実です。

こうした中、本会は、子どもたちを介して、「福祉とは何か」を問いかける以下の取り組みを実践してきました。

#### (1) 「将来の夢」発信事業



(2) 「育てよう！福祉の芽」小・中学生作文コンクール



【平成 28 年度からは子どもカフェ開催時に授賞式と、会場での朗読を実施】

(3) 笑顔あふれる子どもカフェ



(4) 地域福祉出前授業



### (5) 福祉施設利用者とのふれ合い事業



#### 【成果】

急速に加速を続ける少子高齢社会において、子どもたちは未来の宝ともいえます。その子どもたちの思いやりの心や、コミュニケーション能力は確実にこの4年間で向上したように思います。この事業に全面的にご協力をいただいた宮原小学校のふりかえりにおいても次のように評価をしています。

将来の超高齢社会を背負う小学生に高齢者理解は不可欠であり、高齢者との交流学習は必須である。このような交流学習は、児童に高齢者とともに生きる意味を理解させ、ふるさとを思う心を育てる。宮原小学校の児童は、日々の協同教育によって協同の技能（つながりとおりあい）を磨いているので、高齢者との交流学習をアクティブ・ラーニングとして進めることができる。教科学習で磨いた協同の技能によって、有田市社会福祉協議会との連携による高度な福祉教育が可能な段階に来ている。協同教育は、アクティブ・ラーニングを支えるスキルだけでなく、高いレベルでのソーシャルスキルを育成している。

宮原小学校の協同教育は、有田市社会福祉協議会を仲立ちに地域社会との協同教育を進めることで、人とのつながりの大切さを実感させ、児童の心を耕していく。このように児童を育てることで、小学校が将来の地域の交流広場となっていくことができる。

(資料：平成28年 宮原小学校藤井英之校長作成より抜粋)

また、別の視点からは本稿「ボランティアセンター事業」において前述しているように、本プロジェクトに取り組むことで「プロボノ」という新たな形のボランティアを育成することができました。各事業所とともに、人員不足の中、地域の子どもたちの未来のために協働したいという思いを体現できる機会を得

て、保護者に対しても別の角度から介護事業所等をお知らせできました。さらには、そのことにより、介護施設利用者と子どもたちの交流の機会を得ることができ、単なる疑似体験で終わることのない生きた教育を実施することができました。これらのことでのことで、本プロジェクトが多くの可能性を持っていることが分かります。

#### 【課題】

本会がこれまで取り組んできた子どもたちを介した福祉への取組は、宮原小学校のふりかえりでも述べられているように、一定の成果が得られたものと確信しています。

しかし、学校での福祉教育を、「地域福祉の推進」という視点から、地域の福祉問題や様々な地域の社会資源を活用した取り組みとして進めていくためには、学校の先生方の地域福祉や福祉教育への理解や社会福祉協議会の役割、プロボノ導入による更なる取り組みも不可欠であります。

そのためには、本会が取り組んできた本プロジェクトを、学校関係者はもとより、保護者、地域住民、福祉関連の事業者に、さらなるご理解をいただくよう努める必要があり、学校と社協だけの福祉教育に留まることなく、地域一体となった取り組みを検討する必要があります。



## 第4節 住民の意識・アンケートから見える課題

### 第1項 「地域」との関わりについて

#### (地域活動の主体、地域の範囲：問 10、11)

○地域活動は誰がするのかについては、行政が行うものとする人が全体の 30 パーセントを超え、逆に住民が行うとしたのが 5 パーセント程度でした。しかし、行政、事業所、住民全てが行うとしたのが、60 パーセント近くあり、協働の必要性を認識しているように感じます。

○地域の範囲については、市内全域とする人が最も多く、50 パーセントを超えており、次に地区自治会、町内会の順に続きます。向こう三軒両隣とする狭い範囲でのコミュニティが希薄化している現状がうかがえます。

#### (地域への愛着：問 12)

○住んでいる地域に愛着があるかとの問い合わせには、70 パーセント以上の人人が愛着があるとしており、地域への愛着度が高いことがうかがえます。

### 第2項 「隣近所」との関わりについて

#### 〔付き合いの深さ、付き合い方、付き合いの場、付き合いの頻度〕 〔問 13、14、15、16〕

○隣近所の人とどの程度のお付き合いかとの問い合わせについては、世間話をする程度の人がいると答えた人が 40 パーセント程度で最も多く、困ったことなど内容によっては、相談できる人がいると答えた人は 27 パーセント程度、あいさつをする程度の人は 21 パーセントと続いている。

しかし、付き合い方については、半数以上の人人が、困った時相談できる人や、何でも気軽に相談し助け合える人を求めていることが、問 14 の回答で明らかにされています。

問 5 での高齢者の夫婦のみや単身の世帯が多いことを考えると、地域コミュニティの再生が望まれます。

○どのような形でつながりづくりを行うことが、参加しやすいかとの問い合わせには、半数以上の人が集いの場を求めており、祭りや趣味の教室、イベントや訪問してくれる人がそれに続いて多い結果となっています。

また、つながりの頻度については、月に 1~2 日程度を望む人が、半数以上と圧倒的に多い結果となりました。

このことからも、地域に集いの場を作り、無理のない参加を促していくことが、コミュニティの復活につながるものと考えます。

第3項 「地域活動やボランティア活動など」について  
〔地域活動やボランティア活動への興味や参加の意向等〕  
問18、19、20、21、25、26、27、28、29、30

○地域での活動に参加している人は、半数以上いるものの、参加していない人も40パーセントに達しています。参加している人の活動内容や今後参加したい活動は、半数以上の方が自治体活動に参加し、スポーツ・文化・レクレーション活動や防犯・防災活動および自然や環境保護・まちの美化活動に30パーセント前後の人たちが参加されています。さらに、男女別や各世代により関心のある地域活動等に差があることがうかがえます。

また、40パーセントの参加されていない人たちの参加しない理由として、「時間的余裕がない」、「どのような活動が行われているか知らない」、「自分が健康ではない」などが高くなっています。今後地域活動等を促進するためには、短時間で気軽に、しかも無理なく活動できる仕組みを構築するとともに、積極的な情報提供が必要となっています。

○助け合いの輪を広げるために必要と思うことについては、ほぼ半数の人が、「住民自身が日頃から地域のつながりを持つように心がける」、「地域に住む人々がお互いを理解し合い、助け合おうという意識を深める」と答えており、その実現に向けて、「相談体制の充実」や、「困った人や助けを必要とする人のニーズ把握」が30パーセントほどの人が必要と考えています。

○ボランティア活動についての興味や参加の意向については、「参加しようとは思わない」、「参加できない」、「参加するつもりはない」と答えた人が70パーセントを占め、「参加したい」と答えた人はわずか20%程度にとどまっています。

参加したいと答えた人の活動時間は、「月に1~2日程度」が60パーセント以上で、活動内容についても、清掃活動やリサイクル活動などの「自然や環境を守るために活動」や、高齢者・障がい者あるいは子どもや青少年等を対象とした活動など、多岐に及んでいます。このことからも、各種活動に関する情報提供や、ボランティア活動に対する必要性や意義等について、地域に浸透する取り組みが不足していることが推測されます。

○自分自身が地域の人の手助けを求めていたかとの問い合わせには、ほぼ同数で意見が分かれたところがあります。ただ、年代別で見てみると、60歳代以上の方は、手助けを求める数が、求めない人を上回る結果となっています。また、手助けに対する対価については、有償の人が無償の人をわずかに上回る結果となりました。手助けの具体的な内容については、「安否確認の声かけ」から「病院の付き

添い（送迎）」、「病気の時の看病」まで、60歳代以上の高齢者は一様に不安を感じていることがこのデータからも明らかとなっています。また、20歳代の人たちは、「短時間の子どもの預かり」を求めており、学童保育等の充実も求められています。

### 第4項 「民生委員・児童委員、社会福祉協議会」について 〔 民生・児童委員の活動内容、社協の認知度、社協の事業・活動 〕 問22、23、24

○民生委員・児童委員の活動内容については、「名前だけ知っているがどんな活動をしているか知らない」、「知らない」という意見が半数以上を占め、知っていると答えた人も「ある程度知っている」という回答が大半なのが現状です。今後は、活動内容の周知に努める必要があります。

○社協を知っているかとの問い合わせに対しては、「知っているが何をしているか分からない」、「社協だよりを読む程度」、「知らない」という意見が全体の四分の三を占めており、「よく知っている」、「ある程度知っている」という意見は、20パーセント程度にとどまっています。今後社協に対しては、福祉課題が複雑化する中、ますます多くの課題解決が求められることから、住民への理解を求める取り組みが必要となって来ます。

○本会が行っている事業・活動については、「なごみ祭り・ボランティアフェスティバルの開催」や「いきいきサロン」、「ボランティア活動の推進」など、ボランティアに関することは周知されていることが推察されます。また、「車いすや介護用ベッドの貸出」や「介護・障害福祉サービス経営事業」といった高齢者や障がい者を対象とした事業についても、一定の認知度がうかがえます。ここで、注目したいのは、「いきいきサロン」の認知が、女性では50パーセント程度に対して、男性の場合は、25パーセント程度と大きく差がある点です。元気な高齢者を、地域活動の担い手とするためには、今後、男性のサロンへの参加を促す取り組みが迫られます。

## 第5項 「地域の課題」に関すること

(子ども、高齢者、障がい者、地域生活全般：問31)

○子どもに関する課題については、「安心して遊べる場所等がない」、「犯罪に巻き込まれないか心配である」といった意見が多く出され、安全で安心な子育て環境が求められていることが推測されます。

○高齢者については、「ひとり暮らし高齢者が心配である」、「買い物や病院などへ行く移動手段・支援がほしい」、「介護や支援などに対する制度が十分でない」、「集まったり交流したりする場所・機会等がない」および「認知症への取り組みが十分でない」など、近年の高齢者問題をそのまま反映させたようなご意見が多く寄せられました。新地域支援事業の早期充実が望まれるところです。

○障がい者については、「障がい者の働く機会・場が少ない」や「障がい者の日中の居場所や、生活の場が足りない」といった意見が多く寄せられた一方、「特にない」といった意見も多くあり、障がい者に対する認知度や支援が、地域の課題として浸透していないことが推測されます。

○地域生活全般については、「近所付き合いが少なくなっている」、「空き家が増え、防犯上危険となってきた」、「困ったときの相談体制が十分でない」といった意見が多く、地域のつながりが希薄化する中、地域力が低下していることがうかがえます。



### 爺局長の独り言

先日、神戸新聞に次の様な記事が掲載されていました。

【理解に苦しんでます】<平成 28 年 11 月 4 日付 神戸新聞>

住んでるマンションの管理組合理事をやってるんですが、先日の住民総会で、小学生の親御さんから提案されました。「知らない人にあいさつされたら逃げるように教えているので、マンション内ではあいさつをしないように決めてください」。子どもにはどの人がマンションの人かどうか判断できない。教育上困ります、とも。

すると、年配の方から「あいさつをしてもあいさつが返ってこないので気分が悪かった。お互いにやめましょう」と、意見が一致してしまいました。

その告知を出すのですが、世の中変わったな、と理解に苦しんでいます。

(神戸・西、自営、男、56)

「あいさつ」は大事だと日頃言っている私たちにとっても悩ましい投稿でしたが、子どもを持つお母さんたちにとっては、そもそも言えない現状があります。最近の子どもを狙った異常者の犯罪傾向を見ると、子どもを守るために仕方がないというのです。

「あいさつ」が防犯上有効であることは疑うべくもないのですが、「知らない子どもには声をかけないでほしい」という親の心情も分からなくありません。

「知らない人」が「知っている人」になったら、子どもの方からあいさつをする。そんな風土をつくりあげていくのが、福祉教育かもしれませんね。



### 第6項 「災害」に関するこ

(災害時の備え、避難支援：問 32、33)

○災害時の備えについては、「家庭での飲料水・食糧や防災道具の確保」、「避難場所や避難経路の整備」、「高齢者・障がい者などで援護を必要とする人の把握及び援護体制づくり」、「家具などの転倒防止対策」などに必要性を感じている人が多くいました。最近、多発する災害に対して、強い関心があることが推測されます。

○災害時に 1 人で避難できるかとの問い合わせには、大半の人が 1 人で避難できると回答されたものの、「一人では避難できず、支援してくれる人もいない」と答えられた人が現実にいることも、今回のアンケート調査で明らかになりました。要支援者のリスト作りが急がれるところです。

## 第7項 「福祉サービス」について

(福祉サービス及び利用方法、必要に感じること、相談先：問34、35、36)

○福祉サービスや利用方法について「どのような福祉サービスがあるのか知らない」、「福祉サービスを利用するのに何処に行けば、どうすればいいのかわからない」、「福祉サービスを利用できる基準がわからない」といった意見が多く寄せられており、今後、行政と連携を図りながら、市民への周知に努めてまいります。

○あなたが必要に感じることについて、「医療・保健の充実」、「健康増進」、「認知症対策」など、自らの健康に直結することについて、多くの人が必要を感じています。また、「移動手段」や「買い物支援」といった問題については、年代が上がるほど、必要性を感じている一方、20代、30代の女性は、子育て支援について必要を感じていることがアンケートからうかがえます。

○悩みや不安の相談先は、「親族」、「友人・知人」が圧倒的に多く、その次に「かかりつけの医師」、「近所の人」が続きます。今後、本会の取組としては、地域コミュニティの活性化を図るとともに、生活問題が深刻化する前に早期の解決、予防活動に取り組む体制づくりを確立する必要があります。

## 第8項 「制度・取り組み」について

〔介護保険について、子どもへの思いやり教育について〕

〔少子化について、人権尊重の取組について〕

〔問37、38、39、40〕

○介護保険制度の改正については、80パーセント以上の人気が知らないと答えています。地域での切れ目のない支援の実施のために、周知の徹底が望まれます。

○子どもたちへの思いやりの心の教育については、「家庭での日々の暮らしの中でできている」、「学校教育の中で学んでいる」といった回答が、回答者の70パーセント程度あり、ほぼできていると認識されているようですが、一方で、「どちらかというと学ぶことができていない」、「教育の方法がわからない」といった意見も数多くあったことに注目し、今後の課題とする必要があります。

○少子化対策については、「経済的負担の軽減」が最も多く、「仕事・子育て両立の取組充実」、「子育て支援サービスの充実」がこれに続けます。少子化対策は、地域福祉の担い手不足や、介護保険料の高騰にも直結する課題となるため、今後の取組を期待します。

○人権尊重の意識を高める取り組みについては、「家庭の中で人権を尊重する取り組みを充実する」や、「学校の中で人権を尊重する教育に力を入れる」、「社会全体に対する啓発・広報活動などの取り組みを充実する」といった施策が必要と思っている人が多く、社会教育施設や企業での取組の必要性が低かったのが少し気になる点です。認知症や障がい者、あるいは生活困窮者に対する人権尊重の意識を高める取り組みは、子どもたちだけではなく、社会全体の取組として進める必要があります。



## 第5節 ワークショップからの課題

### 第1項 “思いをひとつに”有田市まちづくりチーム 誕生

本会は、第2次地域福祉活動計画の策定にあたり、標記ワーキングチームを結成し、官民間わず、多分野の方に参画いただき、地域福祉の推進を協働で行ってまいりたいと考えております。その趣旨は、次の設立趣意書にまとめさせていただいている。

#### “思いをひとつに”有田市まちづくりチーム設立趣意書

わが国は、少子高齢化の進展に伴い、今、地域包括ケアシステムの構築という分野・年齢を越えて協働するまちづくりに向けて進んでいます。

有田市社会福祉協議会では平成29年度から5年間を期間とした第2次地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定時期を迎えてます。平成25年度に策定した第1次計画では、まずは住民に福祉を知ってもらうことを重点に置き、子どもたちを通した福祉教育を重点事業として、地域に福祉の種まきを続けてまいりました。その活動をきっかけに、他の民間福祉事業者らが福祉教育を共に推進する「プロボノ」という形でひとつの芽を出すことができました。今年度、この芽を更に育て、福祉教育に捉われず、地域づくりでの協働に向けて、「地域福祉ネットワーク会議」を設立いたしました。

第2次計画では、地域福祉ネットワーク会議との課題共有はもちろん、もっと幅広く人財を募ることで、有田市で暮らす0歳から100歳までの市民生活を多角的に支える方法を検討してまいります。

そのためには、子ども・高齢・障がい・医療・企業など市民の生活にかかわるあらゆる分野の方々が抱える課題の把握、必要なものを分かち合い、それぞれの分野でお互いが補完し合い、協働するしくみづくりが必要です。よってここに、“思いをひとつに”有田市まちづくりチームの設立を発起し、官民・多職種協働のまちづくりを目指します。

平成28年7月12日

有田市社会福祉協議会  
会長 森川文夫

“思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム  
メンバー紹介シート

みやざき せいぞう  
お名前 宮崎 晴三 さん  
有田市老人クラブ連合会 新堂地区会長

自分を動物に例えると・・・ ト ラ

今、わたしが  
〇〇に思うこと



### 子ども

- 孫との関わりがあり。客観的に見て今の子どもは習い事に忙しい印象。
- 昔は自然の中で遊ぶことが多かった（川に入り鮎・しじみ採り等）が、学校は川に入らないようにと教えている様。→子どもに「知恵がない」ように感じる。

### 高齢者

- 健康で生きがいを持ち、自立していること、家族に迷惑を掛けないようにすることが目標。
- 集い笑うこと、筋力を付けることが健康につながる。また、自宅にこもりがちな人もおり、「健康で楽しめる場」=老人クラブの役割。新しく会員になつてもらうために参加しやすい様々な催しを計画・実施。  
独居の方…民生委員が把握している。

### 障がい者

- 高齢となり障がい者となった方との関わりはあるが、その他なし。

### 地 域

- 育友会・消防会・みかん組合等地域の各団体との連携の必要性は感じているが、老人クラブとしてどうかかわっていくかが課題。
- 地域で何かをしようと思うが資金がないため、難しいと感じる。
- 核家族化も進んでおり、若い人が成長する過程で老人の知恵が使えるのではないかと考えている。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



### メンバー紹介シート

たかがき あきこ

お名前 高垣 明子 さん

宮原公民館館長

自分を動物に例えると・・・ ブタ

今、わたしが

〇〇に思うこと

### 子ども

- 読書をよくする児童の多い学校は落ち着いているとよくいわれる。
- 司書さんも各学校に配属されるようになってきているので嬉しい。
- 公民館の育児サークルで、参加する親子は楽しそう。もっと多くの親子に来てもらいたい。
- 地域で、挨拶してくれる子が多くなった。
- コミュニケーション力の低下、打たれ弱くなっている等の子どもの傾向は、幅広い体験の少なさが影響か。
- 地域・学校・家庭で、子どもの教育は成されるべきだが、学校に任せすぎている傾向はないか。
- 子供会が減少してきている。子どもだけの活動だけではなく、親もつながりが出来、育つ場と思うが。
- 命を軽んじる傾向が、社会全般にあるのでは。
- 宮原の青少年育成会の活動で、「鯉の放流」を行っているが、鯉に石を投げたり、釣ろうとしたのか、釣り針がささったままの鯉がいたのはショックであった。



### 高齢者

- ウォーキングをしていると、高齢者の方とよく会い、おしゃべりが出来、交流ができる。
- 業者のお弁当をとっている人が、配送の方が、「しっかり食べてね。身体気をつけてね」と言ってくれるのが、嬉しいと聞いたことがある。

### 障がい者

- 小学校では、年に何回か支援学校との交流があるようであるが、地域も交流の場があればと思う。
- 妹(車いすユーザー)を、公民館のふれあいルームに連れてきたいと思った姉が、(小4から5)が自分の意志で、洋式トイレに手すりをつけてほしいと頼みに来た。妹が楽しめる場を考えて行動した姉に驚いた。それを受け、公民館としては、市役所へ交渉し、手すり設置にこぎつけた。

### 地 域

- 「宮原コミュニティの会」発足から、5年が経過した。各種団体の横の繋がり充実は、まだまだこれからだが、「防災・故郷の活性化を目指して」等をテーマに、研修や意見交換会を行っている。
- 年に1回、懇親会を行い、交流を深めている。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



こたに よしたね メンバー紹介シート

お名前 小谷 佳胤 さん

地域住民代表（民生委員児童委員経験者）  
自分を動物に例えると・・・ 競走馬

今、わたしが  
〇〇に思うこと



### 子ども

- 地区懇（中学校区）で、先生から問題があれば言うてくれる（民生委員を信じてくれていれば）。先生に、問題がないか聞くがあまり言わない。
- 問題がある児童へは、主任児童委員が中心になって、お宅訪問する（民生委員も同行）。
- 生活が苦しい家庭は、民生係に繋ぐ。
- 若い母親の所には行きにくい（民生委員は男性が多い）。

### 高齢者

- 地区によって差がある。昔と違って、ヘルパーが訪問してくれるので助かっている。
- 老々介護の問題。
- 高齢者は、自尊心が強く、プライドが高いので、あまり相談がない。

### 障がい者

- 親が精神的な病気、子供が障がいを持たれている家庭など、親が高齢になってしまっている。

### 地 域

- 家に閉じこもっている人がいる。公民館へも出てこない。
- 男性は、集まりにくい。女性は、井戸端会議など話が好きなので、よく集まっている。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



きた の おとひろ メンバー紹介シート  
お名前 北野 音弘 さん

有田市民生委員児童委員協議会  
自分を動物に例えると・・・オランウータン

今、わたしが  
〇〇に思うこと



### 子ども

- 地区懇談会、小学校との懇談会で、児童委員が気づいたことを民生委員に伝えている。先生も情報をあまり言わないところがあるが、主任児童委員が主になってキャッチして、民生委員に教えて不登校の子の家に行ったりすることもある。
- 生活に苦しい人で、子どもがたくさんいる家もある。本人からSOS、近所の人から出る場合もある。民生委員は男性が多いので、お母さんの所に男だけで行きにくいので、主任児童委員と一緒に訪問したりしている。

### 高齢者

- 見守りについて、ヘルパーさんが入ってくれてるので、ショッピングみてく  
れないので助かる。
- 老者介護になっている。
- 昔の人は自尊心が強いので、介護や生活保護など、人に頼らない人が多い。
- 公民館まで出てきたらいいのに、こない人もいる→閉じこもりになる。  
女性の人は散歩して話をしているが、男性は出でていかない。

### 障がい者

- 子どもが障がい者で、親が高齢の時非常に悩ましい。保健センターに相談し  
たりする。

### 地 域

- サロン的なものをできる高齢者がいたら、サロンが近くにあったらと思う。  
カラオケしようと呼びかけて、集まった人が5人。そのうちやめた。
- ラジオ体操しようと呼びかけて、集会場で週3回している。12~13人の参  
加で、毎回同じメンバーになっている。
- 役を引き受けてほしい。同じ人ばかりになっている。

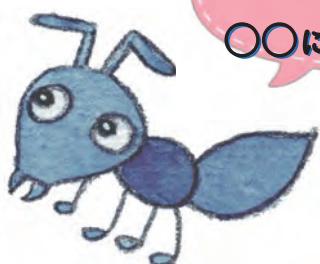
## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



うえのやま えいさく  
お名前 上野山 栄作さん  
株式会社 オレンジライフ 代表取締役  
自分を動物に例えると・・・アリ

### メンバー紹介シート

今、わたしが  
〇〇に思うこと



### 子ども

- 有田川町と比べて、小・中学校の設備が整っていない。学童も。
- 有田川町は、本に力を入れている。有田市は、学校司書何名ぐらい置いてるのかな？
- 回答 市内 11 校を 5 人の司書が担当しています。

(働きアリじゃない方のアリ 笑)

### 高齢者

- 有田市の高齢者は、元気でまとまりがあるようだ。
- 独居になった時に、息子・娘宅（市外）へ行く確率はどれくらいかな？
- 奥さんが亡くなった後、夫の料理教室などがあれば。

### 障がい者

- 企業サポートをどのようにしたらいいのか？
- 有田川町の企業の方に、全盲の方に何かしたいけど、どうしたらいいか聞かれた事があった。

### 地 域

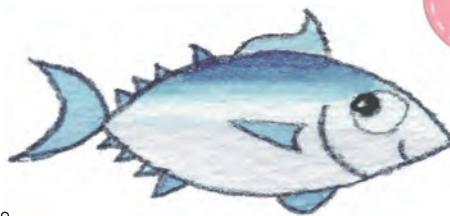
- 地域体系が変わってきたように思う。有田市の人口が東へ移動している。
- 有田市のリーダーはずっと同じような人がしているようなイメージ。
- 元気な人は居てるが、その人が地域に関わっていない。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



さい ほ たかあき メンバー紹介シート  
お名前 西 保 孝 昭 さん

有田ひまわり福祉会 社会福祉士  
自分を動物に例えると・・・マグロ



今、わたしが  
〇〇に思うこと

### 子ども

- 病児保育の充実。保育料が高い。
- 大人になるまで、お金がかからないような仕組み作り。
- 産科がなく、有田市では出産しにくい。  
また、里帰り出産を希望する方もいらっしゃるだろうに残念。

### 高齢者

- なかなか見えてこない。男性が通える場所が少ないのであるのか？
- 皆さん、楽しみを持って生きられているのか？

### 障がい者

- 病気になった時に、家族が仕事等で家に居ない時にみてくれる場所が欲しい。
- A型作業所を増やして欲しい。
- 精神障がい者が通える施設を増やして欲しい。
- 障がい者と地域の子どもや高齢者の人がふれあう機会や場所がもっと増えていくことを願います。

### 地域

- 御坊と比べると、飲食店、病院が少ない。
- 遊べる所が少ない。
- 有田川町の方が発展してきている。
- 有田の方は遊びに行くときは和歌山市内方面に行くことが多いように思う。
- 有田に店や企業が来るような税制面の優遇や補助金があればいいと思う。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



みやい

お名前 宮井 ゆみ さん

### メンバー紹介シート

子育て療育の会「小麦畑」代表

自分を動物に例えると・・・ハイエナ

今、わたしが

〇〇に思うこと



### 子ども

○保育所の給食をしっかりしたものにしてほしい。

おやつも手作りしている自治体がある。何を食べ

たか分かるようにしてほしい、と言ったら玄関へ献立を置いてくれるようになった。

○学校の授業参観の後の、学級懇談会に出る人がかたよっている。若い先生の時は、特に女の子の交友関係、クラス全員の状況を完璧に把握するのは難しい。年配の先生に相談したり、先生同士や親との共有が必要だと思う。

### 高齢者

○サービスはあるが、夜に訪問するヘルパーが少ないと思う。

○どこへ相談に行ったらよいのか、わからない人が多い。

### 障がい者

○有田市に入所施設がない。一時預かり、ショートステイもない。

○最近湯浅にショートステイができるが、自分のことが自分でできる人等、対象者の制限がある。

○重度の子でも預けられるショートステイがほしい。預けられるところがなく、田辺、和歌山市内まで預けに行っている人もいる。

### 地 域

○宮原小学校となごみの関わり、なごみにくるのはとてもいいことだと思う

○もっとボランティアに参加したらいいと思う。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム メンバー紹介シート



むら き けん  
お名前 村木 健さん

有田市立病院地域連携室 社会福祉士  
自分を動物に例えると・・・アライグマ



今、わたしが  
〇〇に思うこと

### 子ども

今の子ども達には昔に比べて「サンマ（時間・空間・仲間）」が少ないと聞いたことがあります。全国的に問題となっている「子どもの貧困」の波は和歌山にも確実に迫ってきています。有田でも「子ども食堂」まではいかなくても、放課後、親が帰ってくるまでの間、話し相手になってくれたり、宿題を見てくれるような「居場所づくり」ができればいいなあとぼんやり思っています。

### 高齢者

病院でソーシャルワーカーとして患者さんや家族の方と接する中で、一人暮らしや高齢者のみの世帯で、子どもが大阪等遠方で暮らしているというケースが増えてきているように感じます。また、その中には全く身寄りがないという場合もあり、対応に苦慮することが少なくありません。今後、このようなケースは増える一方だと思われるの行政や社協と協力し、どなたでも安心して医療や介護を受けることができるまちづくりに取り組む必要があると感じています。また、今後の課題として、認知症高齢者が車の運転をしないようにした後、地方（田舎）特有の車社会の中で移動等の問題をどうしていくか、地域全体で考える時期にきているのではないかと考えています。

### 障がい者

有田で障がい者について考えると、施設や事業所が他の分野に比べて圧倒的に少ないと感じています。特に、若年者の居場所についてはほとんどないように思います。ただ、今から障がい者に特化した施設等を作るとなると、時間も費用もかかり、現実的ではないので、既存のものを活用する形で、子どもから高齢者まで、一緒に過ごせる「共生型」の施設運用ができるかな？と考えています。

### 地 域

今回のワークショップに参加する中で、高齢・障がい・子ども等、各分野ではそれ様々な取り組みをされていることを知ることができましたが、分野横断的に繋がっていないことも同時に感じました。今後、お互いのイベントに他分野の人を招待すること等から始め、ネットワークが重層的に広がっていくことを期待しています。公共交通機関が少ない、個人商店の減少により、近所で買い物できる場所が減っている等、地方共通の悩み・デメリットはすぐに解決できる問題ではありませんが、豊かな自然や温暖な気候、大阪から比較的近いこと等、メリットを前面に押し出し、空き家を活用するなどして移住受け入れに力を入れ、人口減に歯止めをかける取り組みを行う中で解決の糸口が見つかればいいなと考えています。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム



ももい かつひろ メンバー紹介シート

お名前 桃井 克博 さん

有田市高齢介護課 高齢者支援係長

自分を動物に例えると・・・コアラ



### 子ども

現在、子育て真っ最中です。子どもは無限の可能性を秘めていると思います。子どもの声に活力をもらって、みんなを笑顔にしてくれる、そんな存在です。

子育てについていろいろなサービスが提供されていると思いますが、恥ずかしい話、よくわかっています。本当に、子育てで悩んだ場合、どこに相談すればいいのかわからないです。

### 高齢者

元気いっぱい、いろいろなことに取り組んでいる高齢者の方が多いと思います。ただ、有田市に限ったことではないと思いますが、最近、一人暮らしの高齢者が増えています。その中にも見守りが必要な方が増えてきたなど感じています。見守りといえばご近所の力。ご近所づきあいが希薄になってきたと言われていますが、有田市にはまだまだそれが残っていると思います。そんな力を活かして、高齢者の方も活躍し、それがエネルギーとなり高齢者皆さん活力になればと思います。仕事の話になるのですが、高齢者の方が、いつまでも自分らしく元気で暮らしていただくことを目標に取り組んでいます。

### 障がい者

障がいをもたれた方と交流する機会はありません。目に見えない障がいをもたれている方や、理解されにくい障がいをもたれている方もいる中、有田市は住みよい街なのかなと考えます。

### 地 域

働く場所が少ない。出産できる病院がない。子どもの数が減って、学校も1クラスがそのまま卒業まで同じとも聞きます。地域を活性化するために、様々な方法があると思いますが、子どもが増えることが一番の近道だと思います。いろいろな事をしなければいけないと思いますが、有田市で住み続けたい、戻ってきたい、そんな地域を作りたい。

## 第2項 ワークショップの記録

第1回ワークショップ 有田市の現状についてのイメージの共有

平成28年9月28日(水)

於：有田市福祉館なごみ

以下について、それぞれの想いを紹介しながら話し合いました。

お互いが自分の想いを語り合い、これから地域福祉活動を進めていく意義とイメージを共有化しました。

1. 有田市のいいところ	3. こんなまちであつたらいいのにな
2. まちの中で困っているところ	4. わたしや私たちでできること

### 1. 有田市のいいところ

- ・地域のポテンシャル(潜在的な力や可能性)を確認する
- ・このまちのいいところを「さらによくしていくこと」が地域福祉活動である

### 2. まちの中で困っていること

- ・少し目先を変えたら、地域の中で困っていることもある
- ・近隣で気になっていることをあげてみる
- ・こうした日常の生活課題を「解決していくこと」が地域福祉活動である

### 3. どんなまちにいきたいか

- ・有田市がどんなまちであつたらいいか、希望や願いを自由に語り合う
- ・自分たちのまちの将来に向けて「夢やロマンを語り合う」のが地域福祉活動である

### 4. わたしや私たちでできること

- ・そのために私たちはどんなことができるか、できるだけ具体的に実現できることを提案する
- ・私たちのまちを私たちが創造していく・「実践の道標をつくる」のが地域福祉活動である。

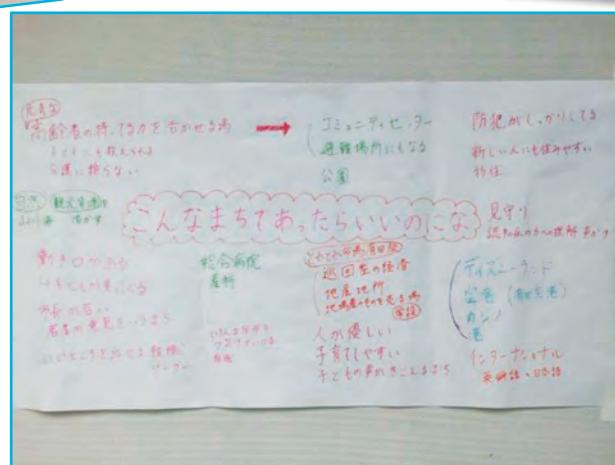
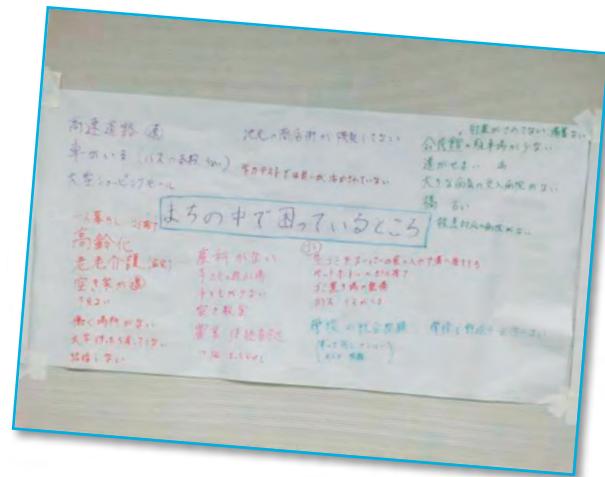
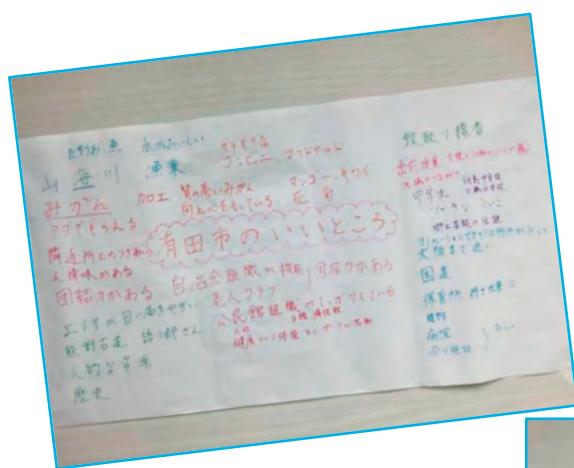
※福祉のまちづくり活動推進を図るワークショップのすすめ方（原田正樹）参照  
(平成17年 全国社会福祉協議会発行)

【出席者】

Aチーム 北野さん 高垣さん 上野山さん 桃井さん



それぞれの意見を否定することなく、楽しい雰囲気で話が進みました。



No.

Aチーム

Date

「 有田市のいいところ 」

たちうお・魚・水がおいしい 山・海・川・漁業

みかんがタダでもらえる

隣近所とのつきあい 人情味がある

マンゴー・キウイ、花、菊、蚊取り線香

エリアが目に届きやすい

熊野古道、語り部さん 歴史

加工、質の高いみかん

カラオケ店

コンビニ・マクドナルド

団結力がある、人的な資源、向上心をもっている

自治会組織が機能している、老人クラブ

公民館組織がしっかりしている 8館、隣保館

健康づくり体操などサークル活動

出前授業 学校と社協のパイプ強

地域のつながり

中学生 初島中学校・ソーラン、田鶴小学校

たいこ 郷土芸能の伝継

リノベーションできそうな物件が多い

大阪まで近い

国道、建物、病院・介護施設多い

保育所待機児童がない

No. Aチーム

Date

## 「有田市の困っているところ」

高速道路が遠い

車がいる(バスの本数少ない)

大型ショッピングモールがない

地元の商店街が機能していない

学力テストでは良いが活かされていない

一人暮らしが増えている ゴミ捨て

高齢化、老老介護(在宅)

空き家が増えすぎて危ない

働く場所がない、大学へ行ったら戻ってこない

結婚しない、産科がない

子どもの遊ぶ場・子どもが少ない

空き教室が増えている

農業後継者不足⇒畑ほったらかし

生ごみをスーパーの袋に入れて溝へ捨てている

ペットボトルのポイ捨て、ゴミ置き場の整備、カラス、犬が来る

学校の統合問題

(1学級でずっと同じメンバー、いじめ、問題)

学校で野球チームが作れない

公民館の駐車場が少ない・耐震がされてない、備蓄がない

道が狭い(浜)、橋が古い

大きな病気の受け入れ病院がない、救急対応の病院がない

No. Aチーム

Date

「こんなまちで“あつたらいいいのにな”」

**元気な高齢者の持っている力を活かせる場**

**子供にも教えられる**

**介護事業に頼らない**

↓

**コミュニティセンター**

**避難場所にもなる**

**公園**

**自然(山川海)、観光資源を生かす**

**働き口がある⇒子どもが戻ってくる**

**市長が若い、若者が意見を言うまち**

**いい所を出せる組織、リーダー**

⇒いろんな団体をつなげていける組織

**防犯がしっかりして**

**新しい人にも住みやすい、移住**

**見守り、認知症の方への理解、声かけ**

**どれどれ市場有田版**

- ・巡回型の経済

- ・地産地消

- ・地場産の物を売る場(常設)

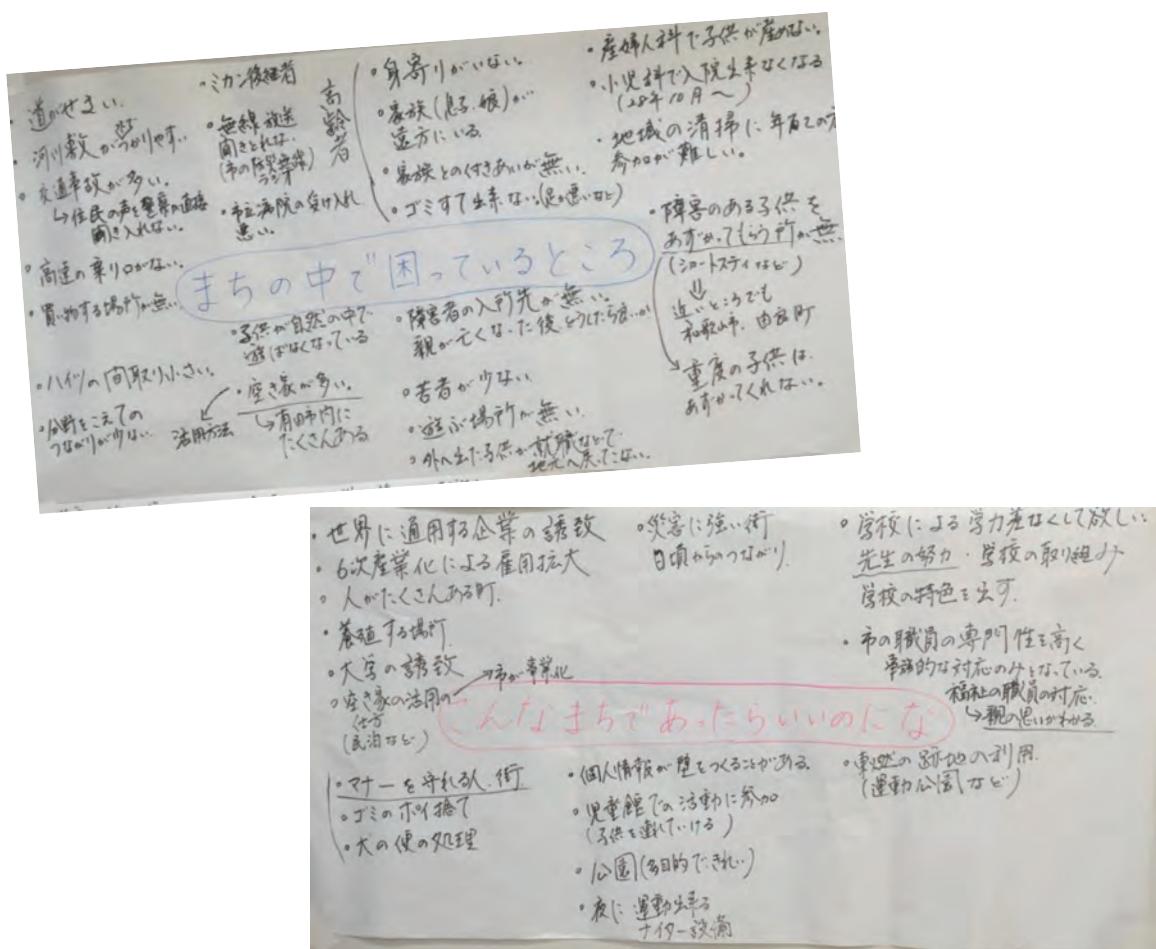
**人が優しい、子育てしやすい、子供の声が聞こえる**

**ディズニーランド、空港(有田空港)、カジノがある**

**港が栄える、インターナショナル 英語と日本語**

【出席者】

Bチーム 宮崎さん 小谷さん 宮井さん 村木さん



No. Bチーム

Date

## 「有田市のいいところ」

水産業、農業、自然がある

コンパクト、デマンドバス

グラウンド

公民館、小・中学校体育館、スポーツする場所

社協が健康に関する話を老人へ実施している(好評)

民生委員さんはじめ地域の人が地域の声を市(福祉)へ

あげていってくれる

障がいの子ども 幼児保育

しくみより人の思い、自治会組織

社協が道具貸与(グラウンドゴルフ)

福祉教育好評(社協)→子供とのかかわりが出来た

保健師の関わりが熱心

高齢者に対応するしくみが出来ている

人情がある、親切にしてくれる(地域・民生委員)

福祉(受け皿がある)

女性の就労が多くなっている

小学生のボランティア活動

スポーツがさかん(子供・大人)

公民館の体操教室(おばちゃん)

元気な人が多い、近所づきあいがある、外へ出る機会が多い

No. Bチーム

Date

## 「有田市の困っているところ」

道がせまい 河川敷が水で浸かりやすい  
 交通事故が多い ⇒住民の声を警察が直接聞き入れない  
 高速の乗り口がない、買い物する場所がない  
 ハイツの間取り小さい  
 分野をこえてのつながりが少ない  
 ミカン後継者が減っている  
 無線放送聞き取れない（市の防災無線ラジオ）  
 市立病院の受入れない、産婦人科で子どもが産めない  
 身寄りがいない、家族（息子・娘）が遠くにいる  
 家族との付き合いが無い  
 ゴミ捨て出来ない（足が悪いなど）  
 小児科で入院出来なくなる（28年10月～）  
 地域の清掃に年配の方の参加が難しい  
 障がいのある子どもを預かってもらう所がない（ショートステイなど）  
 ⇒近いところでも和歌山市、由良町  
 重度の子供は預かってくれない  
 子供が自然の中で遊ばなくなっている  
 空き家が多い ⇒活用方法はないのか  
 ⇒有田市内にたくさんある  
 障がい者の入所先が無い 親が亡くなった後どうしたら良いか  
 若者が少ない 遊ぶ場所が無い  
 外へ出た子どもが就職などで地元へ戻ってこない

No. **Bチーム**

Date

「こんなまちで“あつたらいいのにな...」」

**世界に通用する企業の誘致**

**6次産業による雇用拡大、養殖する場所**

**人がたくさんある町**

**大学の誘致**

**空き家の活用の仕方(民泊など)**

**⇒市が事業化**

**マナーを守れる人、街、ゴミのポイ捨て**

**犬の便の処理**

**災害に強い街(日頃からのつながり)**

**個人情報が壁をつくることがある**

**児童館での活動に参加(子供を連れていく)**

**公園(多目的できれい)**

**夜に運動出来るナイター設備**

**学校による学力差なくしてほしい**

**・先生の努力**

**・学校の取り組み**

**・学校の特色を出す**

**市の職員の専門性を高く**

**事務的な対応のみとなっている**

**福祉の職員の対応⇒親の思いが分かるように**

**東燃の跡地の利用(運動公園など)**

第2回ワークショップ 課題抽出から自分たちができるることを考える

平成 28 年 10 月 23 日 (金)

於：有田市福祉館なごみ

◇イントロダクション

関西大学所教授が初参加のため、参加者で楽しい自己紹介トーク



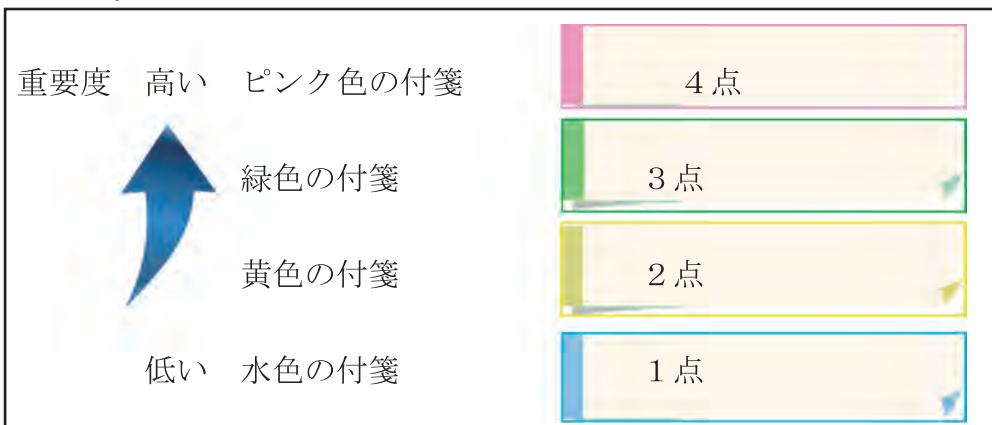
自己紹介シート

1. 名前は
2. 所属している団体は
3. 自分を動物に例えると・・・

※楽しい自己紹介で語っていただいた動物シリーズは、前述の自己紹介シートに記録しています。

1. 課題抽出方法

①第1回ワークショップの時に「困っているところ」として出された50の課題について、個人として重要だと思う課題を選出し、以下の基準で付箋を貼付する。



②第1回と同じチームに分かれ、チームごとに、付箋の合計点を算出し、点数の高い順に4つ選考する。



「結構出てたんやなあ。」

「選ぶん大変やで！」

### 第1回ワークショップで出た 「困っているところ」は合計50項目＝課題

#### 2. 進行方法

①選出された課題について、まずは「そもそもなぜそれが課題なのか」「何が問題なのか」「それによって誰が困るのか」を考える。

②次に、それについて「自分なら」「このチームの〇〇さんなら」「ここにはいないけれど、他の△△さんなら」「こんなことができるのではないか」を考える。



Aチーム

- ・高垣さん・上野山さん・桃井さん
- ・西保さん・大中局長（オブザーバー）
- ファシリテーター 石井
- 記録 垣下



Bチーム

- ・宮崎さん  ・小谷さん
- ・宮井さん  ・村木さん
- ファシリテーター 宮本
- 記録 柳

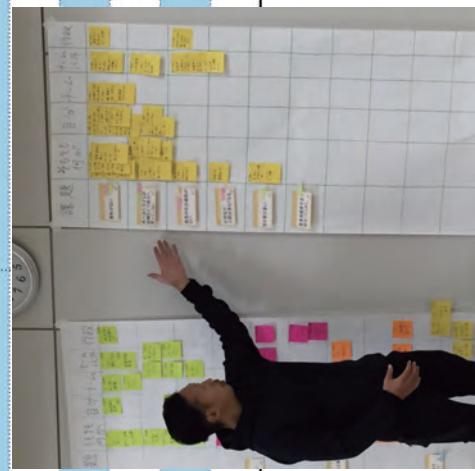
※所教授は両チームを行き来する予定でしたが、結果的にAチームに参加されました。

③各チーム代表者が発表。  
デイスカッションは白熱し、あつという間に1時間半が経過しました。  
「そもそも何が」と考えたことに対して、それぞれ自分ができること、チームができることをどのように考えていました。

## Aチーム

課題視獲得点数 第1位

産科がない			
そもそも何が	自分ができること	チームができること	チーム以外の方ができること
産科医が少ない 国の医療制度変わった	子どもを作ろうとしている方のつどいPR 子どもの何か作っているメーカーに イベントの時にきてもうう	市立病院から医大へ声をあげ続ける 個人病院と一緒にできないか 役所へ行ったりに産科がないと話す	医師会を動かす 産科があるところとの距離をうめかたら タクシー代を出す
少子化	公立病院がやってくれない 市民の声を上げる。届ける。 友達にも話して、友達からも言ってもらう。 地域の声を結集する。	産前産後システムのPR	
安心して産める環境ができるでない 家族の負担が増える 産科医を増やすためのことをしていない 得する制度がない	本当に産みたい人の声を届ける		

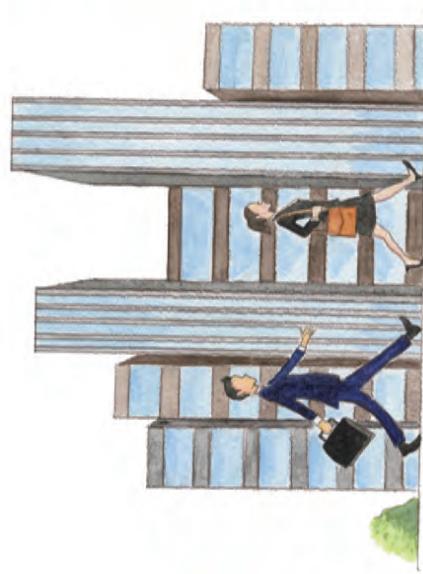


西保さんが代表で発表

## Aチーム

課題視獲得点数 第2位

外へ出た子どもが戻ってこない			
地域が活性化していない	ふるさと教育 地域の人々に話をしでもらう	ふるさと教育	ふるさと教育 ききこみながら何かをつくる。
人口減少	中学・高校の時から そういうことに関わってもらう		
働き所がない	親として自分の子どもに話をする		達成感
出でいく以上に人が入ってきたらいいと思う	自分が郷土のことを探る		
学んだことをいかせる場がない			
ふるさとに対する思いが 低くなってしまう			
外へ出なくていい環境が整っていたら こっち帰ってきた方が有利なものがあれば			
魅力があるたら			
若い子がつきそな仕事があれば(企業)			



## Aチーム

課題視獲得点数 第3位～第5位

救急対応の病院力がない			
そもそも何が	自分ができること	チームができること	行政に任せべきこと
医師が少ない、 365日あいている病院があれば		医師会でりん番制ができるから 看護師でチームをつくんで対応できたら	休日にどこかが診てくれるか教えてくれる PR
小児科で入院できない			
医師不足、 開業医が多い、			ここに電話したらめっちゃいいこと 教えてくれるといううのがあれば 救急車使い放題にできたら
空き家が多い			
空き家が老朽化して危険、 人が出でていって問題			



## B チーム

課題視獲得点数 第1位～第3位

障かいのある子を預かってもらう場所がない			
そもそも何が	自分ができること	チームができること	チーム以外の方ができること
近くに欲しい 待機状態	施設建設希望	空き家の情報 地域の協力	NPOに建設してほしい 施設建設希望
障かい者の入所先がない			
人の目が必要 家業との両立難しい ひとり親が多い	社協がもっと働け！ 地域の人間に周知する (誰が何に困っているか)	障がい者理解の勉強会 手話を学ぶ 話し相手になる	障近所の人が協力する 近所づきあいをきちんとやっていく
働く場所がない			
住民の思いがバラバラ	有田版キッザニアで地域通貨	官民一体の産業を行う 職場体験をもつとする (回数を増やす)	企業誘致 農業従事者を増やす (1ターン)
農家自身が継げとすすめられない 子供が地域のことを知らない 街に魅力がない	外へ出た子供が就職などで 地元へ戻ってこない 大学へ行つたら戻つてこない =若者がすくない 家族(息子・娘)が遠くにいる		

## Bチーム

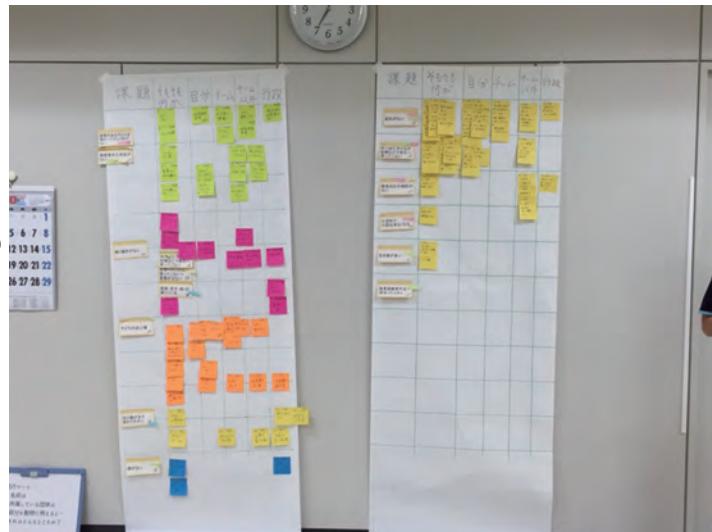
課題視獲得点数 第4位～第6位

子どもが遊び場がない		
ゲームばかり	イベント	音遊び教えてもらう
男女の遊び内容が違う。同じ遊びを！	(老ケ、市立病院、小麦畑)	イベントをコラボする
団体競技ができない	釣りを教える	図書館を利用する
公園が少ない	既存のイベントを宣伝する	
遊びたくなる公園が欲しい	かぶと虫飼育	社協を開放
	スズムシ	
	老人クラブが一緒にする	
	広い庭に小学生を呼ぶ	
河川敷が水で浸かいやすい		
そもそも必要なのか	ボランティアで掃除する	場所を変えて作る
税金が投入される		ダムを作る
		行政が早く放流
橋が古い		
保田橋が古い		点検をしつかりする
車にとつて狭い		



宮井さんが代表で発表

右 Aチーム  
左 Bチーム  
付箋の使い方も  
出された課題もそれぞれの  
特徴が出ています。



最後に所教授から  
出された意見について講評していただきまし

た。  
「Aチームでは、課題として挙がっている“空き家”について、Bチームでは、活用できるものとして挙がっています。同じ事象でも見る視点が変わることで違うものになるんですね。鳥肌が立ちました！」

### 3. 今後に向けて

当初、このチーム発足の際には、課題を出していただくチームと考えていましたが、皆さんとディスカッションしている中で皆さん自身の中に芽生えた課題意識をこのメンバーで何とか形にしてもらいたいという、欲張りな希望が出てきました。

本会事務局としても、この皆さんと何かを創り上げたいという思いを抱き、今後もこのチームでプロジェクトを立ち上げようと継続することになりました。第2次活動計画期間中に、チームとしてできることを検討し、具体化してまいります。

## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム メンバー紹介シート



お名前 所 めぐみ さん

関西大学 人間健康学部 教授  
自分を動物に例えると・・・イヌ



### 対話で気づく、元気になる

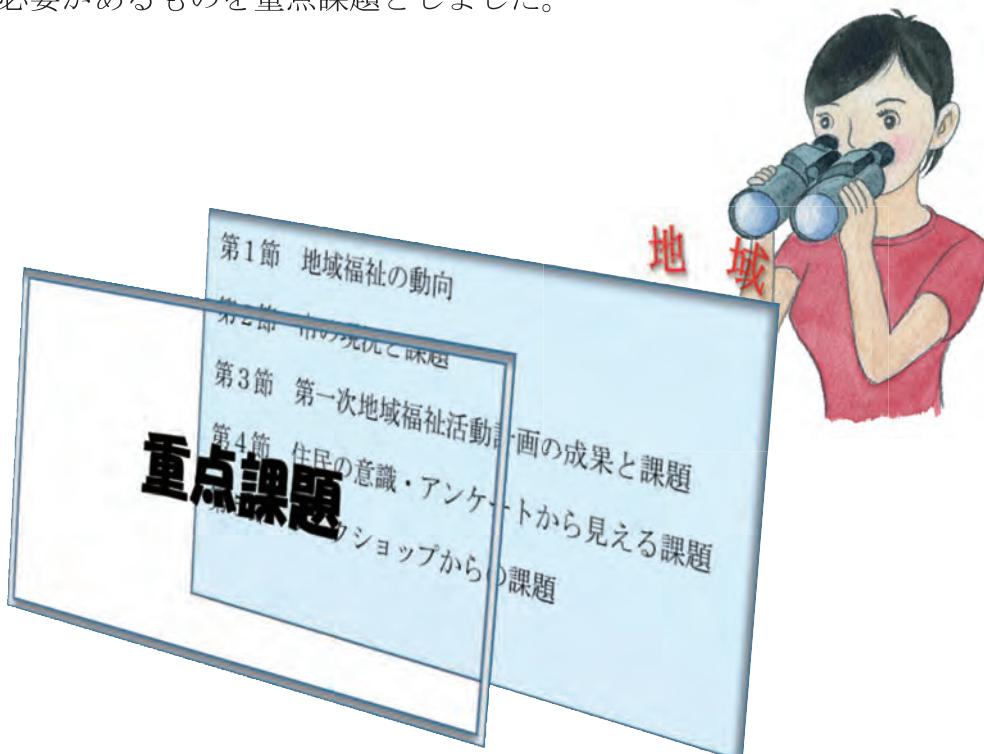
有田市まちづくりチームのワークショップに参加させていただき、メンバーのみなさんの熱心かつユーモアをまじえた温かい雰囲気の中に、愛する有田市のまちの今、そしてこれからをみんなの力でよりよくしていこうとする意気込みを強く感じました。メンバーのみなさんはご自分自身が気になっていること、何とかできたらと思っておられることを語られますが、すでに各自の仕事や地域活動等を通じて、地域の方たちが気になっていること、困っている声、今は何とかなっているようにみえても将来を考えると大丈夫だろうかという不安の声、また期待の声などもつかんでおられます。そういったことの「代弁」もされていました。つまり、その場に集まったメンバーに加えて、何名もの方々の声や思いの「対話」がありました。一方通行ではない「対話」はお互いに発見や気づき、そして「よしこれだ！やっぱりそうだ！」という確信をもたらします。また「気になっていたのは自分だけではなかった」「そんなことがすでに有田にある」「こんな方法もあるんだ」というようにお互いが元気になれます。

### 生活上のニードと活動上のニード

住民主体の地域福祉活動を進めていく上で重要なことのひとつに、ニードをどうとらえるかということがあります。地域福祉は、生活者である住民が主体となり行政や事業者、様々な団体等や住民同士で協働してとりくむことにその特徴があります。そのため生活者の困難や生活に必要なことなど「生活上のニード」に加えて、地域福祉活動を進める上の「活動上のニード」の把握とそれへの対応も必要です。例えば、「気になっている」人が多いのに活動や何らかの動きにつながっていないとしたら、何が必要なのか。情報、仲間、共有できる話し合いの場、活動拠点など、よくいわれる「資金」だけではなく様々なニーズを考えられます。そういったニードをつかむには、活動者が何に困ったり、問題だと感じているのかはもちろん、どんな街にしたいと思っているのか夢や希望、今の有田の資源（お宝）についても、お互いに対話を通じて明らかにしていく必要があります。まちづくりチームの活動はそういう点でも大いに期待しています。

## 第6節 有田市を取り巻く地域福祉の重点課題

今回、統計データから見える市の現況と課題や、第1次有田市地域福祉活動計画の振り返りから見えてきた課題、あるいはアンケート調査やワークショップから見えてきた課題を、地域という視点で、有田市が今後5年間で特に解決を図る必要があるものを重点課題としました。



まず、その統計データから見えてきた課題として、人口減少問題とその人口構造の変化があげられます。

2040年における市の総人口は2万人程度まで減少し、2060年には約1.4万人程度まで激減すると予測されています。

2060年には、65歳以上人口が約43パーセントとなる見込みであり、現役世代1.2人で1人の高齢者を支えなければならない状況となります。少子・高齢化を伴った急激な人口減は、地域経済や医療、教育など様々な分野において悪影響を及ぼすことが予測されます。

人口減少は、地域コミュニティの機能の低下に与える影響が大きく、町内会や自治会といった住民組織の担い手が不足し共助機能が低下するほか、地域住民によって構成される消防団の団員数の減少は、地域の防災力の低下が懸念されます。

また、園児・児童・生徒数の減少が進み、学級数の減少、クラスの少人数化が予想され、いずれは学校の統廃合という事態も予測されます。こうした若年

層の減少は、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝統行事が継続できなくなる恐れがあります。

このように、住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていきます。

その上、生産年齢人口が減少すると、市の財政にも大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、市の財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが廃止又は有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになります。

次に、障がい者数、ひとり親家庭の推移は人口減少に比例して減少傾向にあります。要支援・要介護認定者数は、介護保険制度が開始された平成12年度に比べると、平成27年度では2.26倍にまで増加しております。

団塊の世代の約半数が65歳以上となり、介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、介護する人も65歳以上である「老々介護」世帯が増加傾向になり、今後いかに要介護状態にならないために、高齢者が地域で自立した生活を営み、社会参加することを可能とする地域包括ケアシステムの構築が急がれます。

しかし、人口減少するなかで、生活保護受給世帯数は増加しております。要因として高齢化の進行が挙げられます。生活保護受給者の世帯別割合を見ても、65歳以上が全体の67パーセントを占めており、高齢化社会が続くかぎり、たとえ景気が向上いても年金支給額は増えず、高齢者の収入が増えることは考えにくい現状です。年金に関しては、増額どころか減額されている現状であり、生活保護を受ける高齢者が増えていく事が予測されます。

また、有田市で認知されている又は通報を受けている虐待案件については前述のとおりです。虐待はそれ自体が決して許されることではありませんが、その裏には、貧困、孤立、家庭状況、世代間伝達などさまざまな要因があり、これもまた環境によって生まれるものと考えられます。現在、有田市が把握している虐待は、それぞれの窓口で対応しています。特に児童の分野では、要保護児童対策地域協議会が随時情報共有し、個別ケースへの対策も行ってきています。平成17年の発足から積み上げられた実績から見えてくるものがあると思われます。虐待は個別課題ではありますが、それらを総括し、有田市ではどんな要因で発生しているのか、それに対してどんな対策が取れるのかという予防的介入を考えていく必要があります。虐待防止に市民が取り組めることとして、まずは豊かな人権意識を育てることがあげられます。

さらに、65歳以上のひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、高齢者全体に占

める割合が平成28年1月時点で23.5パーセントとなっております。このような状況が続くと、認知症高齢者の増加や高齢者の社会的孤立といった問題への対応も必要となってきます。

認知症高齢者や地域の中で孤立した人を、地域と結びつけるためには、高齢者の多様な状況やニーズに応えられるよう受け皿を広く用意することが重要であり、地域住民や民生委員・児童委員、NPO等との協力関係を築くことや、ボランティア団体等の主体的な活動を社協としても支援していくことが必要になってきます。

しかしながら、本市のボランティア登録者数は横ばい傾向にあり、担い手不足や活動メンバーの高齢化や固定化が問題となっています。

今後は、団塊の世代が退職を迎えることで、豊富な知識・経験・能力を持った人材を生かして積極的に地域の担い手を増やしていくかなければなりません。

次に、第1次有田市地域福祉活動計画は、福祉を知り、福祉に触れ、福祉に参加し、福祉を支え、福祉を広げ、支え合う地域づくりを推進するという基本目標のもと、4年間展開してきました。成果とともに、これらの取組から課題が見えてきたことは、次期計画を策定するうえで、基本的なベースになるものと考えます。

アンケートとワークショップからは、地域との関わりや、子ども、高齢者、障がい者、あるいは災害に対する備えや、福祉サービスに対する様々なニーズが見えてきました。とりわけワークショップにおいては、医療に関する課題が多く出され、アンケート調査においても、必要とする福祉サービスについて、「医療・保健の充実」と「認知症対策」が上位を占めていました。

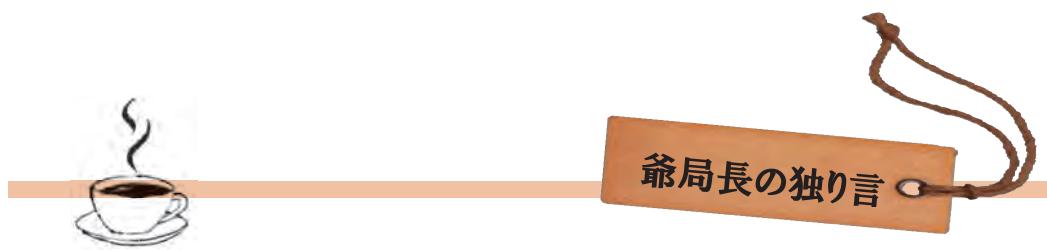
市の現況と課題でも述べましたが、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制を、「地域包括ケアシステム」と呼びます。これは、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することを目指したもので。また、認知症高齢者の増加が見込まれており、こうした高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となっています。

しかし、ワークショップでは、在宅復帰後の医療を求めるというのではなく、自分たちの地域で出産できる環境や、救急医療、小児医療を求める声が多く寄せられました。アンケート調査では、急性期医療を求めるのか、あるいは在宅医療を含めた地域包括ケアシステムの構築を求めているかは、判断しがたいところではありますが、悩みや不安の相談先として、親族や友人・知人に続いてかかりつけ医が3番目にランクされており、有田市におけるかかりつけ医の信頼の高さがうかがえます。

いずれにしても、急性期病院には、在宅医療を後方から支援することが求められており、地域包括ケアシステムと連携した退院支援や診療所の後方支援、あるいは退院後のフォローアップについて、地域全体でのシステム作りが求められています。

最後に、地域で暮らす元気な高齢者も増加しており、いつまでもいきいきと地域で暮らし続けるために、高齢者自身の社会参加が出来る場づくりが求められており、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実も求められています。少子高齢化が進む中、地域において子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人や立場の異なる人が交流する場作りが必要になってきます。

これらを踏まえて、以下の5つを「有田市を取り巻く地域福祉の重点課題」として、その解決に向け、次章で示す「計画の基本的視点」に基づく施策を、今後5年間で展開してまいります。



日本が世界に誇る文化が2つあります。一つは、あのアフリカの女性として初めて、ノーベル平和賞を受賞したワンガリー・マータイさんが、2005年に日本を訪れた際、感銘を受けた「もったいない」という日本語です。マータイさんは、この美しい日本語を、環境を守る世界共通語「MOTTAINAI」として広めることを提唱し、「MOTTAINAI キャンペーン」がスタートしました。

私たちが子どもの頃には、「お百姓さんが一生懸命作ったんだから、お茶碗の米は一粒でも残してはいけないよ」なんて、親から言わされたのを思い出します。

お米に限らず、あらゆるものに関して『感謝』と『尊敬』の気持ちを持つように、親だけではなく、近所のおじさんやおばさんからも、自然と教えられました。

それが、日本が世界に誇るもう一つの文化「おせっかい」です。地域の子どもはみんなで育てる。誰に頼まれたわけでもないのに、他人の子どもを叱り、自分の子どものように躾をする。病気で家事ができない高齢者がいれば、勝手に上がり込んで、食事の支度をする。道がわからず、キヨロキヨロしている人がいれば、頼まれてもいないのに道案内をする。

今の我々の感覚からすると、少し眉をひそめたくなる行為です。

しかし、この「おせっかい」が地域コミュニティ再生のカンフル剤になる  
ように思うのですが。



## 重点課題1 社会的孤立

かつて地域には子育てをする専業主婦が多く、子どもを媒介とした地域活動が地域のつながりを維持してきました。しかし、1997年以降は共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、昼間に地域にいる主婦も少なくなり、あわせて少子化の影響による子どもの減少が地域コミュニティの衰退と空洞化を進めています。

また、本市においてもプライバシーを重視する都市型ライフスタイルが定着し、多くの住民は隣近所の様子もよく分からぬ地域社会に暮らしている場合が多いのです。

『誰にも知られず、引き取り手もないまま亡くなっていく』“無縁死”というのが報道番組などで紹介されました。また、長寿高齢者の所在不明問題が社会の注目を集めたりもしました。このように少子高齢化・人口減少は地域コミュニティの衰退を招き、またそれと同時に認知症への理解と啓発の不足から、様々な世代の人たちの社会的孤立問題を浮き彫りにしています。



## 重点課題2 地域のつながりの希薄化

地域のつながりは、昔は強いつながりの下で、生活にかかわる多くの部分で地域住民と共同で行ってきました。地域の氏神を中心とした祭祀への参加、子どもの運動会を中心とした住民による大運動会。あるいは隣近所の人たちが一家で出かける日帰り旅行など。しかし、経済・社会環境が変化する中で、地域との関わりがなくても生活できるようになってしまい、人々の価値観の変化や生活スタイルが大きく変化したため、近所づきあいの必要性が薄れてしましました。地域のつながりが希薄化したことによって、隣近所の付き合いがなくなり、近年子どもが被害にあう事件が起こったり、子育てに関する相談相手がいなくて悩んだり、一人暮らしの方の孤独死などの問題が起こっています。

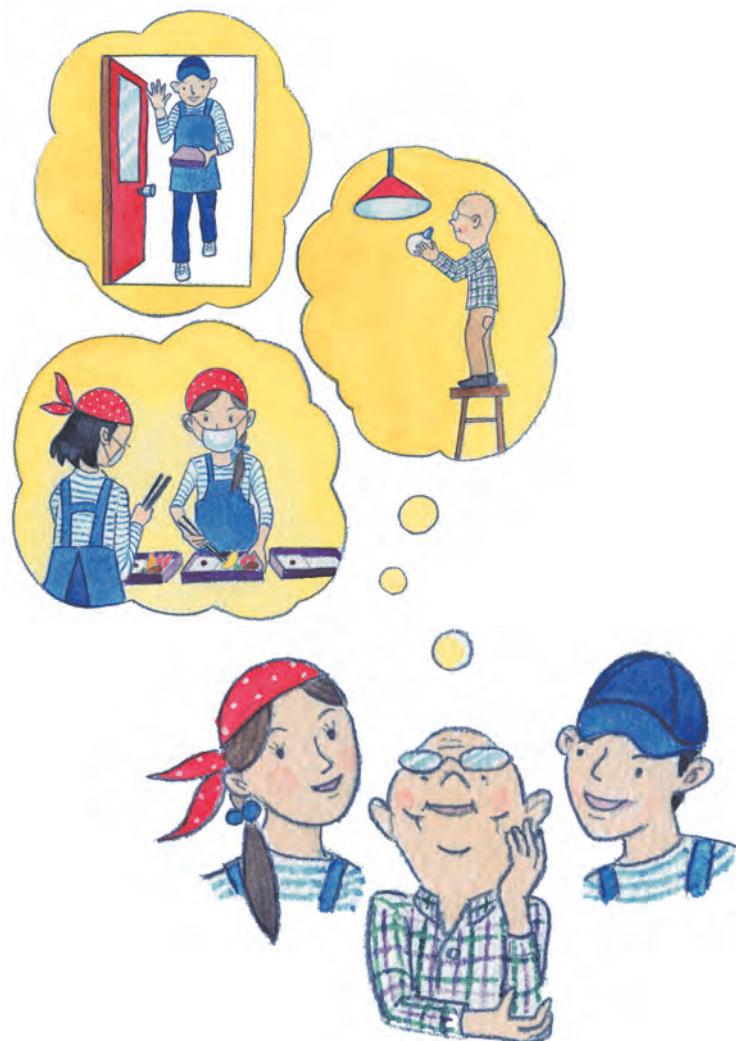
地域のつながりは、防災や防犯をはじめ、いざという時に助け合うことができるなど、その地域に住むためには欠かせない「安全で安心な地域社会」を作ることにつながります。



### 重点課題3 共助のための担い手不足

政府は骨太方針 2016 で「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」と打ち出しました。

しかし、現在、地域コミュニティ組織は、高い志と地域への思い、自治の自負を持った方々によって担われ支えられていますが、高齢化が進んでおり、今のままでは、組織が持続していくことが困難な状況にあります。今頑張っている地域のリーダーの思いや知見、経験などを次世代へと引き継ぐ必要があります。そのためには、これまでの地域活動で培われてきた伝統を受け継ぎつつも、慣習にとらわれず、若者や女性などの人材や NPO などの価値観と多様性を認め、それらの活力を取り込むことにより、新たな地域コミュニティの創造につなげる必要があります。



## 重点課題4 相談体制の未整備

従前の体制では、認知症は地域包括支援センター、精神障害は保健センター、身体・知的障害は福祉課福祉係、生活困窮は福祉課民生係という風に相談先が分かれています。他にも、就学している障がいのある子どもさんの場合、福祉サービスについては福祉課福祉係、学校生活については教育委員会、万一虐待等対応の必要があれば福祉課子ども係というようにひとりの子どもについて相談内容によって違う部署で対応することになっています。また、どこにも属さないあらゆる悩み事については本会というように相談先は多岐にわたります。

このことで、ライフステージごとに相談先が変わり、住民ひとりの人生を縦断的に把握する機関がないことや、対象者個人を全体から把握したり、家族を含めたアセスメントを主管する機関がないと言えます。その結果、情報が途絶えたり、適切な支援体制が構築されず、必要な時に適切な支援を提供することが困難な状況となっていました。今後は、これらの課題を補完したり、家族全体のアセスメントを主管する組織づくりが急務といえます。



## 重点課題5 ふるさと意識の希薄化

急激に変化する国際社会の中で、我が国では、大都市及びその周辺地域に人口が集中し発展を遂げる一方、地方の若者がふるさとを離れ、過疎化や高齢化が進むという問題が生じています。県内には進学する大学の数も少ないことが要因であると考えられますが、県外の大学を選択した若者も、卒業後、ふるさとへUターンすることが極めて少ないので、人口減少に拍車をかける要因ともいえます。県内に就職する企業が都会に比べて少ない傾向は、今後も継続されると考えられますが、まずは、自分たちのふるさとに愛着を持つ取り組みが地域全体で実施されてこなかったように思われます。地域の自然、文化財や産業を知ることが大切であり、また、若者のふるさと離れや人間関係の希薄化に対応するためには、ふるさとの良さや課題点を学び、地域社会の中での自己の在り方や生き方を考えさせる教育が必要であると考えます。



## 第3章 計画の理念と施策体系

### 第1節 計画の基本理念

#### 「あがらが主役、あがらで創る、あがらのまち」

私たちは誰もが、住み慣れた家庭や地域で、お互いの人権を尊重し、共に支え合い、その人らしく安心して生き生きと自立した生活が送れるような地域社会の実現を願っています。

このような地域社会の実現に向け、本計画においても、第1次計画の基本理念である「人と人、人と地域がつながる 福祉を知り、伝え、支え合う心を育てる」を受け継ぎ、新たな基本理念として「あがらが主役、あがらで創る、あがらのまち」を合言葉に、地域福祉活動を進めていきます。

#### 「あがらが主役」

市民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、本会及び行政が相互に連携し、それぞれの役割を果たす中で、誰もが住み慣れた地域で個性を活かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心していきいきと生活できるまちづくりをめざします。

#### 「あがらで創る」

それぞれの地域には、それぞれの課題があり、様々な取組が求められています。行政や、本会だけが地域福祉の課題を解決するのではなく、市民みんなで、住みよいまちを創っていきます。

#### 「あがらのまち」

地域は、そこで暮らす一人ひとりの生活者がその人らしく豊かで充実した生活を送るための居場所です。誰も排除しない、誰からも排除されない『あがらのまち』を目指します。

※あがら=僕たち・私たち（和歌山県紀北地方の方言）

本計画の理念を考える上で、親しみやすい計画にするために、あえて方言を使いました。

## 第2節 計画の基本的視点

地域福祉活動計画の基本的な視点として、次に掲げる4項目を設定しました。これらは、これから地域福祉を推進するに際して基本となる考え方です。

### 1 住民主体の視点

地域社会は歴史的にみて、地域住民の共棲により成り立ってきたという側面から考えて、地域福祉の主体は地域住民であるといえます。住民主体の活動は、「ふだんのくらしのしあわせ」をどのように地域で実現していくべきいいのかを、他人のための福祉（他人事）ではなく、自分たちのための福祉（自分事）として住民全体で考えていく契機となるはずです。

### 2 地域共生社会の視点

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

### 3 パートナーシップ（協働）の視点

地域福祉の推進は、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、本会、自治会等の自治組織、ボランティア・市民活動団体、社会福祉に携わる事業者などと行政とのパートナーシップに基づき、協働し、支えあうことにより実現します。

### 4 地域福祉を推進するための福祉教育の視点

多様な人が居住する地域において、大人も子どもも共に福祉について学びあう機会をつくり、自分の生まれ育った地域に根ざした「福祉のまちづくり」を進めるための福祉教育がいま求められています。

### 第3節 施策の体系

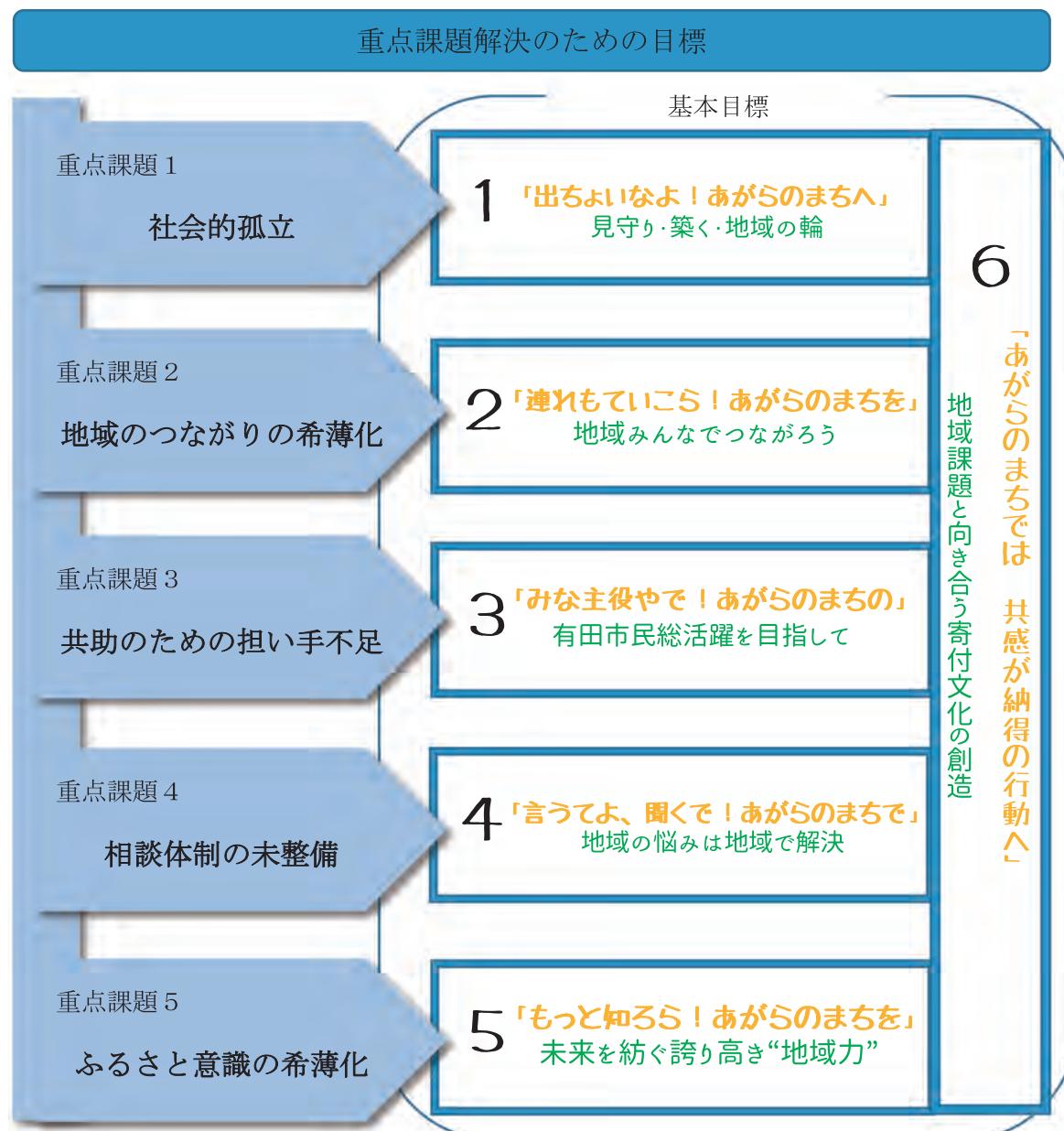
基本理念『あがらが主役、あがらで創る、あがらのまち』の実現を目指し、行政と本会、地域の多様な人びとが協働して地域福祉の推進に取り組むための体系を、以下のように設定します。



## 第4章 地域福祉の推進に向けて

### 第1節 重点課題解決のための目標

本章においては、第2章において抽出した重点課題について、第1章第3節の計画期間において、どのような施策展開を行っていくのかを定めます。



## 第2節 基本目標1

# 「出ちょいなよ！あがらのまちへ」 見守り・築く・地域の輪

都市化の進行により地域の人間関係が弱まっていく中、地域の人々がお互いに「おせっかい」を焼き、その自立を支援していくことが極めて重要であり、このような社会的機運を醸成することが必要であります。

社会的孤立を解消するには、地域での見守りが必要であり、それを支える人たちが必要になります。人とひとの顔が見える「おせっかい」が、地域の見守りを焼き、地域の輪を広げていきます。

### 基本施策1 (1) 地域での見守り

#### (2) 認知症理解の普及・啓発

身近な地域の中で、お互いのさりげない「気づかい」やちょっとした「声かけ」で、地域の中で発生する様々な福祉課題を早期に発見することができ、問題が深刻になるのを防ぐことができます。見守りとは、「気づかい」や「声かけ」により得た情報をもとに、気になる人を守ることです。定期的に訪問することは有効な見守りですが、気にかける、顔見知りになるだけでも充分です。特別な取組をするのではなく、あくまでもさりげないおつきあいの中で、地域で孤立している方をなくしていくための見守り活動を実践していくる福祉教育を地域に展開していきます。

また、認知症が、「病気によるもの」とあたりまえに理解され、支援体制が整っている地域。それをつくるためには、まずは、認知症に対する正しい理解を普及・啓発する必要があり、適切な対応をすることで、認知症になってしまってもその人らしく生きることができます。



### 第3節 基本目標2

## 「連れもていこら！あがらのまちを」 地域みんなでつながろう

近年、地域のつながりが希薄化する中で、地域のつながりを持ちたくても持てない人が増えるとともに、地域力の低下により生活の質の向上に資する機能を十分に果たせない地域も増えている可能性があります。

地域のつながりについては、①つながりを持ちたいが障壁により断念している人を支援する取組や、②地域が果たしてきた機能を復活させる取組を中心として、共に手を携えて、地域みんなでつながる意識の醸成が必要となります。

### 基本施策2 共生の場づくり

従来、地域コミュニティを形成していた人たちは、高齢化を迎える、世代交代を余儀なくされていますが、団塊の世代と呼ばれる人たちは、日本の高度経済成長を自らが支えたという自負から、地域のコミュニティには中々参加してもらえないのが現状です。

また近年では、若者の親への依存の長期化、社会への関心の希薄化など若者の社会的自立の遅れという新たな課題が生じており、いわゆるフリーターや無業の若者、ひきこもりと呼ばれる若者の増加等が社会的な問題となっています。

他にも、本市では障がい児者が過ごす場・働く場が足りないことが訴えられています。そのため、今まで遠くの施設に時間をかけて預けに行ったり、市外の施設に入所せざるを得ない状況が続いています。障がいがあっても、生まれたまちで暮らしていく環境が整っていることがあたり前になる地域が求められます。

さらに、近年不登校やいじめ、ネット関連のトラブルが社会問題となり、本市でも中学生の不登校や無料通話アプリによるトラブルも気になるところです。子どもたちに誤った認識や偏見の意識が芽生えない小さい頃から異世代の人、障がいのある人と自然にふれあう場所があることは、ありのままの姿を素直に受け入れ、お互いを尊重し、そのことで自分のことも大切に思う意識を育てる福祉教育の場となります。

まちづくりなど地域における様々なプログラムへの参画を促す共生の場づくりは、自分自身の意思や興味、責任で社会に参加し、また地域での人間関係を再構築します。

## 第4節 基本目標3

# 「みんな主役やで！あがらのまちの」 有田市民総活躍を目指して

虐待、貧困、高齢化等の諸問題に機敏に対応するには、既存の制度だけでは難しいのが現実です。意志ある個人・組織が、課題解決に果敢に取り組むという状況を生み出すことが必要です。福祉分野においては、制度内の福祉サービスで対応できない問題に対して、制度外の福祉サービス・活動を開発・実施していくことが必要です。

さらに、制度外の福祉サービス・活動には、社会福祉関係者とともに、住民・ボランティアの参加が不可欠です。第2章第6節の重点課題3の担い手不足でも述べたように、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくため、若者から高齢者、健常者から障がい者まで、すべての有田市民が主役となる、総活躍社会を構築する必要があります。

### 基本施策3 (1) 住民の主体形成 (2) 活動の場作り

これから地域福祉は、福祉サービスを必要とする人もそうでない人も、同じ地域住民として協力し合いながら、多様な主体を形成し、進めていくことが必要です。



しかし、残念なことにこれまで地域福祉を担って来ていただいた人たちも、高齢化等に伴い世代交代を余儀なくされています。そのような中、団塊の世代の人たちによる、退職後の生きがいとして自分の長年培った経験・専門的知識等を地域福祉活動等に活かしていきたいと考える高齢者が増えてきています。このような高齢者や、一般には福祉サービスを利用する側として考えられる人であっても、「地域に貢献したい」といった地域福祉活動への参画の意欲を湧かせる、あるいは障がい者であっても、自らが地域に貢献できると意欲を示せるような、そんな住民の主体形成を行う必要があります。具体的に実際の活動につなげていけるような情報提供や相談などの支援と、地域住民に更なる理解を求める福祉教育が必要となります。

地域の住民がみんな主役となる地域づくりには、みんなが活躍できる活動の場が必要になります。『こんなことをやってあげたい』と思うのではなく、『こんなことをやりたい』。そんな場づくりを目指します。

## 第5節 基本目標4

# 「言うてよ、聞くで！あがらのまちで」 地域の悩みは地域で解決

高齢化の加速度的な進行、社会的孤立や生活困窮など新たな課題の発生の中で、だれもが住み慣れた場所で暮らし続けられる地域づくりや、制度・サービスの狭間の問題への対応に向けた地域のフォーマル・インフォーマルの力の結集による取り組みの必要性が、さまざまな分野から提起されるようになってきました。このような時代だからこそ、地域にある生活課題からその地域に必要な支援を住民・関係者とともに作りあげていくことが重要であると考えます。

個別の生活課題を地域で支え、課題が深刻化する前に早期の解決、予防活動に取り組むことのできる地域をつくっていくために、あらためて「社協の総合相談」を確立していく必要があります。

### 基本施策4 相談体制の構築

地域における多様な福祉課題・生活課題の把握や課題解決に向けた支援活動を展開するためには、地域の社会資源を幅広く把握し、あらゆる関係機関・団体等との連携について模索していくことが必要となります。また、社協職員は日常の相談・支援業務の中で、既存の制度やサービスでは解決できない課題に対応しなければならない場面は少なくなく、こうしたフォーマルな社会資源で解決できない課題に直面した際に、住民の力を活用する視点を持って解決の道筋を検討していくことも必要です。



地域における多様な福祉課題・生活課題の解決に向けては、まず日頃から連絡会議等を開催するなどし、関係機関・団体や住民とコミュニケーションをとり、信頼関係を築くことが重要です。これらの課題解決に向けて、関係機関・団体と地域住民が相互に連携したネットワークづくりを進めていくことが必要になります。

そのためにはまず、個々の職員の相談支援の力量を高めながら、窓口で対応できない問題に対して組織的な対応を進めていくための体制整備を今後の検討課題とします。

## 第6節 基本目標5

# 「もっと識らる！あがらのまちを」 未来を紡ぐ誇り高き“地域力”

急激な少子高齢化の中、本市における労働力人口も大きく減少し、地域経済に与える影響は深刻な状況といえます。また、複雑化・困難化する地域福祉の課題解決に向けては、ふるさとを離れる、ふるさとに戻ってこない若者の意識を、今一度ふるさとに向ける取り組みが必要となります。

我がまち、有田市は、わずか37km<sup>2</sup>という、小さなまちですが、古より受け継いできた、自然と、文化が豊富なところです。有田みかんや漁獲量日本一を誇るタチウオ漁など、農漁業が盛んに行われ、産業においては、石油精製工場を有するほか、蚊取り線香や手袋製造などの地場産業も盛んなところです。

いま、我々が取り組むことは、福祉教育を通して、地域の魅力も同時に発信する取り組みが必要であり、その人材確保が急がれるところであります。

### 基本施策5 協働してつくる「魅力ある有田市」

めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなってきています。

そんな中、いま最も求められているのは、「魅力ある有田市」と、その創造に向けて熱い思いを持つ若者たちです。しかし、彼らがいか程の熱意をもってしても、単独で「魅力ある有田市」を創造することは困難だといえます。協働という枠組みの中、地域課題の解決や、「魅力ある有田市」の創造に努めなければなりません。

「協働」とはそれぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれが持ち得る資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調して活動することです。

本会は、熱意ある若者の掘り起こしと、行政、市民、企業等との連携を図る「協働」に向け、そのパイプ役としての役割を展開していきます。



## 第7節 基本目標6

# 「あがらのまちでは “共感”が“納得の行動”へ！」 地域課題と向き合う寄付文化の創造

人口減少問題は、地域の経済問題だけにとどまらず、公共サービスの低下や、社会福祉に係る公費負担の減額にまで直結する、由々しき事態となっています。本市における2040年の推計人口は、20,232人とされており、現在より、9,000人減少する見込みです。人口減少は、自治体の収入にも大きな影響を及ぼし、税収や国からの交付金収入にも大きく反映されます。

従来、本会の財源（収入）は事業収入、委託金、補助金・助成金、共同募金、会費、寄付金、その他で構成されていますが、地域福祉にかかる活動費用の7割以上が市からの補助金に依存している現状を考えれば、今後の増え続ける福祉ニーズに対応するための財源確保を早急に模索する必要があります。

住民の皆さんと地域課題に向き合い、それぞれが我が事として共感することができれば、自ずと納得の上で課題解決のために必要な行動ができるようになります。今、本市ではどこで何が起こっているのか。そのために、誰が動き、どれだけの資金が必要なのか。自分にできることは協働という活動なのか、資金支援なのか。考えていただける機会を増やしていきます。

### 基本施策6 安定した財政運営

本会では、平成28年度より新たな「ファンドレイジング（資金調達）」として、本会と地域の企業・店舗がコラボした寄付つき商品を販売することにより、誰もが気軽に社会貢献できるしくみをつくり、スタートしたところです。その事業の名前が寄付つき商品事業『JUST』です。

新たな取り組みは始まったばかりで、この事業が安定した財政運営に直結するとは考え難いところですが、これからも、共感を得て、解決策を提案するプログラムを作り、有田市に寄付文化の創造を図っていきます。

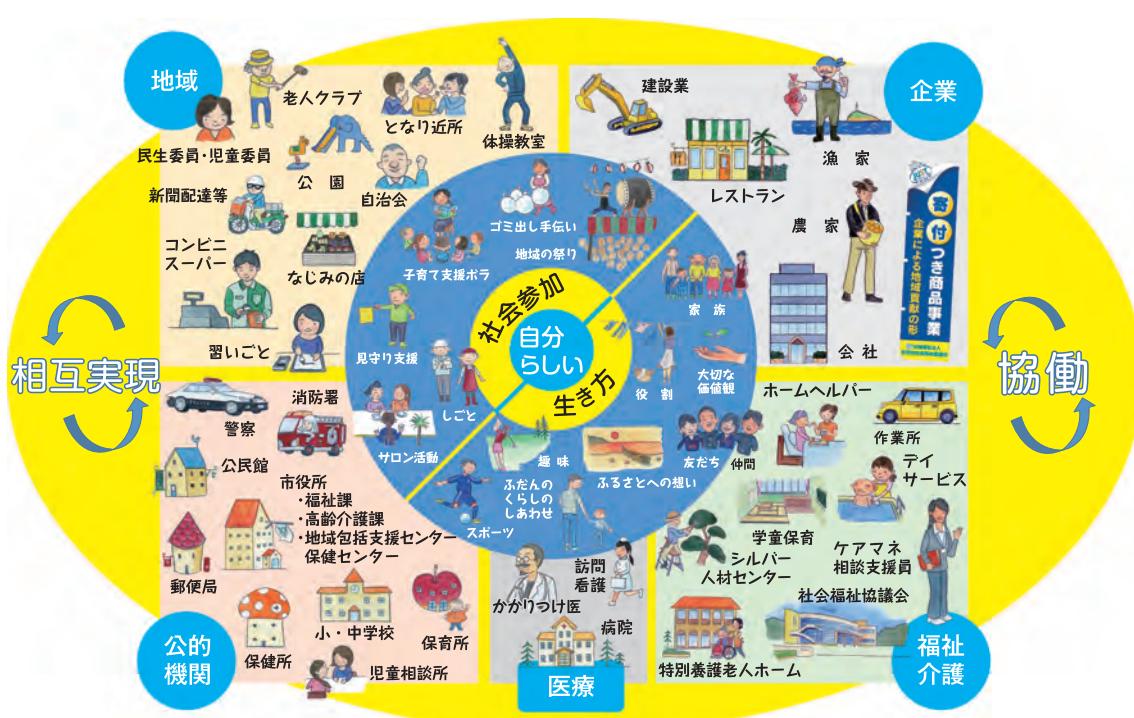


## 第5章 計画推進に向けて

### 第1節 地域福祉の推進体制

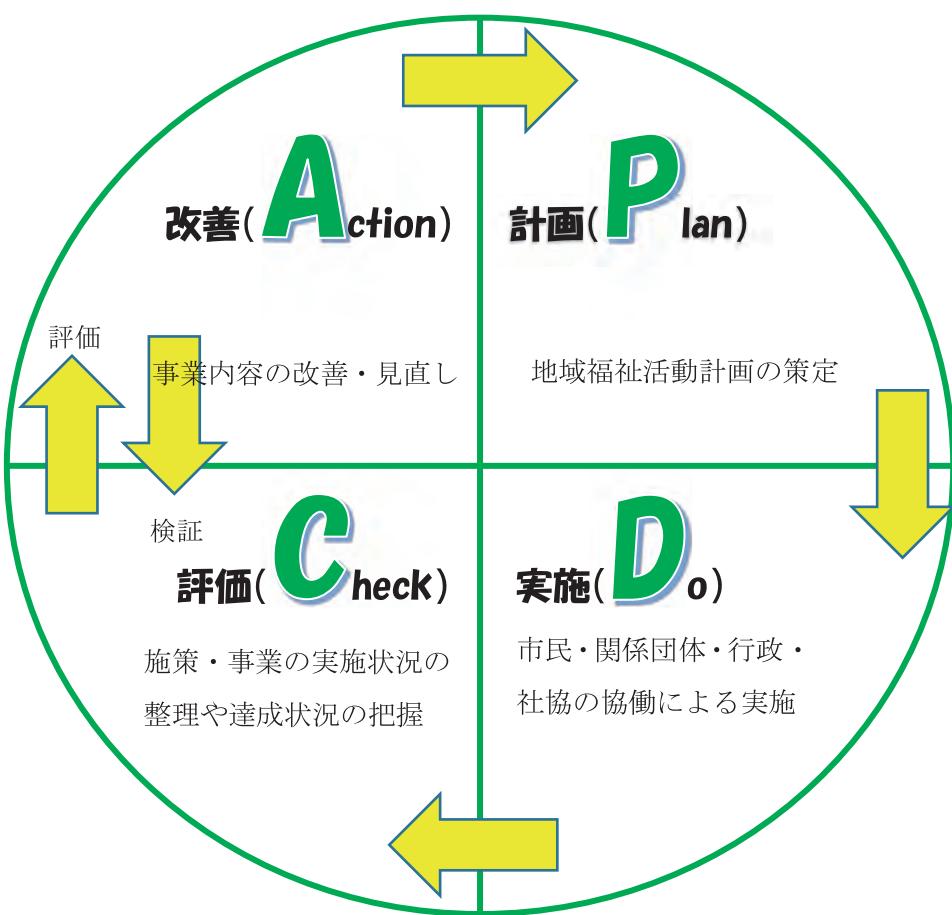
地域福祉を進めるためには、多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように、住民一人ひとりの自発的な取り組みに対して、地域が積極的に支援を行っていくことが重要です。そのためには、住民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者というだけの立場から、地域福祉の主体へと立場をシフトしなければならないということについて、すべての住民に理解してもらうことが必要です。自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わされることで、多様な地域の福祉課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる市の地域福祉計画とも連携を図りながら、地域福祉の推進を目指します。

【地域福祉活動の概念図】



## 第2節 計画の進行管理

この計画に基づき、市民参加のもとに施策の実施、評価を行い、計画的確な進行管理を行います。また、毎年実施する活動計画の検証結果に基づき、必要に応じて計画や実施体制・方法などを見直し、継続的な改善を進めるとともに、計画、実施、評価の各段階の情報をわかりやすく公表し、市民への説明責任を果たすように努めます。



## 第3節 計画の普及啓発

地域福祉活動計画を推進していくうえで、有田市が目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民・事業者・行政が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、広報やホームページ、計画の概要版などを通して、広く市民に計画を周知していきます。また、地域コーディネーター養成講座や市民参加型の各種事業などの機会を通じて、地域福祉の普及・啓発をしてまいります。

# 資料編

- ◇ 有田市地域福祉活動計画策定委員会関係
- ◇ “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム関係
- ◇ 地域福祉ネットワーク会議関係
- ◇ 有田市住民アンケート結果抜粋
- ◇ 計画策定期調査内容等抜粋
- ◇ 用語解説

## 有田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 有田市の地域福祉を推進するため、社会福祉法人有田市社会福祉協議会は地域福祉活動計画の策定を目的に、有田市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（1）計画案を策定すること。

（2）計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関するこの審議及び調整に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は定数を11人以内とし別表に掲げる者を持って組織し、会長が委嘱する。

2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体等における代表者等の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。

3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、有田市社会福祉協議会内に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

## 有田市地域福祉活動計画策定委員名簿

平成27年3月28日～平成29年3月27日

	策定委員会 委員長	氏名	所属	役職	参加する立場
1	副委員長 森川 文夫		有田市民生児童委員協議会	会長 副会長	民生委員・児童委員代表
2	栗山 仁美				
3	田中 守		有田市連合自治会	会長	市民代表（自治会）
4	佐原 靖彦		有田市老人クラブ連合会	会長	市民代表（高齢者）
5	田中 秀樹		有田市身体障がい者連合会	会長	市民代表（障がい者）
6	成川 守彦		守皓会	理事長	介護サービス事業者代表
7	檍木 佳世子		赤十字奉仕団	委員長	ボランティア代表
8	委員長 桑原 義登		相愛大学	名誉教授	学識経験者
9	田中 政彦		有田市教育委員会	教育長	行政機関
10	馬倉 三喜		有田市市民福祉部福祉課	課長	
11	大中 真人		有田市社会福祉協議会	事務局長	社会福祉協議会代表

地域福祉活動計画策定後の策定委員会開催状況

第3回 平成27年 4月28日 開催

第4回 平成28年 4月18日 開催

第5回 平成28年12月20日 開催

第6回 平成29年 3月 9日 開催



## “思いをひとつに” 有田市まちづくりチーム名簿

No.	所 属	氏 名
1	有田市民生委員児童委員協議会 副会長	北野 音弘
2	有田市老人クラブ連合会 理事	宮崎 晴三
3	子育て療育の会小麦畑 代表	宮井 ゆみ
4	宮原公民館 館長	高垣 明子
5	(株)オレンジライフ 代表取締役社長	上野山 栄作
6	有田ひまわり福祉会 社会福祉士	西保 孝昭
7	地域住民代表	小谷 佳胤
8	有田市高齢介護課 高齢者支援係長	桃井 克博
9	有田市立病院地域連携室 社会福祉士	村木 健
10	関西大学人間健康学部 教授	所めぐみ

※設立趣意書 本稿第2章第5節参照

## ワークショップ開催状況

第1回 平成28年 9月28日 開催

第2回 平成28年10月21日 開催

第3回 平成29年 2月23日 開催



## 有田市地域福祉ネットワーク会議 設立趣意書

有田市社会福祉協議会は、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまち」づくり」を基本方針として、地域の様やな人の知恵と力を提供いただいたて、地域福祉の推進を図っております。

近年、社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できなき者に対する支援の必要性が高まっております。

こうした福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各自の創意工夫により対応していくことが必要あります。

そこで、ここに、社会福祉法人・施設及び関係機関が相互に連携し、制度の狭間の問題、地域の多様な福祉課題・生活課題を発見し、解決につなぐ支援やその仕組みづくりを図り、互いに課題を共有し、協働して解決活動に取り組むため、有田市地域福祉ネットワーク会議を設立するものであります。

何卒、本趣旨にご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

平成二八年四月一日

有田市社会福祉協議会  
会長 森川文夫

## 有田市地域福祉ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有田市地域福祉ネットワーク会議の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 すべての有田市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉法人有田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と社会福祉法人・施設及び関係機関（以下「関係機関等」という。）が、相互に連携し、制度の狭間の課題、地域の多様な福祉課題・生活課題を幅広く受け止め、解決につなぐ支援やその仕組みづくりを図るため、有田市地域福祉ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、社協が実施主体となり、この活動の目的に賛同する関係機関等をもって構成する。

2 社協とネットワーク会議を構成する関係機関等（以下「構成員」という。）は、「有田市地域福祉ネットワーク会議に関する協定書（様式第1号）」を締結する。

(活動内容)

第4条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について情報交換、協議、支援を行う。

- (1) 地域の福祉課題・生活課題の解決に係る企画、立案及び運営
- (2) 専門職集団としての強みを生かし社会福祉に関する情報提供及び福祉教育
- (3) その他目的を達成するために必要な活動

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、前条に定める活動を推進するため、社協が招集し、主催する。

(個人情報の保護)

第6条 社協は、社会福祉法人有田市社会福祉協議会個人情報保護規程（以下「規程」という。）に基づき、個人情報を構成員に提供する場合は、原則、当該構成員に「個人情報保護の取扱いに関する誓約書」（様式第2号）の提出を求めるものとする。

2 構成員は、見守り活動において知り得た個人情報の取扱いについては、規程を遵守するとともに、構成員以外の者に対する協力要請を行う際には、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、社協内に設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、それぞれの関係構成員により協議するものとする。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 有田市地域福祉ネットワーク会議協定締結一覧

	事業所名	締結日
1	社会福祉法人 守皓会	H28.5.10
2	株式会社 サザンクロス	H28.5.10
3	社会福祉法人 有田ひまわり福祉会	H28.5.17
4	有田市立病院	H28.5.17
5	一心の郷 株式会社	H28.5.20
6	株式会社 メディカルサービス有田	H28.6.7
7	有限会社 プライムタイム	H28.6.7
8	株式会社 アイランドフィールズ	H28.6.13

定例会議開催状況 毎月第3木曜日 19時～

- 第 1回 平成28年 4月28日
- 第 2回 平成28年 6月16日
- 第 3回 平成28年 7月21日
- 第 4回 平成28年 8月18日
- 第 5回 平成28年 9月15日
- 第 6回 平成28年10月27日
- 第 7回 平成28年11月17日
- 第 8回 平成28年12月15日
- 第 9回 平成29年 1月25日
- 第10回 平成29年 2月16日
- 第11回 平成29年 3月16日



## 市民アンケート調査結果

### 調査概要

#### ①調査の目的

「地域福祉」に対する市民の考え方や意見を寄せていただき、「第2期有田市地域福祉計画」策定にあたっての基礎資料としました。

#### ②調査の方法

- ・調査区域：有田市全域
- ・調査対象：有田市に居住する20歳以上の男女を等間隔無作為抽出
- ・調査方式：郵送による配付・回収
- ・調査期間：平成28年11月

#### ③回収結果

- ・回収率：発送数2,000人、回収数951人、回収率47.6%

	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	無回答
男性	402人	30人	25人	43人	63人	127人	113人	1人
女性	538人	23人	35人	83人	93人	145人	159人	0人
無回答	11人	0人	0人	0人	0人	1人	9人	1人
計	951人	53人	60人	126人	156人	273人	281人	2人

初島町地区	99人	港地区	72人
箕島地区	101人	宮崎町地区	128人
保田地区	222人	中央地区(逢井、小豆島地区含む)	94人
宮原町地区	179人	糸我町地区	54人
無回答	2人		

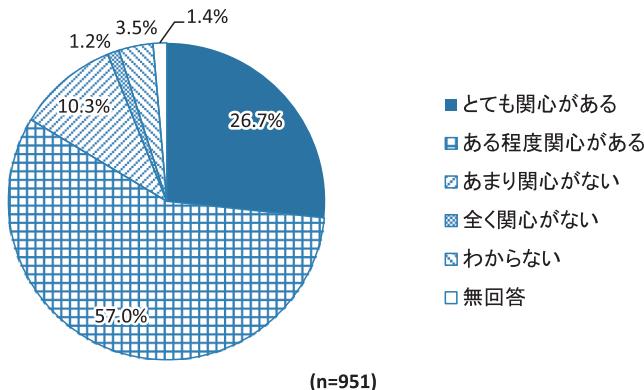
### 3-2 調査結果抜粋

#### ①福祉への関心

「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と回答した割合が8割以上となっています。

20歳代・30歳代では関心度が低いことから、若年層への地域福祉に関する意識の啓発が求められます。

【図】福祉への関心



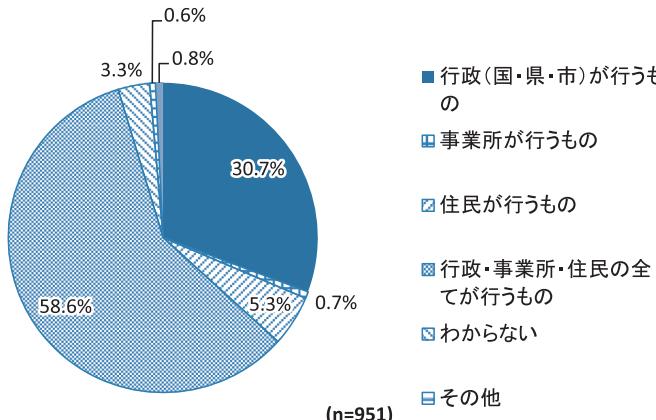
	951人	100%
全体	951人	100%
とても関心がある	254人	26.7%
ある程度関心がある	542人	57%
あまり関心がない	98人	10.3%
全く関心がない	11人	1.2%
わからない	33人	3.5%
無回答	13人	1.4%

#### ②地域の人が幸せに暮らすために活動する主体

「行政・事業所・住民の全てが行うもの」と回答した割合が6割程度となっています。

男性や20歳代・30歳代では「行政・事業所・住民のすべてが行うもの」の回答が低くなっています。それらの層にも一人ひとりが活動する主体となるよう促進する取り組みが求められます。

【図】地域の人が幸せに暮らすために活動する主体



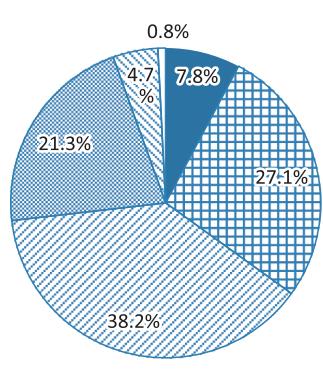
	951人	100%
全体	951人	100%
行政(国・県・市)が行うもの	292人	30.7%
事業所が行うもの	7人	0.7%
住民が行うもの	50人	5.3%
行政・事業所・住民の全てが行うもの	557人	58.6%
わからない	31人	3.3%
その他	6人	0.6%
無回答	8人	0.8%

### ③隣近所の人との付き合いの程度

「世間話をする程度の人がいる」と回答した割合が4割程度と最も高くなっています。

20歳代・30歳代では「どんなことでも相談し助け合える人がいる」「困ったことなど内容によっては、相談できる人がいる」の回答が低く、「あいさつをする程度の人はいる」「ほとんど近所付き合いはない」の回答が高くなっています。身近なところから関係づくりを進めることが必要です。

【図】隣近所の人との付き合いの程度



- どんなことでも相談し助け合える人がいる
  - ▣ 困ったことなど内容によっては、相談できる人がいる
  - ▢ 世間話をする程度の人がいる
  - ▣ あいさつをする程度の人はいる
  - ▢ ほとんど近所付き合いはない
  - 無回答
- (n=951)

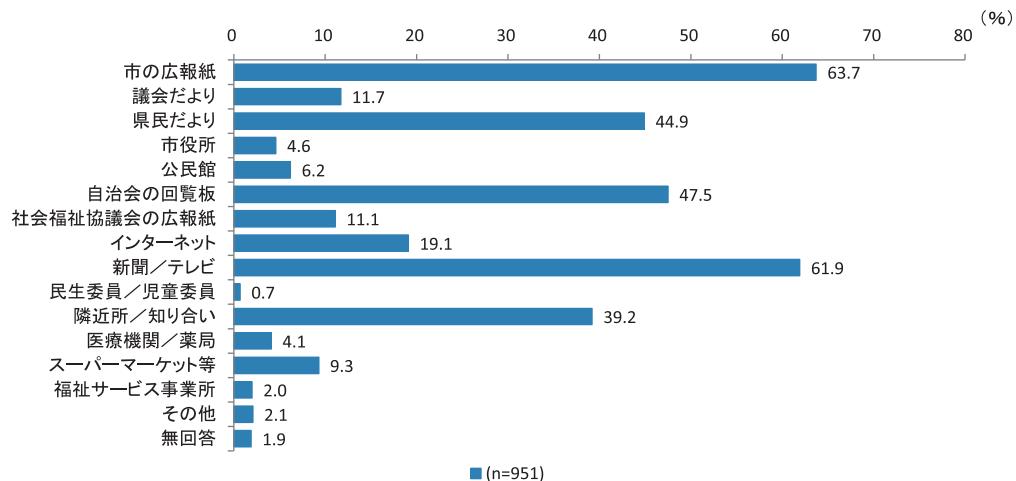
全体	951人	100%
どんなことでも相談し助け合える人がいる	74人	7.8%
困ったことなど内容によっては、相談できる人がいる	258人	27.1%
世間話をする程度の人がいる	363人	38.2%
あいさつをする程度の人はいる	203人	21.3%
ほとんど近所付き合いはない	45人	4.7%
無回答	8人	0.8%

#### ④暮らしの情報の入手方法（複数回答可）

「市の広報紙」「新聞／テレビ」の回答割合がともに6割以上と高くなっています。

男性や20歳代・30歳代では「インターネット」の回答が高く、市の広報紙や自治会の回覧板・隣近所／知り合いとともに様々な手法で情報提供を行うことが重要です。

【図】暮らしの情報の入手方法



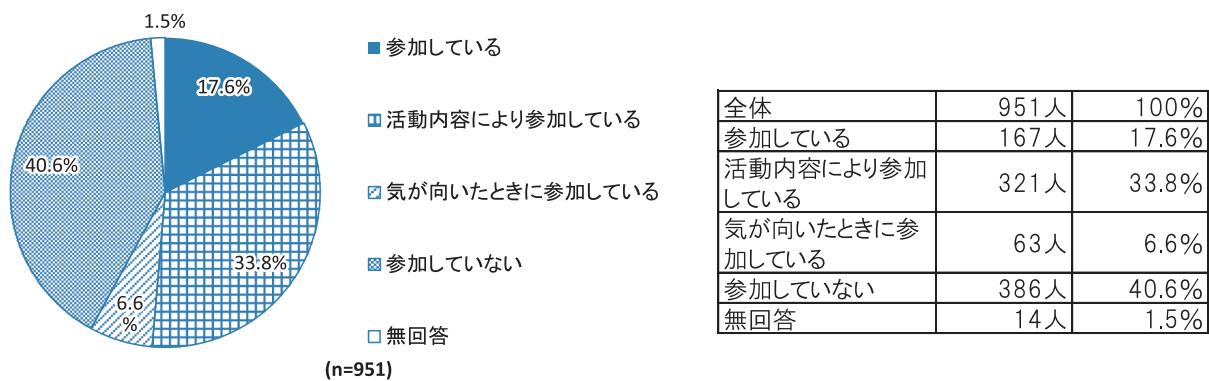
全体	951人	100%
市の広報紙	606人	63.7%
議会だより	111人	11.7%
県民だより	427人	44.9%
市役所	44人	4.6%
公民館	59人	6.2%
自治会の回覧板	452人	47.5%
社会福祉協議会の広報紙	106人	11.1%
インターネット	182人	19.1%
新聞／テレビ	589人	61.9%
民生委員／児童委員	7人	0.7%
隣近所／知り合い	373人	39.2%
医療機関／薬局	39人	4.1%
スーパー・マーケット等	88人	9.3%
福祉サービス事業所	19人	2%
その他	20人	2.1%
無回答	18人	1.9%

## ⑤地域活動への参加

「参加していない」と回答割合が4割程度と最も高くなっています。

女性や20歳代・30歳代では「参加していない」の回答が高くなっています。若年層が地域活動に関心を持ち活動に参加するとともに、女性が地域活動の場で活躍できる環境づくりが必要です。

【図】地域活動への参加

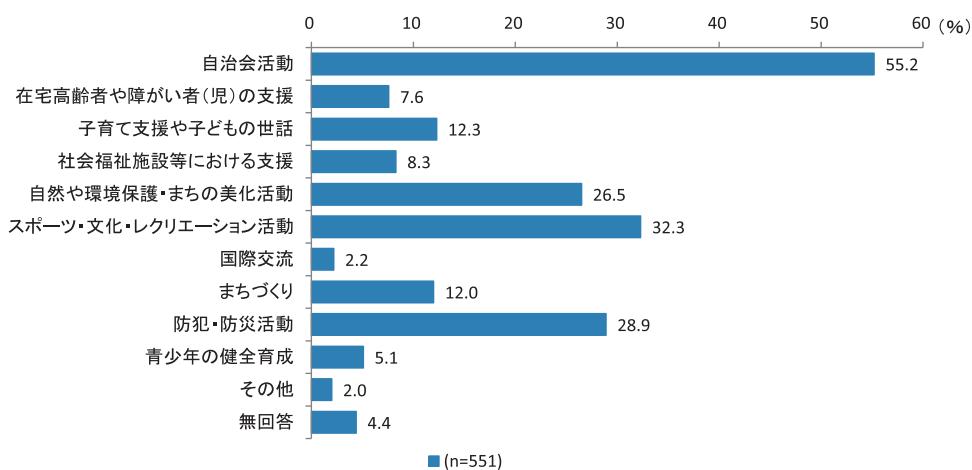


## ⑥参加したい地域活動（複数回答可）

「自治会活動」と回答した割合が5割以上と最も高くなっています。

地域活動へ参加していない割合が高い女性や30歳代では「子育て支援や子どもの世話」「スポーツ・文化・レクリエーション活動」の回答が高くなっています。情報提供を行うことで、それらの層と地域活動とのマッチングすることにより、地域活動が活性化すると考えられます。

【図】参加したい地域活動



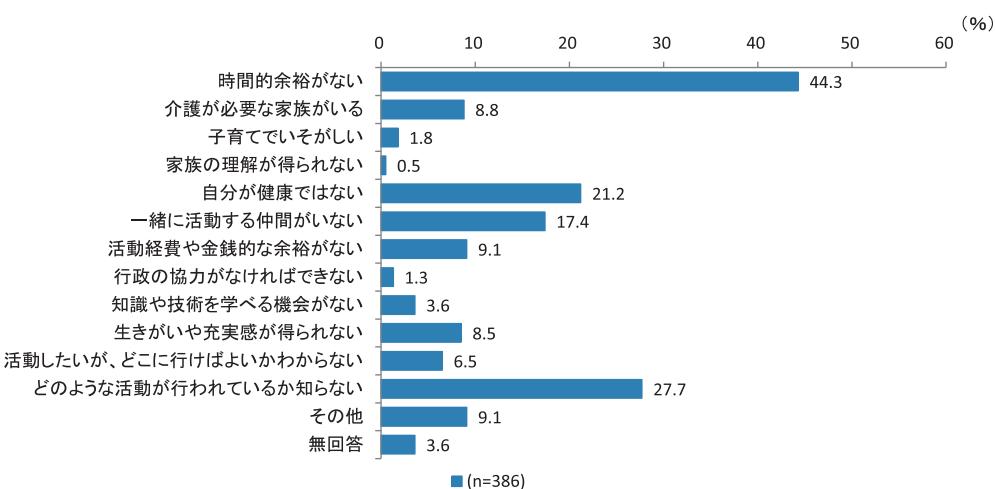
全体	551人	100%
自治会活動	304人	55.2%
在宅高齢者や障がい者(児)の支援	42人	7.6%
子育て支援や子どもの世話	68人	12.3%
社会福祉施設等における支援	46人	8.3%
自然や環境保護・まちの美化活動	146人	26.5%
スポーツ・文化・レクリエーション活動	178人	32.3%
国際交流	12人	2.2%
まちづくり	66人	12%
防犯・防災活動	159人	28.9%
青少年の健全育成	28人	5.1%
その他	11人	2%
無回答	24人	4.4%

## ⑦地域活動に参加していない理由（複数回答可）

「時間的余裕がない」と回答した割合が4割以上と最も高くなっています。

男性や20歳代・30歳代では「どのような活動が行われているか知らない」、20歳代～50歳代という世代では「時間的余裕がない」の回答が高くなっています。市民・行政・事業所が一丸となった地域づくりを行うことが重要です。

【図】地域活動に参加していない理由



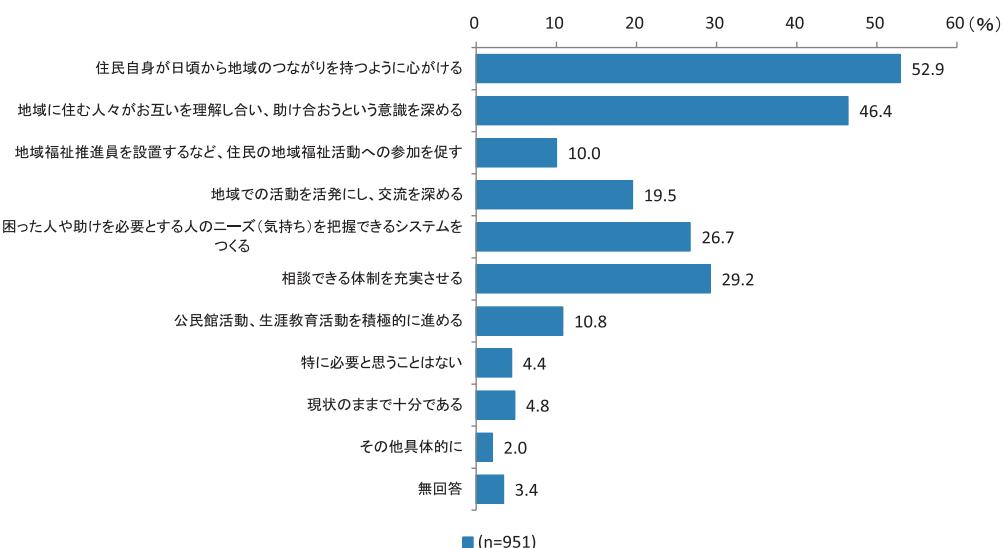
全体	386人	100%
時間的余裕がない	171人	44.3%
介護が必要な家族がいる	34人	8.8%
子育てでいそがしい	7人	1.8%
家族の理解が得られない	2人	0.5%
自分が健康ではない	82人	21.2%
一緒に活動する仲間がない	67人	17.4%
活動経費や金銭的な余裕がない	35人	9.1%
行政の協力がなければできない	5人	1.3%
知識や技術を学べる機会がない	14人	3.6%
生きがいや充実感が得られない	33人	8.5%
活動したいが、どこに行けばよいかわからない	25人	6.5%
どのような活動が行われているか知らない	107人	27.7%
その他	35人	9.1%
無回答	14人	3.6%

### ⑧地域で助け合いの輪を広げていくために、あなたが特に必要だと思うこと（複数回答可）

「住民自身が日頃から地域のつながりを持つように心がける」「地域に住む人々がお互いを理解し合い、助け合おうという意識を高める」と回答した割合がともに4割以上と高くなっています。

20歳代や30歳代では「地域での活動を活発にし、交流を深める」の回答が高くなっています。地域での交流の場づくりを持ち、そこから地域に住む人々の相互理解が進む取り組みが求められます。

【図】地域で助け合いの輪を広げていくために、あなたが特に必要だと思うこと



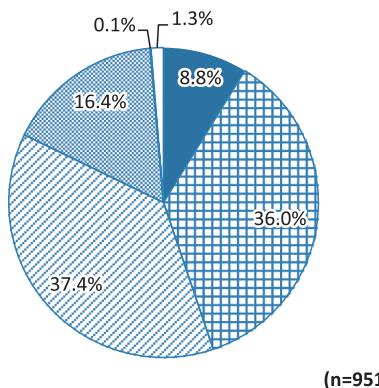
全体	951人	100%
住民自身が日頃から地域のつながりを持つように心がける	503人	52.9%
地域に住む人々がお互いを理解し合い、助け合おうという意識を深める	441人	46.4%
地域福祉推進員を設置するなど、住民の地域福祉活動への参加を促す	95人	10%
地域での活動を活発にし、交流を深める	185人	19.5%
困った人や助けを必要とする人のニーズ（気持ち）を把握できるシステムをつくる	254人	26.7%
相談できる体制を充実させる	278人	29.2%
公民館活動、生涯教育活動を積極的に進める	103人	10.8%
特に必要と思うことはない	42人	4.4%
現状のままで十分である	46人	4.8%
その他具体的に	19人	2%
無回答	32人	3.4%

## ⑨民生委員児童委員の認知度

「ある程度知っている」「名前だけ知っているがどんな活動をしているか知らない」がともに4割程度と高くなっています。

20歳代・30歳代では「知らない」、40歳代～60歳代では「名前だけは知っているがどんな活動をしているか知らない」、70歳代以上では【知っている（「よく知っている」「ある程度知っている」）という傾向がみられるため、市民に民生委員児童委員が実施している活動を理解してもらい、地域福祉の担い手として活動しやすい環境を整備することが必要です。

【図】民生委員児童委員の認知度



■よく知っている

□ある程度知っている

▣名前だけ知っているがどんな活動をしているか知らない

▢知らない

▢その他

▢無回答

(n=951)

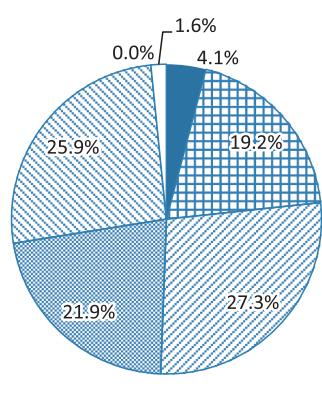
全体	951人	100%
よく知っている	84人	8.8%
ある程度知っている	342人	36%
名前だけ知っているがどんな活動をしているか知らない	356人	37.4%
知らない	156人	16.4%
その他	1人	0.1%
無回答	12人	1.3%

## ⑩社会福祉協議会の認知度

「知っているが何をしているか分からない」と回答した割合が3割程度と最も高くなっています。

20歳代・30歳代では「知らない」の回答が高くなっていますが、地域での関係づくりの中で、社会福祉協議会が行う取り組みに関する情報が若年層に周知されることが考えられます。

【図】社会福祉協議会の認知度



■よく知っている

□ある程度知っている

▢知っているが何をしているか分からない

▢社協だよりを読む程度

▢知らない

▢その他

▢無回答

(n=951)

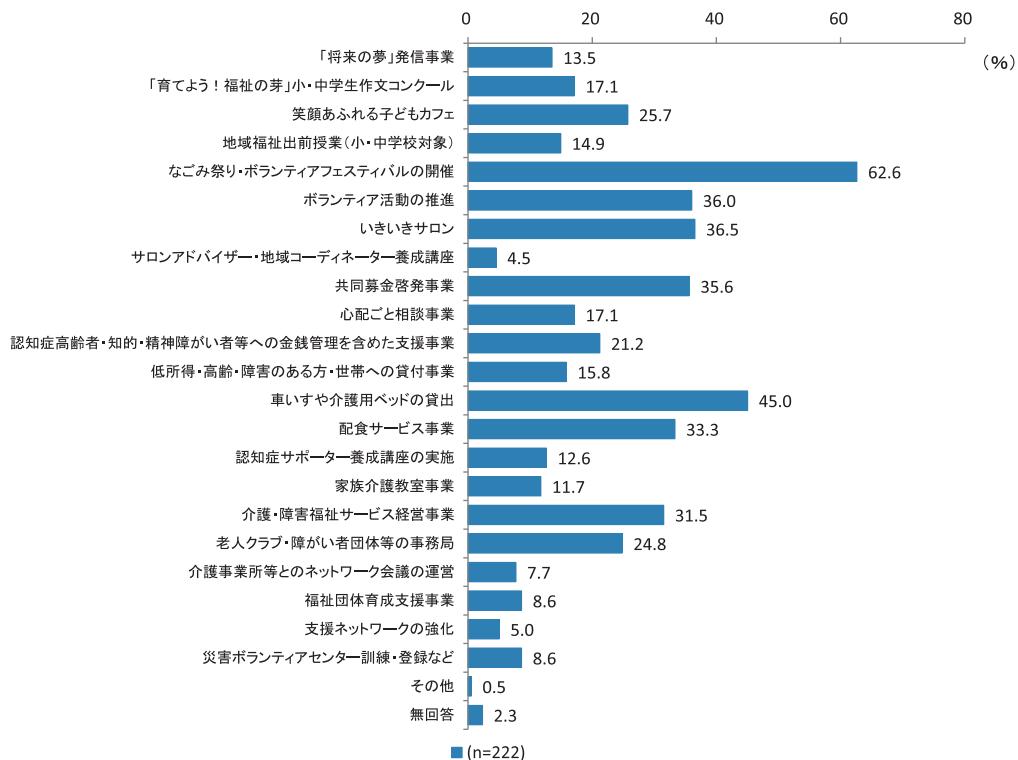
全体	951人	100%
よく知っている	39人	4.1%
ある程度知っている	183人	19.2%
知っているが何をしているか分からない	260人	27.3%
社協だよりを読む程度	208人	21.9%
知らない	246人	25.9%
その他	0人	0%
無回答	15人	1.6%

## ⑪社会福祉協議会の事業の認知度（複数回答可）

「なごみ祭り・ボランティアフェスティバルの開催」と回答した割合が6割以上と最も高くなっています。

男性では「老人クラブ・障がい者団体等の事務局」、女性では「笑顔あふれる子どもカフェ」「なごみ祭り・ボランティアフェスティバルの開催」「いきいきサロン」「配食サービス事業」の回答が高いという特徴がみられます。

【図】社会福祉協議会の事業の認知度



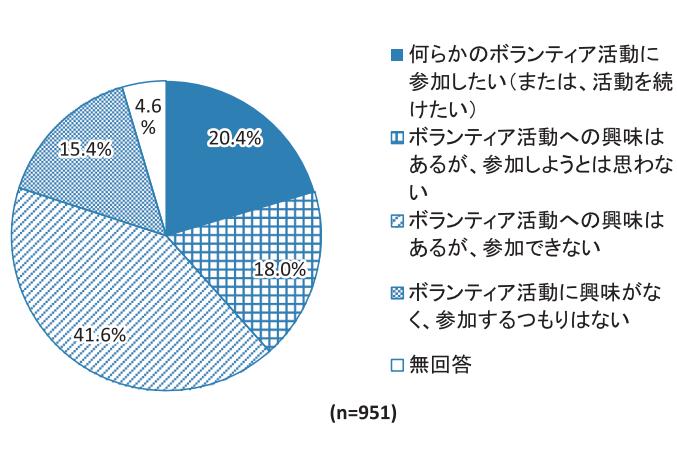
全体会員	222人	100%
「将来の夢」発信事業	30人	13.5%
「育てよう！福祉の芽」小・中学生作文コンクール	38人	17.1%
笑顔あふれる子どもカフェ	57人	25.7%
地域福祉出前授業（小・中学校対象）	33人	14.9%
なごみ祭り・ボランティアフェスティバルの開催	139人	62.6%
ボランティア活動の推進	80人	36%
いきいきサロン	81人	36.5%
サロンアドバイザー・地域コーディネーター養成講座	10人	4.5%
共同募金啓発事業	79人	35.6%
心配ごと相談事業	38人	17.1%
認知症高齢者・知的・精神障がい者等への金銭管理を含めた支援事業	47人	21.2%
低所得・高齢・障害のある方・世帯への貸付事業	35人	15.8%
車いすや介護用ベッドの貸出	100人	45%
配食サービス事業	74人	33.3%
認知症サポートー養成講座の実施	28人	12.6%
家族介護教室事業	26人	11.7%
介護・障害福祉サービス経営事業	70人	31.5%
老人クラブ・障がい者団体等の事務局	55人	24.8%
介護事業所等とのネットワーク会議の運営	17人	7.7%
福祉団体育成支援事業	19人	8.6%
支援ネットワークの強化	11人	5%
災害ボランティアセンター訓練・登録など	19人	8.6%
その他	1人	0.5%
無回答	5人	2.3%

## ⑪ボランティア活動への興味や参加意向

「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」と回答した割合が4割以上と最も高くなっています。

20歳代・30歳代では「ボランティア活動に興味がなく、参加するつもりはない」の回答が高く、「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」の回答が低いことから、若年層にボランティア活動への興味関心を持たせる仕組みが必要です。

【図】ボランティア活動への興味や参加意向



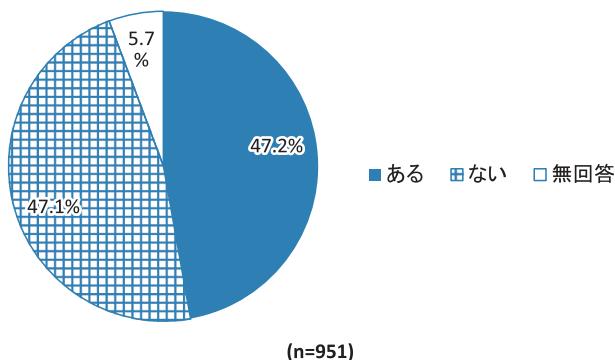
全般	951人	100%
何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)	194人	20.4%
ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない	171人	18%
ボランティア活動への興味はあるが、参加できない	396人	41.6%
ボランティア活動への興味がなく、参加するつもりはない	146人	15.4%
無回答	44人	4.6%

## ⑫地域の人に手助けしてほしいと思うことの有無

「ある」「ない」と回答した割合がともに5割程度となっています。

また、20歳代・30歳代では「ない」の回答が高くなっています。

【図】地域の人に手助けしてほしいと思うことの有無



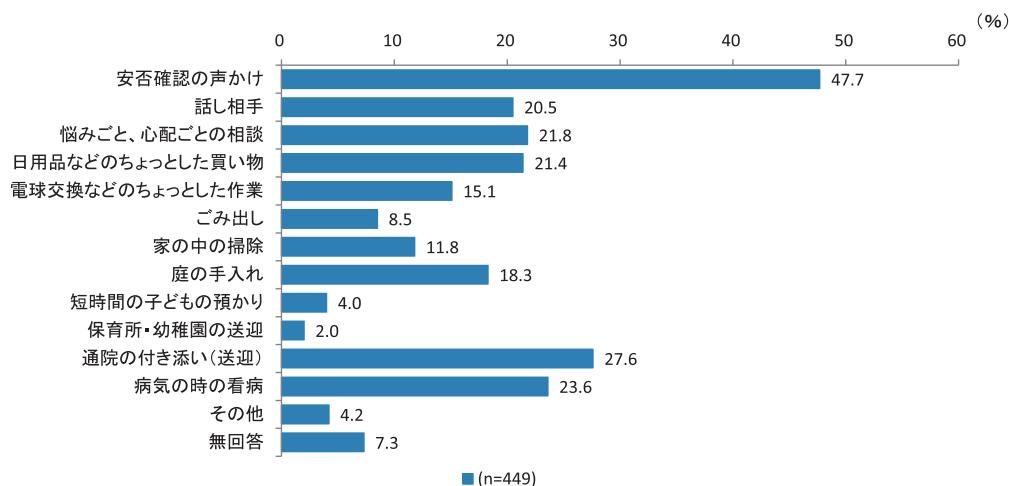
全般	951人	100%
ある	449人	47.2%
ない	448人	47.1%
無回答	54人	5.7%

#### ⑭地域の人に手助けしてほしい具体的な内容（複数回答可）

「安否確認の声掛け」と回答した割合が5割程度と最も高くなっています。

20歳代・30歳代では「悩みごと、心配ごとの相談」の回答が高く、あいさつなどを通じて隣近所の人との人間関係が構築される環境づくりが求められます。

【図】地域の人に手助けしてほしい具体的な内容



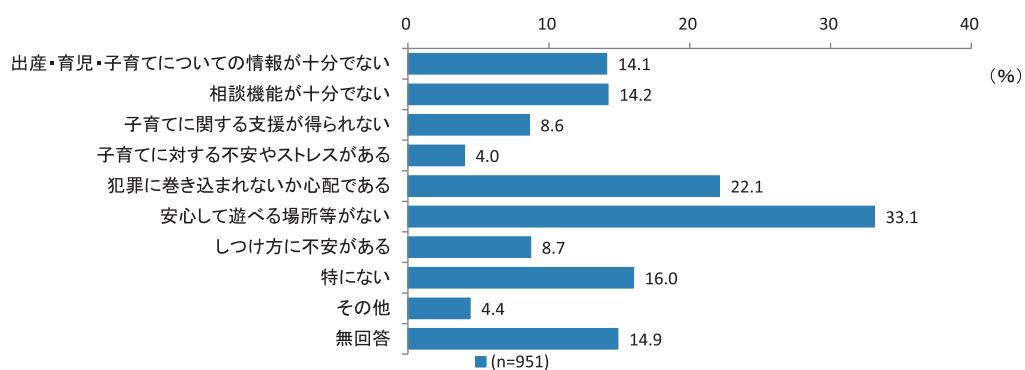
全体	449人	100%
安否確認の声かけ	214人	47.7%
話し相手	92人	20.5%
悩みごと、心配ごとの相談	98人	21.8%
日用品などのちょっとした買い物	96人	21.4%
電球交換などのちょっとした作業	68人	15.1%
ごみ出し	38人	8.5%
家の中の掃除	53人	11.8%
庭の手入れ	82人	18.3%
短時間の子どもの預かり	18人	4%
保育所・幼稚園の送迎	9人	2%
通院の付き添い(送迎)	124人	27.6%
病気の時の看病	106人	23.6%
その他	19人	4.2%
無回答	33人	7.3%

### ⑯子どもの事について（複数回答可）

「安心して遊べる場所がない」と回答した割合が3割以上と最も高くなっています。

20歳代では「子育てに関する支援が得られない」、30歳代では「出産・育児・子育てについての情報が十分でない」「子育てに関する支援が得られない」「犯罪に巻き込まれないか心配である」の回答が多く、情報が子育て世帯に届き、安心して生活できる環境づくりが求められます。

【図】子どもの事について



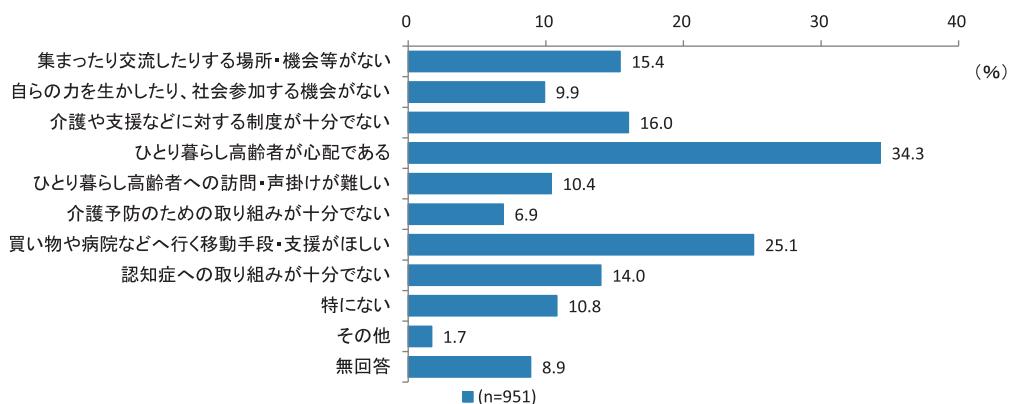
項目	回答数	割合(%)
全体	951人	100%
出産・育児・子育てについての情報が十分でない	134人	14.1%
相談機能が十分でない	135人	14.2%
子育てに関する支援が得られない	82人	8.6%
子育てに対する不安やストレスがある	38人	4%
犯罪に巻き込まれないか心配である	210人	22.1%
安心して遊べる場所等がない	315人	33.1%
しつけ方に不安がある	83人	8.7%
特はない	152人	16%
その他	42人	4.4%
無回答	142人	14.9%

## ⑯高齢者の事について（複数回答可）

「ひとり暮らし高齢者が心配である」と回答した割合が3割以上と最も高くなっています。

また、女性では「買い物や病院などへ行く移動手段・支援がほしい」の回答が高くなっています。

【図】高齢者の事について



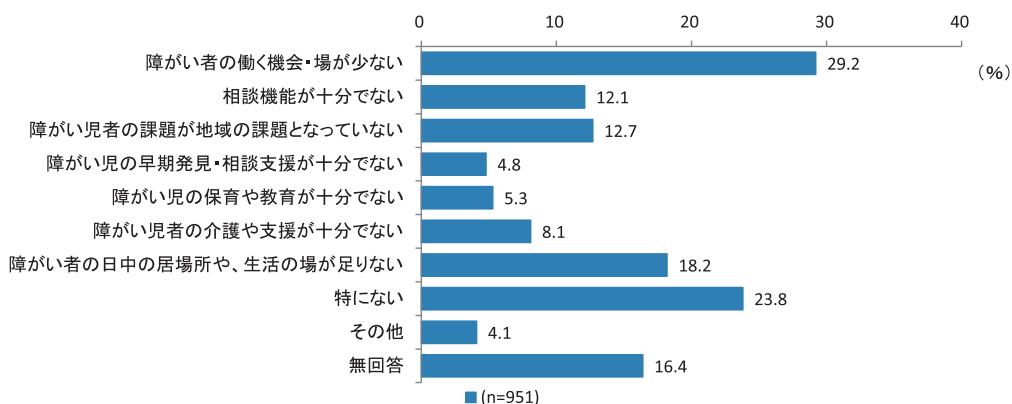
全体	951人	100%
集まったり交流したりする場所・機会等がない	146人	15.4%
自らの力を生かしたり、社会参加する機会がない	94人	9.9%
介護や支援などに対する制度が十分でない	152人	16%
ひとり暮らし高齢者が心配である	326人	34.3%
ひとり暮らし高齢者への訪問・声掛けが難しい	99人	10.4%
介護予防のための取り組みが十分でない	66人	6.9%
買い物や病院などへ行く移動手段・支援がほしい	239人	25.1%
認知症への取り組みが十分でない	133人	14%
特にない	103人	10.8%
その他	16人	1.7%
無回答	85人	8.9%

## ⑪障がい者の事について（複数回答可）

「障がい者の働く機会・場が少ない」と回答した割合が3割程度と最も高くなっています。

また、20歳代・30歳代では「障がい児の保育や教育が十分でない」、50歳代では「障がい者の働く機会・場が少ない」「障がい者の日中の居場所や、生活の場が足りない」の回答が高くなっています。

【図】障がい者の事について



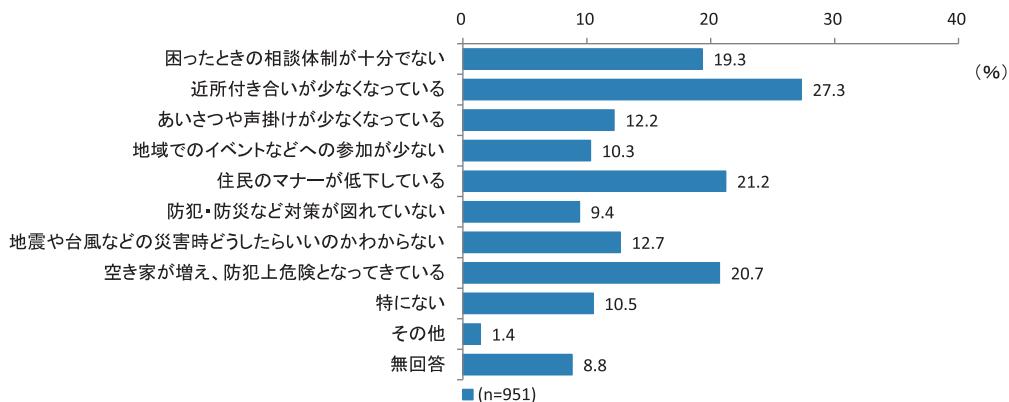
全体	951人	100%
障がい者の働く機会・場が少ない	278人	29.2%
相談機能が十分でない	115人	12.1%
障がい児者の課題が地域の課題となっていない	121人	12.7%
障がい児の早期発見・相談支援が十分でない	46人	4.8%
障がい児の保育や教育が十分でない	50人	5.3%
障がい児者の介護や支援が十分でない	77人	8.1%
障がい者の日中の居場所や、生活の場が足りない	173人	18.2%
特にない	226人	23.8%
その他	39人	4.1%
無回答	156人	16.4%

### ⑩地域生活全般について（複数回答可）

「近所付き合いが少なくなっている」と回答した割合が3割程度と最も高くなっています。

隣近所との関係を強めるとともに、20歳代・30歳代では「地震や台風などの災害時どうしたらしいのかわからない」の回答が高くなっていることから、地域における防犯・防災体制を整備することが求められます。

【図】地域生活全般について



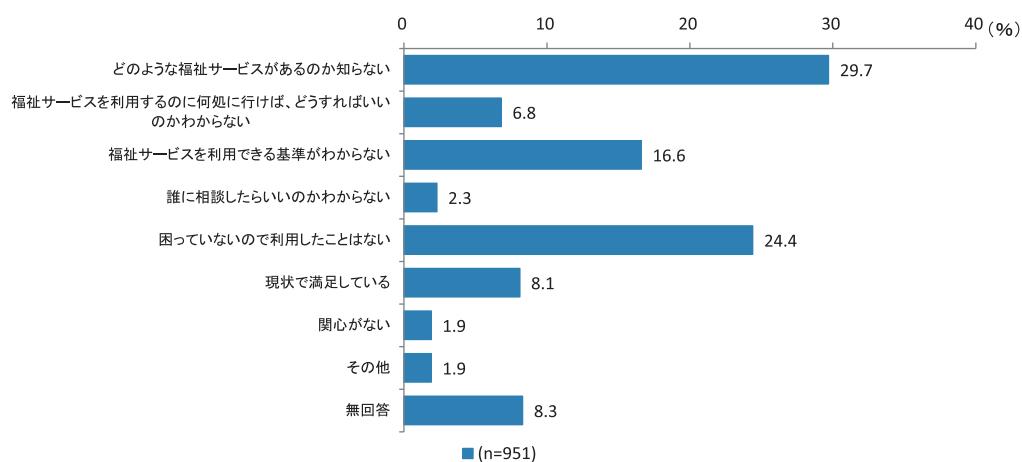
全体	951人	100%
困ったときの相談体制が十分でない	184人	19.3%
近所付き合いが少なくなっている	260人	27.3%
あいさつや声掛けが少なくなっている	116人	12.2%
地域でのイベントなどへの参加が少ない	98人	10.3%
住民のマナーが低下している	202人	21.2%
防犯・防災など対策が図れていない	89人	9.4%
地震や台風などの災害時どうしたらしいのかわからない	121人	12.7%
空き家が増え、防犯上危険となってきた	197人	20.7%
特になし	100人	10.5%
その他	13人	1.4%
無回答	84人	8.8%

### ⑯福祉サービス及び利用方法について（複数回答可）

「どのような福祉サービスがあるのか知らない」と回答した割合が3割程度と最も高くなっています。

男性や20歳代・30歳代では「どのような福祉サービスがあるのか知らない」の回答が高いことから、インターネットを通したさらなる情報提供の充実が求められます。

【図】福祉サービス及び利用方法について



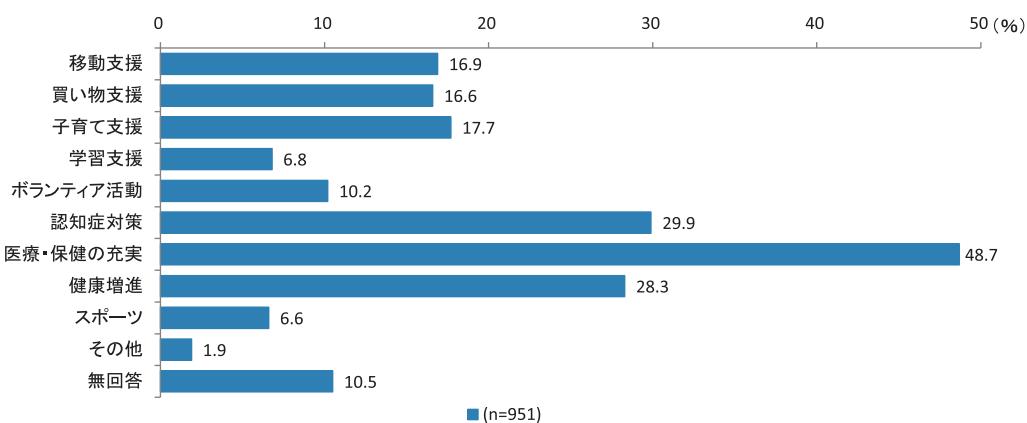
全体	951人	100%
どのような福祉サービスがあるのか知らない	282人	29.7%
福祉サービスを利用するのに何処に行けば、どうすればいいのかわからない	65人	6.8%
福祉サービスを利用できる基準がわからない	158人	16.6%
誰に相談したらいいのかわからない	22人	2.3%
困っていないので利用したことない	232人	24.4%
現状で満足している	77人	8.1%
関心がない	18人	1.9%
その他	18人	1.9%
無回答	79人	8.3%

## ㉑あなたが必要に感じることについて（複数回答可）

「医療・保健の充実」と回答した割合が5割程度と最も高くなっています。

また、20歳代～40歳代は「子育て支援」、50歳代では「認知症対策」の回答が高く、子どもから高齢者までの支援が必要とされています。

【図】あなたが必要に感じること



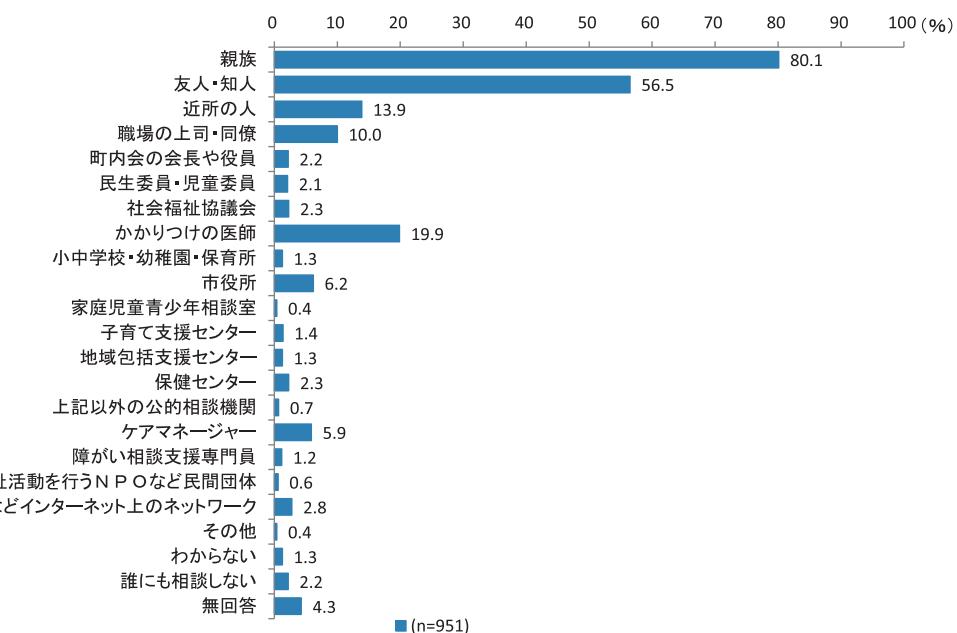
全体	951人	100%
移動支援	161人	16.9%
買い物支援	158人	16.6%
子育て支援	168人	17.7%
学習支援	65人	6.8%
ボランティア活動	97人	10.2%
認知症対策	284人	29.9%
医療・保健の充実	463人	48.7%
健康増進	269人	28.3%
スポーツ	63人	6.6%
その他	18人	1.9%
無回答	100人	10.5%

## ②悩みや不安の相談先（複数回答可）

「親族」と回答した割合が8割程度と最も高くなっています。

年齢が高くなるにつれて「近所の人」「かかりつけの医師」「市役所」の回答が高く、「友人・知人」「SNSなどインターネット上のネットワーク」の回答が低くなる傾向があり、世代ごとに相談相手に特徴がみられます。

【図】悩みや不安の相談先



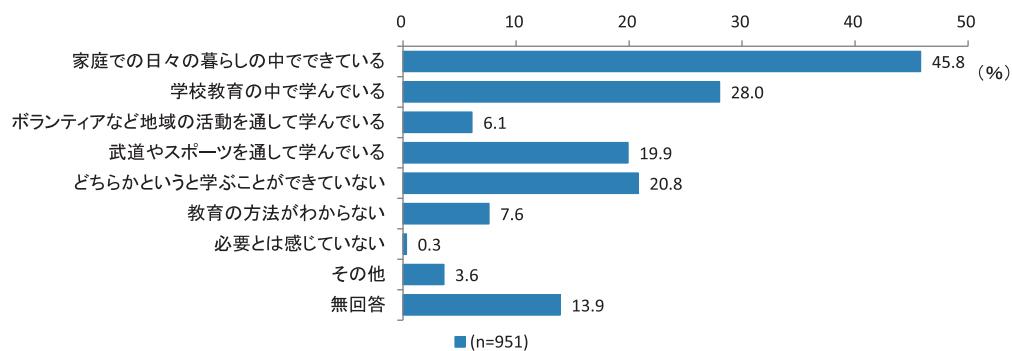
全体	951人	100%
親族	762人	80.1%
友人・知人	537人	56.5%
近所の人	132人	13.9%
職場の上司・同僚	95人	10%
町内会の会長や役員	21人	2.2%
民生委員・児童委員	20人	2.1%
社会福祉協議会	22人	2.3%
かかりつけの医師	189人	19.9%
小中学校・幼稚園・保育所	12人	1.3%
市役所	59人	6.2%
家庭児童青少年相談室	4人	0.4%
子育て支援センター	13人	1.4%
地域包括支援センター	12人	1.3%
保健センター	22人	2.3%
上記以外の公的相談機関	7人	0.7%
ケアマネージャー	56人	5.9%
障がい相談支援専門員	11人	1.2%
福祉活動を行うNPOなど民間団体	6人	0.6%
SNSなどインターネット上のネットワーク	27人	2.8%
その他	4人	0.4%
わからない	12人	1.3%
誰にも相談しない	21人	2.2%
無回答	41人	4.3%

## ②子どもたちに思いやりの心などの教育が出来ていると思うか（複数回答可）

「家庭での日々の暮らしの中でできている」と回答した割合が4割以上と最も高くなっています。

また、20～40歳代では「学校教育の中で学んでいる」の回答が高いという特徴がみられます。

【図】子どもたちに思いやりの心などの教育が出来ていると思うか



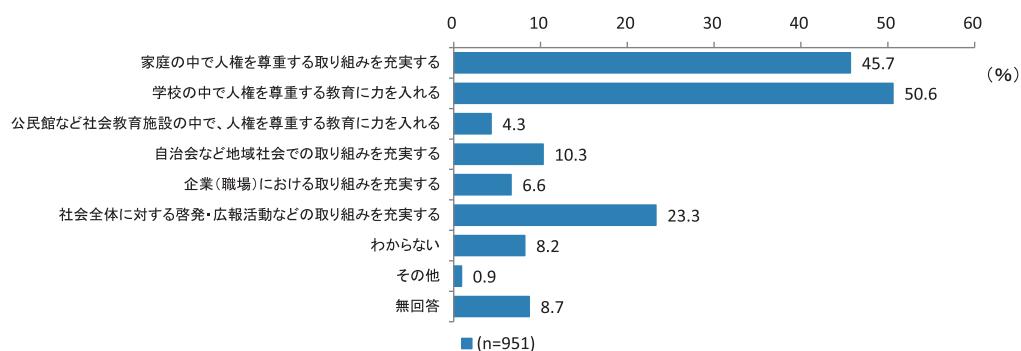
全体	951人	100%
家庭での日々の暮らしの中でできている	436人	45.8%
学校教育の中で学んでいる	266人	28%
ボランティアなど地域の活動を通して学んでいる	58人	6.1%
武道やスポーツを通して学んでいる	189人	19.9%
どちらかというと学ぶことができていない	198人	20.8%
教育の方法がわからない	72人	7.6%
必要とは感じていない	3人	0.3%
その他	34人	3.6%
無回答	132人	13.9%

### ㉓人権尊重を高めるために必要なこと（複数回答可）

「学校の中で人権を尊重する教育に力を入れる」と回答した割合が5割程度と最も高くなっています。

すべての年代で「家庭の中で人権を尊重する取り組みを充実する」「学校の中で人権を尊重する教育に力を入れる」の回答が高く、また20歳代・30歳代では「企業（職場）における取り組みを充実する」の回答が高いことから、家庭や学校だけでなく、企業とも連携した取り組みが求められます。

【図】人権尊重を高めるために必要なこと

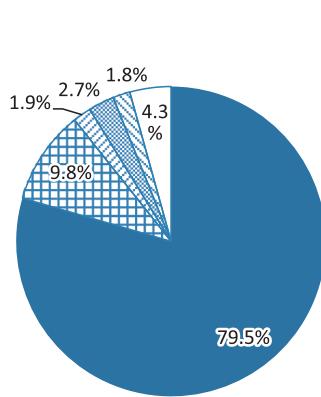


全体	951人	100%
家庭の中で人権を尊重する取り組みを充実する	435人	45.7%
学校の中で人権を尊重する教育に力を入れる	481人	50.6%
公民館など社会教育施設の中で、人権を尊重する教育に力を入れる	41人	4.3%
自治会など地域社会での取り組みを充実する	98人	10.3%
企業(職場)における取り組みを充実する	63人	6.6%
社会全体に対する啓発・広報活動などの取り組みを充実する	222人	23.3%
わからない	78人	8.2%
その他	9人	0.9%
無回答	83人	8.7%

## ②災害時に一人で避難できるか

「一人で避難できる」と回答した割合が8割程度と最も高くなっています。

しかしながら、70歳以上では「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」の回答が2割以上であり、「一人では避難できないが、近所の人が支援してくれるため避難でき」「一人では避難できず、支援してくれる人もいない」と回答した人もいらっしゃることから、支援を必要とする高齢者を地域で見守ることで防災体制を整備することが求められます。



### ■一人で避難できる

- 一人では避難できないが、家族の介助で避難できる
- 一人では避難できないが、近所の人が支援してくれるため避難できる
- 一人では避難できず、支援してくれる人もいない
- その他
- 無回答

(n=951)

	951人	100%
全体会	951人	100%
一人で避難できる	756人	79.5%
一人では避難できないが、家族の介助で避難できる	93人	9.8%
一人では避難できないが、近所の人が支援してくれるため避難できる	18人	1.9%
一人では避難できず、支援してくれる人もいない	26人	2.7%
その他	17人	1.8%
無回答	41人	4.3%

## 計画策定時調査資料抜粋

## 有田市福祉現況【平成28年4月1日現在】

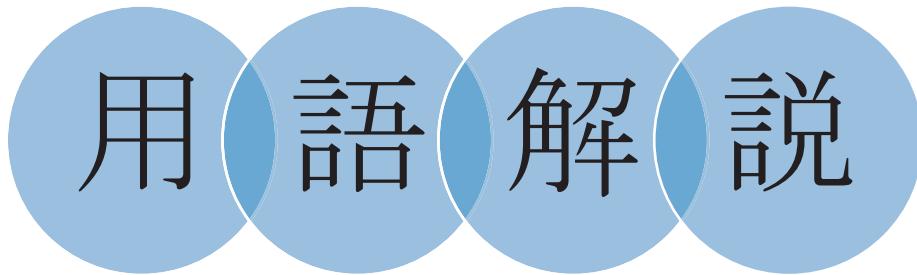
人口等数値			
面積	36.89 km <sup>2</sup>		
世帯数	11,897 世帯		
人口	計 29,578 人	男 14,085 人	女 15,493 人
高齢化率	31.1 %	(総人口に対する65歳以上の人口割合)	
高齢化率の変化	24年度26.9%、25年度28.2%、26年度29.2%、27年度30.3%		
65歳以上人口	計 9,206 人	男 3,859 人	女 5,347 人
65歳～74歳	4,573 人	男 2,172 人	女 2,401 人
75歳～84歳	3,159 人	男 1,263 人	女 1,896 人
85歳～94歳	1,326 人	男 403 人	女 923 人
95歳以上～	148 人	男 21 人	女 127 人
在宅一人暮らし(65歳以上)	2,191 人	男 556 人	女 1,635 人
75歳以上老人世帯	1,937 世帯		
一人親世帯(20未満の子のいる世帯)	341 世帯	母子 316 世帯	父子 25 世帯
少子率	11.6 %	総人口に対する15歳未満の人口	15歳未満 計3,434 人(男1,807人 女1,627人)
出生数	179 人	男 95 人	女 84 人
児童生徒数	保育所・幼稚園 780 人	小学校 1,364 人	中学校 800 人
介護保険			
介護保険料(基準額)	5,800 円	通所介護	10 個所
介護保険認定者数	1,831 人	短期入所生活保護	3 個所
居宅介護支援事業所	15 個所	短期入所療養介護	0 個所
指定訪問介護	13 個所	特別養護老人ホーム	3 個所
訪問看護	3 個所	介護老人保健施設	0 個所
訪問リハビリテーション	6 個所	介護療養型施設	0 個所
通所リハビリテーション	1 個所	地域密着型認知症対応型共同生活介護施設	0 個所
その他の福祉関係状況			
福祉タクシー利用者	345 人	身体障害者手帳保持者	1,564 人
緊急通報措置設置者	242 人	療育手帳保持者	212 人
生活保護受給者世帯	204 世帯	精神障害者保健福祉手帳保持者	158 人
特定非営利活動法人(NPO)	9 団体		
民生委員・児童委員数	68 人	男 42 人	女 26 人
身体障害者相談員	5 人		
知的障害者相談員	2 人		
保健師	10 人	(内 1 人非常勤)	
自主防災組織	53 組織		
配食サービス	年間配食数延	1,523 食	対象者 30 人
ボランティア保険加入	延	869 人 (団体含)	
単位老人クラブ数	58 クラブ (65歳以上の人口に対する会員加入率 24.6 %)		
老人クラブ会員数	計 2,263 人	男 743 人	女 1,520 人
有田市社会福祉協議会職員			
理事・監事	計 18 人	男 11	女 5
評議員	計 34 人	男 25	女 9
事務局職員	計 5 人	男 2	女 3
		理事16人、監事2人	
		常勤5人	



## 老人クラブ加入者数推移

(人)

年度	単位クラブ数	加入者数	加入者数(男)	加入者数(女)
平成8年	69	3,845	1,257	2,588
平成18年	69	3,472	1,116	2,356
平成19年	69	3,355	1,076	2,279
平成20年		0		
平成21年	65	3,126	950	2,176
平成22年	64	2,907	946	1,961
平成23年	63	2,836	900	1,936
平成24年	64	2,619	858	1,761
平成25年	63	2,583	841	1,742
平成26年	60	2,431	788	1,643
平成27年	58	2,322	751	1,571
平成28年	58	2,263	743	1,520



## 【ア行】

---

### ・アセスメント

生活背景やこれまでの経緯も含めた状態の情報収集作業。

### ・新（たな）地域支援事業

平成 27 年度の介護保険制度改正により、高齢者の自立支援に向けたサービス、生活支援サービスに合わせ、高齢者と地域社会との関係の回復・維持に向けた取り組みをいう。

### ・新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン

厚生労働省の新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームが平成 27 年 9 月 17 日に発表した福祉サービスの新方針

### ・いきいきサロン

地域住民が主体となって、高齢者・障がい者・子育て中の親子などが一つの場所に集い、協働で企画し活動内容を決め、交流を通して仲間づくりを促す活動。

### ・インフォーマル

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

### ・エンパワメント

自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるよう、その人の力を高めていくという理念。

### ・音楽療法

音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の軽減回復、機能の維持改善、生活の質の向上、問題となる行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること。

## 【力行】

### ・介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

### ・現役世代

内閣府の「高齢社会白書」によれば、15歳から64歳までを現役世代としているが、一般的には、定年退職していない労働者を指し、特に年金制度などにおいて税金を収める側にある世代を指す。

### ・国民生活基礎調査

厚生労働省が昭和61年から毎年、全国で実施している調査で、世帯の構成、国民の保健、医療、福祉、年金、就業、所得などの国民生活の基礎的な事項を調査し、今後の厚生労働行政の企画、立案、運営のための基礎資料を得るために実施しているもの。

### ・子ども家庭福祉

子どもに対する「健康で文化的な家庭機能」を、家族ほか学校や市民・地域、マスコミ・企業など社会的に分担・サポートすること。

### ・子ども子育て関連三法

1. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

### ・子ども・子育て支援新制度

「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考え方に基づいて制度が作られた。

### ・子ども食堂

主に貧困家庭や孤食の子どもたちに無料や安価で食事を提供する民間の取り組み。子ども食堂という名前が使われ始めたのは2012年とされる。

### ・子どもの貧困に対する大綱～すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指して～

子育て支援の量を増やし、必要とする全ての家庭が利用できる支援を用意。子育て支援の質を向上して、子どもたちがより豊かに育っていく支援を目指す

している制度。

## 【サ行】

### ・在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的とした事業。

### ・社会教育施設

家庭や学校の外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまでの年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供されることが出来る生涯学習のための施設。

### ・社会参加

「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格を個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的を達成するには、障がい者が社会に出て、経済活動に参加する等の取り組み。

### ・社会的孤立

社会の中で居場所、社会的な安定性を持たないこと。若者、高齢者、独居生活者、学生、婚外子、マイノリティに属する外国人、失業者、リストラ退職者、AIDS、ハンセン病など社会の中で脇に追いやられたがちな疾患を抱えている人々、被差別集団に属する人々等が陥ることが多い。

### ・社会的自立

就業による経済的自立に限らず、親から精神的に独立しているかどうか、日々の生活において自立しているかどうか、社会に関心を持ち公共に参画しているかどうかなど、多様な要素を含むことが多い。

### ・社会福祉協議会

住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

### ・社会保障制度改革国民会議

社会保障制度改革推進法に基づいて平成24年(2012)11月に内閣に設置された会議。研究者など15人の有識者で構成され、公的年金・医療保険・介護

保険・少子化対策の各分野で社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議する。平成 25 年 8 月 21 日に同法の設置期限を迎えて廃止。

・就労支援

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援のこと。

・成年後見制度（法人後見制度）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。また、法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などがこれらの業務にあたることを指す。

・生活課題（福祉課題）

従来の社会福祉の枠を越えた生活関連分野における課題。

・生活訓練

障害者総合支援法による自立訓練（生活訓練）をいう。地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障がい者を対象とする訓練を言う。

・生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの構築における重要な柱の一つである「生活支援・介護予防」の充実に向けて、各市町村が「生活支援コーディネーター」「協議体」の設置を柱とした事業。

・生活福祉資金（総合支援資金・緊急小口資金）

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度。

・ショートステイ

施設に短期間だけ入所して、食事や入浴といった生活援助サービスや機能訓練を受けるサービス（利用できる期間は 1 ヶ月で最長 30 日まで）。

・セーフティネット

生活の中で不測の事態が起きた時の生活困難を「防止する仕組み、または装置」のこと。生活保護等の社会保障制度がその役割を果たす。

・ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の

実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

・ソーシャルワーカー

生活する上で困っている人々や、生活に不安を抱えている人々、社会的に疎外されている人々に対して、関係を構築し、問題解決のための援助を提供する専門職の総称。

## 【タ行】

---

・団塊の世代

第2次世界大戦直後の1947年から1949年までのベビーブームに生まれた世代のこと。

・地域コーディネーター

公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中で様々な課題の解決にあたること。

・地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、又はある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

・地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。ホームヘルプサービスなどの法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働し実践する。

・地域福祉活動

地域で生まれ、共助しながら生活する中で、自分や家族だけでは解決できない「困りごと」に直面することがあるが、それでも既存の家族、友人、知人の関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味等の社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りを持って地域の一員として普通に生活出来ることを目的とした地域の活動。住民福祉活動とも言う。

・地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することが出来るよう包括的に支援すると同時に、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が一体的に提供されるサービス提供体制の構築を目指したシステム。

### ・地域包括支援センター

高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士を配置。高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する役割を担う。

### ・中山間地域

農林統計の地域区分の一つであり、平野の周辺部から山地に至る、平坦な耕地の少ない地域。日本農耕地全体の40%。

## 【ナ行】

### ・認知症

認知症とは加齢による記憶障害を主とした病気全般を指す。原因として脳血管障害によるもの、アルツハイマー病等の変性疾患によるもの、その他様々なものが挙げられる。病気によって損傷をうけた脳の部位によって症状が異なり、単なる記憶力の低下だけではなく、めまい、しびれ、言語障害、知的能力の低下など様々な症状を示す場合もある。

### ・認知症サポーター（養成講座）

「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けや、生活上の困りごとの解決に向け、支援機関につなぐなどの支援を行う。

### ・認知症総合支援事業

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進することを目的とした事業。

### ・ノーマライゼーション

障がい者（広くは社会的マイノリティも含む）が一般市民と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指す理念。

## 【ハ行】

### ・福祉ニーズ

人間が社会生活を営むために欠かすことのできない基本的要件を欠く状態。

### ・福祉教育

従来より福祉とは、社会的に「弱い人」「気の毒な人」「かわいそうな人」を助ける弱者救済的な内容が福祉であると理解されてきた。しかし、本来の福祉は、人々が平和で幸せに生きたいという願いにかかわる課題として広く捉えるべきであり、福祉を他人事としてではなく、自分自身の課題として理解し認識することが大切である。本計画においては、このことを広く市民に理解してもらう取り組みを「福祉教育」とする。

### ・福祉的就労

施設の日課として利用者が何らかの生産活動に従事すること（生産活動の対価として工賃が支払われるが、「生産活動の場」を提供すること自体が福祉的支援であるため、労働関係法規非適用の場合あり。）施設によって従事する生産活動の内容や利用者の生産性は様々で企業就労に近いものから、いわゆる「生き甲斐労働」と呼ばれるものまでその幅は広い。

### ・フォーマル

医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスの事。

### ・プロボノ

各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する専門家自身のこと。

## 【ヤ行】

---

### ・要支援・要介護認定者

要介護認定とは、介護が必要な人に対して、その“必要量”を判断するもの。要介護認定では7段階のランクづけを行います。その7段階とは、「要支援1」「要支援2」「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」というランク。要支援1、2は「生活機能が低下し、その改善の可能性が高いと見込まれる」状態。要介護は「現在、介護サービスが必要である」状態と判断される。

## 【ワ行】

---

### ・和歌山県市町村社協連協

県内の社会福祉協議会の活動を促進することを目的とし、研修会や会員相互の親睦、情報交換などをとおして、県内社協に必要な情報の提供を行い、“社

協職員の輪”を広げながら、会員同士の交流を深める活動を行う組織。

・ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式に捉われないよう工夫された会議の手法。講義等のような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題の解決の方策の提案等を行う。

## 【P行】

---

・P D C Aサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされている。

☆イラスト作者紹介(表紙・挿絵)



## 宮本 和明 氏

有田市宮原町出身・在住

有田市糸我町で『結納品・ベビーこども服 まるわ』  
を経営する傍らでイラストを描かれています。



『まるわ』

和歌山県有田市糸我町西 545-2 Tel 0737-88-6872

ホームページ <http://www.konomise.com/arida/maruwa/>





発行 社会福祉法人 有田市社会福祉協議会  
〒649-0432  
和歌山県有田市宮原町東 215 番地  
有田市福祉館なごみ

有田市社会福祉協議会公式ホームページ  
<http://www.naxnet.or.jp/~a-syakyo/>



有田市社会福祉協議会公式フェイスブックページ  
<https://www.facebook.com/aridasi.syakyo/>

